

第5次さいたま市

男女共同参画のまちづくりプラン

(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

案

令和6年3月

さいたま市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の経緯.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 さいたま市の統計からみえる現状.....	8
4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要.....	20
5 第4次プランの取組状況.....	35
6 さいたま市の男女共同参画を取り巻く主要課題.....	43
第2章 基本的な考え方	47
1 計画の目的.....	47
2 基本理念.....	47
3 計画の位置付け.....	48
4 計画の期間.....	50
5 計画の策定体制.....	50
6 計画の目標.....	51
7 計画の重点事項.....	52
8 計画の体系.....	56
第3章 計画の内容	59
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり.....	59
目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し 多様な生き方ができるまちづくり.....	66
目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり.....	73
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり.....	78
目標Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の 解消をすすめるまちづくり.....	89
目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり.....	95
目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり.....	112
数値目標一覧.....	128
第4章 計画の推進	137
1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働.....	137

2	推進の具体的方法.....	138
3	計画の進行管理.....	139

資料編 141

1	男女共同参画基本計画策定についての諮問・答申.....	141
2	さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿.....	142
3	策定の経過.....	143
4	市民参加の状況.....	144
5	男女共同参画に関する動き.....	145
6	関係法令.....	153
7	用語解説.....	186

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

さいたま市では、平成15年3月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成16年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、令和元年度からは平成31年3月に策定した「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第4次プラン」という。）により、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進してきました。

第4次プランの計画期間が令和5年度末で満了となることから、これまでの成果と社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画を策定するため、令和4年5月に市長から「さいたま市男女共同参画推進協議会」へ諮問を行い、令和5年3月にさいたま市男女共同参画推進協議会から市長に対して「提言書～第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について～」が答申されました。

市は、この「提言書」を最大限に尊重し、令和6年度からの「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下、「第5次プラン」という。）を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 社会経済状況の変化

① 人口の減少と女性の就労を取り巻く状況

全国的に少子高齢化、人口の減少が進行しています。これを背景に経済・地域・社会の担い手不足を懸念する声が高まっており、今日のわが国は、幅広い分野で多様な人材の能力の活用が求められています。

また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、孤立や貧困等の状況に置かれやすい人たちへの社会的支援の重要性も高まっています。

就労について見ると、いわゆるM字カーブ（女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること）については全国的に解消傾向にあり、女性の労働力率は従来のM字型から先進諸国で見られる台形に近付きつつあります。しかし、女性の就業形態を見ると非正規雇用が多く、女性の正規雇用労働者比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。非正規雇用労働者と正規雇用労働者では給与等の処遇面で格差が存在しており、非正規雇用労働者の割合が男性に比べて女性で高いことは、女性の貧困の背景にもなっていると考えられています。

② 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

令和2年春以降、全世界的に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、都市部を中心にその感染拡大防止のために長期間の外出自粛や企業・学校の休業等が行われました。こうした中で、平常時の固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちとなったこと、男性に比べ女性がより職を失いやすいこと、医療や介護、福祉関係など感染のリスクが高いとされる職種で女性の割合が高いこと、外出自粛等に伴い在宅時間が増加したことを背景としてDVや性被害・性暴力の増加が懸念されるといったジェンダーに起因する様々な課題が一層顕在化しました。また、自殺者数は、依然として女性よりも男性が多い状態ですが、女性の自殺者数が増加傾向にあることも、憂慮すべき事態です。

一方、感染拡大を契機にテレワークやオンラインの活用が進んだことは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上につながるものと期待されています。

③ デジタル化社会への対応

デジタル化社会の進展に伴い、生活のあらゆる場面においてスマートフォンを始め、ICT やインターネットといったデジタルを通じてサービスが提供されることが当たり前になりつつあります。このようなデジタル化社会への対応のため、理工系分野やデジタル・テクノロジーの分野でのジェンダー・ギャップの縮小や、デジタル・デバイドを防ぐための取組が求められています。

(2) 国際社会の動向

① 男女共同参画に関する国際的な取組

国際社会においては、男女共同参画に関する取組がこれまで継続的に推進されてきています。平成7（1995）年に開催された第4回世界女性会議において採択された「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画の国際的な基準となっており、以降5年ごとに世界全体で進捗状況と課題のふり返りが行われてきました。

平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標 SDGs を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは令和12（2030）年を達成期限としており、17の目標と169のターゲットが設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して幅広い課題に取り組むものとしています。この中で、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は目標5に掲げられるとともに、全ての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映していくことが重要とされています。ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関して、その後も主要国首脳会議（G7）やアジア太平洋経済協力会議（APEC）等においても継続的に取り上げられています。

北京宣言から25周年、SDGs採択から5年目の節目の年にあたる令和2（2020）年には、前述のとおり新型コロナウイルス感染症が世界規模で広がりました。同年4月には、国連女性機関（UN Women）が「COVID-19と女性・女児に対する暴力」の報告書を公表し、政府・国際機関・市民社会を含む全てのセクターに向けて、女性・女児に対する暴力対策のために追加で財源を割り当て、証拠・データに基づいた措置をとること、暴力にさらされる女性への支援を強化すること、女性を政策変容・解決手段・復興の中心に置き、女性の声が反映されるようにすること等の措置をとるよう提言しました。ジェンダーの視点にたった政策立案と具体的な取組に向けて、国際的な協調が重要になっています。

② 男女共同参画に関する指標の状況

各国における男女格差を測る指標である「ジェンダー・ギャップ指数2023」（世界経済フォーラム）を見ると、日本は146か国中125位と低い順位となっており、特に経済分野（146か国中123位）と政治分野（146か国中138位）が低く、主要7か国（G7）で最下位、アジア諸国の中においても低い結果となり、男女平等や女性活躍の取組において国際的に遅れを取っている状況が明らかになっています。

また、「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」（SDSN）とドイツのベルテルスマン財団が公表したSDGsの達成度・進捗状況に関する国際レポート「持続可能な開発レポート」を見ると、令和4（2022）年の日本のSDGs達成度は163か国中19位ですが、目標別達成度では、ゴール5は毎年達成度が最も低い目標の1つとして評価がなされています。わが国におけるSDGsの達成に向けては、ゴール5の取組の強化が不可欠であると言えます。

（3）国の動向

① 男女共同参画の推進に関する法律の制定・改正

国においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。平成11年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取組が進められています。

ア) 働く場を中心とした取組

平成31年4月より順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）では、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得、フレックスタイム制の拡充等を定めるとともに、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止、待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備といった事項が定められました。

平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）は令和元年5月に改正され、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されました（令和2年6月から順次施行）。

ハラスメント防止対策については、平成29年1月に施行された改正男女雇用機会

均等法により、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が位置付けられたほか、令和2年6月施行の改正男女雇用機会均等法においてセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化が図られ、改正労働施策総合推進法においてパワー・ハラスメントの防止措置が義務化されています。

令和3年6月には育児・介護休業法が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました（令和4年4月から段階的に施行）。

イ) 政治分野における取組

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に制定されました。令和3年6月には、同法の改正法が施行されており、政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策が強化されています。

ウ) 配偶者暴力の防止に関する取組

令和2年4月施行の改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）において、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されています。

また、令和5年5月には同法が改正され、保護命令の対象に従来の身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力を加えることや、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設等の保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化が定められています。（令和6年4月1日施行）

エ) 性をめぐる問題に関する取組

令和4年6月には、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）が制定されました。この法律は、アダルトビデオ出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しの付かない重大な被害が生じている現状を踏まえ、全ての年齢・性別についての被害の防止と被害者の救済のために制定されたものです。具体的には、性行為映像制作物（AV）の出演を契約してしまった後でも無条件で契約をなかったことにしたり、撮影された映像の公表を止めたりすることができるようになりました。（令和4年6月施行）。

令和5年6月には、刑法が改正され、強制性交罪の罪名を「不同意性交罪」に変え、同意がない性行為は犯罪になり得ることが明確化されるとともに、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間の延長等がなされました。あわせて、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が制定され、性的姿態等撮影罪等の規定が整備されました。（令和5年7月施行）。

オ) 困難な問題を抱える女性に関する取組

令和4年5月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。この法律は、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させたものであり、女性の意思が尊重されながら最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等を明記したものです（令和6年4月1日施行）。

カ) 性的少数者（性的マイノリティ）に関する取組

令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定・施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定めて国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

② 第5次男女共同参画基本計画の策定

政府は令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定しました。同計画の基本的な方針においては、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として、次の4点を示しています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(4) 埼玉県の動向

埼玉県においては、平成12年の「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、令和4年3月には「第5次埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和4年度～8年度）を策定しています。また、令和4年3月には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、埼玉県のドメスティック・バイオレンス（DV）に関する施策の総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」を策定しています。

令和4年7月には、性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が新たに制定されました。

(5) さいたま市の取組

さいたま市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年3月に「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（計画期間：平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）を策定し、計画の理念である「女（ひと）と男（ひと） 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」を目指し、各事業を推進しています。配偶者等からの暴力防止対策については、令和3年3月に「第3次さいたま市DV防止基本計画」（計画期間：令和3年度～5年度）を策定し、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を計画の目標として、各施策を展開しています。

令和元年度には、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識や実態を把握し、市のDV防止基本計画の改定（令和2年度）及び今後の市のDV防止施策の推進に反映させるための基礎資料とすることを目的に、「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査」を実施しました。また、令和3年度には、市民の男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第4次計画の改訂や今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

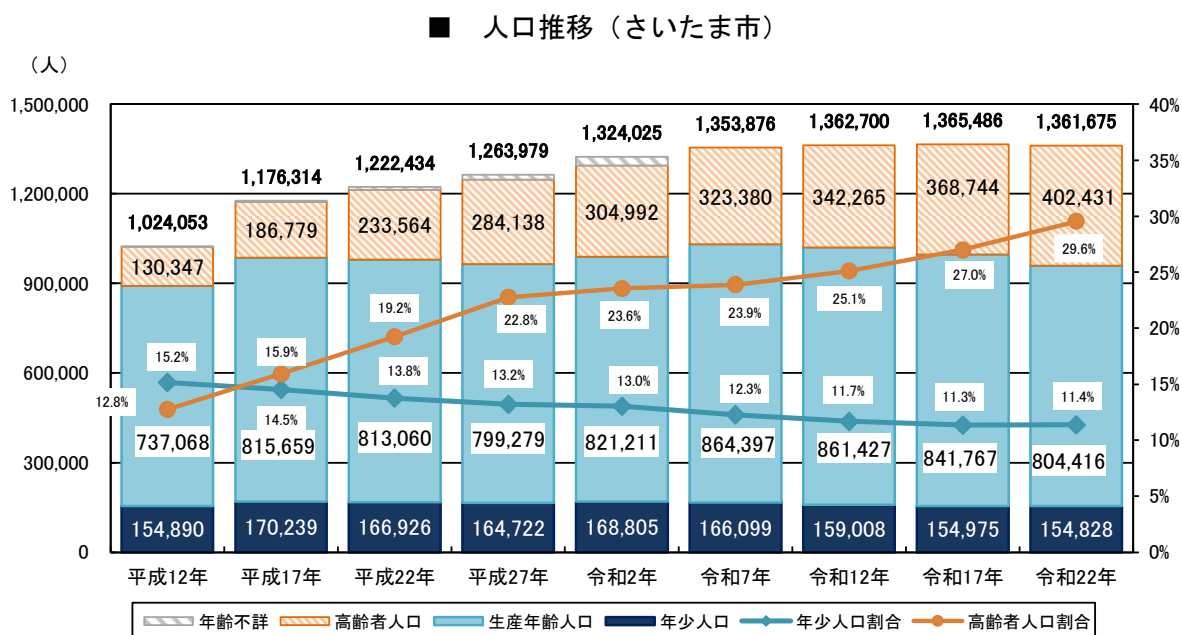
このほか、令和2年4月には、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの人々が安心感を持って生活できる社会が実現すること等を目的に、パートナーシップの関係にある二人からの宣誓・届出を市が受理したことを証明するパートナーシップ宣誓制度を埼玉県内で初めて創設しました。

3 さいたま市の統計からみえる現状

(1) 人口の状況

さいたま市の人口の推移を見ると、平成12年以降増加しており、令和2年には1,324,025人となっています。年齢3区分別人口は、平成12年以降高齢者人口が増加しているのに対し、年少人口は横ばい傾向となっています。高齢化率は年々上昇しており、令和2年には23.6%と過去最高を更新しています。

さいたま市の総人口は現在増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口（令和5年推計）によると、令和17年頃をピークとして、その後減少に転じる見通しとなっています。高齢者人口割合は引き続き増加を続け、令和22年にはほぼ30%となることが予測されています。

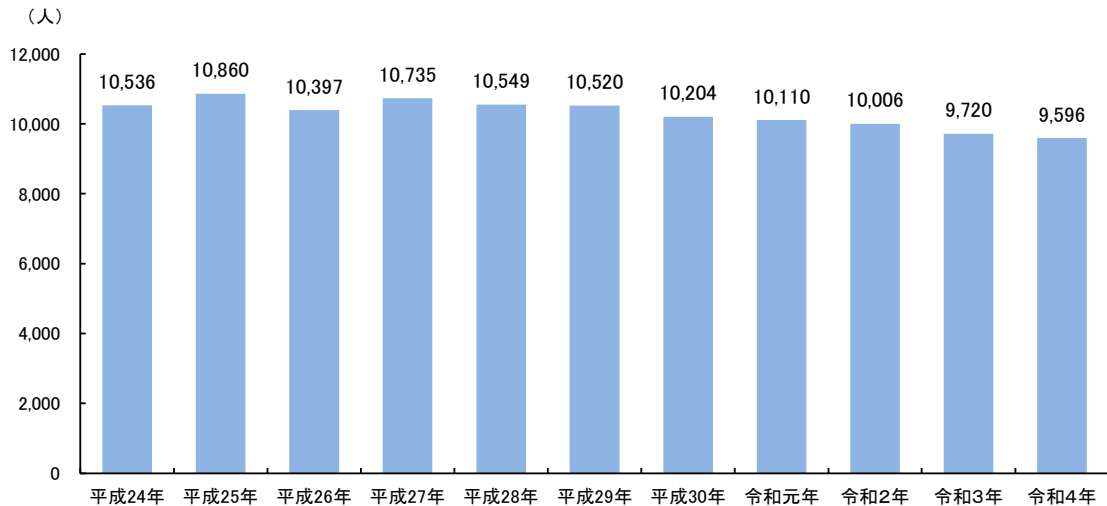


※ 令和2年以前は国勢調査。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』。

※ 令和2年以前について、国政調査での年齢不詳の存在により、高齢者人口、生産年齢人口、年少人口の合計値と総人口は一致しない。

さいたま市における出生数の推移は、増減を繰り返しながらの緩やかな減少傾向にありましたが、平成28年以降は前年を下回り続け、令和4年は9,596人となっています。

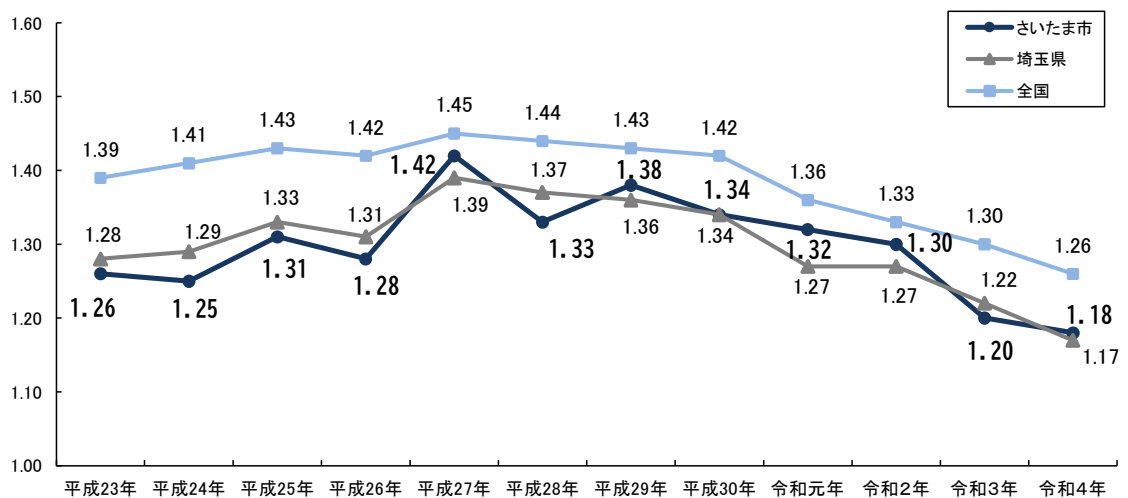
■ 出生数の推移（さいたま市）



資料：人口動態調査

さいたま市の合計特殊出生率は、平成27年に1.42まで回復したものの、近年は低下傾向にあり、令和4年は1.18となっており、全国平均を下回っています。全国、埼玉県、さいたま市とも、人口を維持するために必要とされる値2.08を大きく下回る状態が続いています。

■ 合計特殊出生率の推移

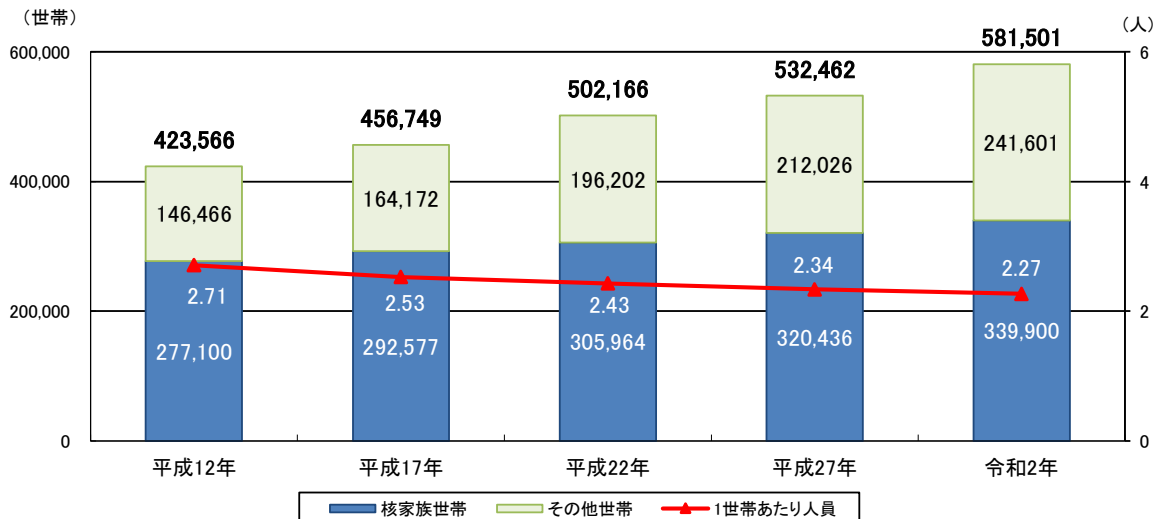


資料：人口動態調査

(2) 世帯の状況

さいたま市の世帯構成を見ると、一般世帯数は増加を続けていますが、1世帯あたりの人員の減少が続いており、令和2年時点で2.27人となっています。

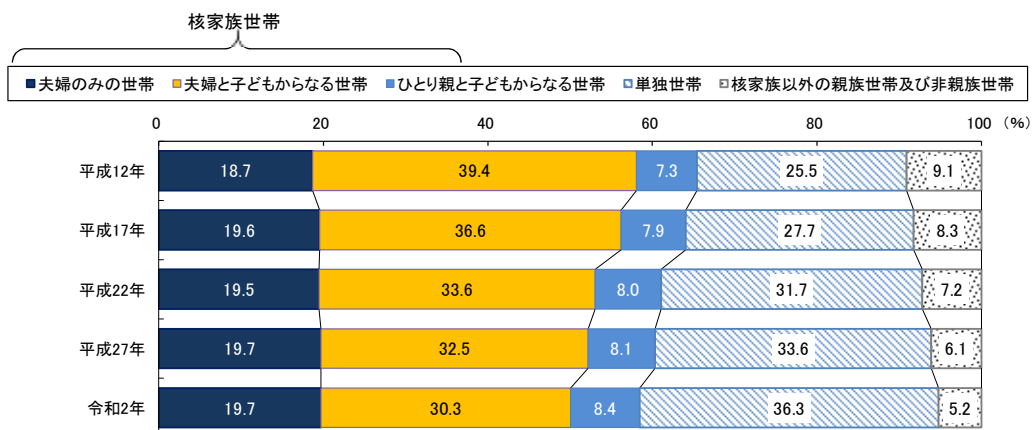
■ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移（さいたま市）



資料：国勢調査

さいたま市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、単独世帯の割合は平成12年から増加を続けており、平成22年以降は全体の3割台となっています。核家族世帯については平成12年から27年にかけて6割台を占めていましたが、減少傾向にあり、令和2年には6割を下回りました。核家族世帯の内訳を見ると、夫婦のみの世帯は横ばい、ひとり親と子どもからなる世帯が微増傾向にある一方で、夫婦と子どもからなる世帯は減少を続けており、令和2年には全体の3割となっています。近年、さいたま市においては世帯の小規模化が進んでいることが分かります。

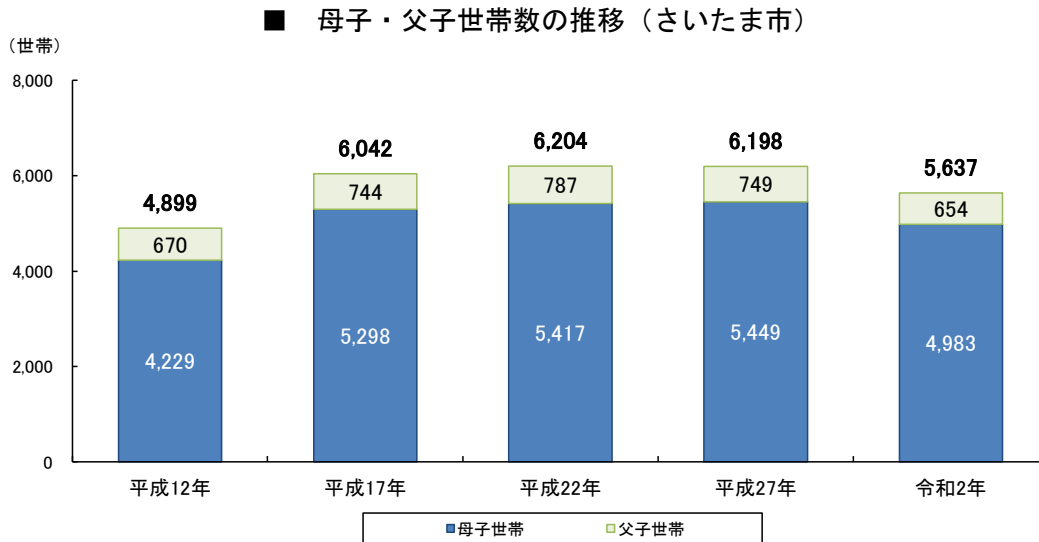
■ 世帯の家族類型比率の推移（さいたま市）



資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

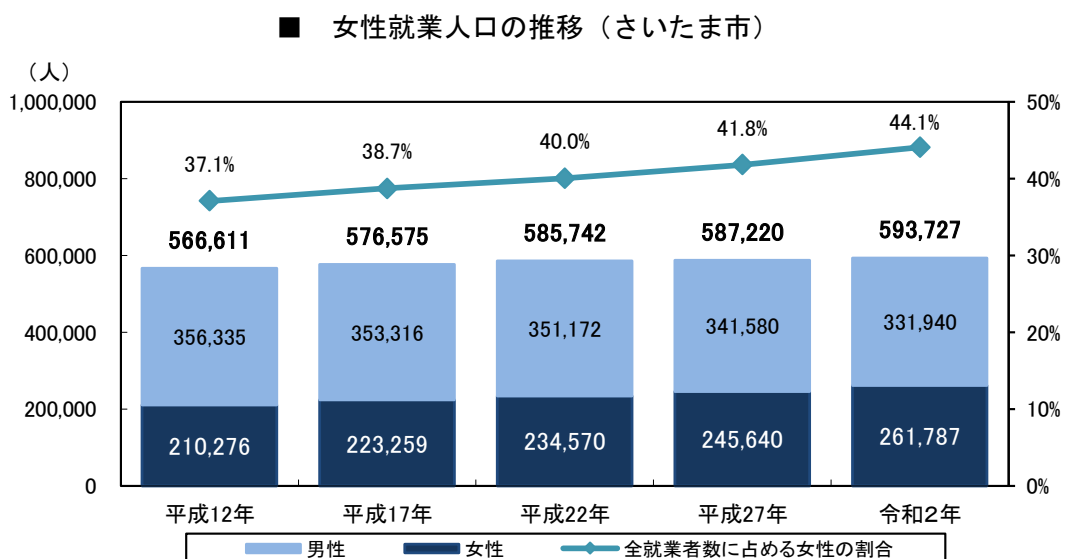
さいたま市の母子・父子世帯数の推移を見ると、平成22年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じており、令和2年では母子世帯が4,983世帯、父子世帯が654世帯となっています。



資料：国勢調査

(4) 雇用の状況

さいたま市の就業者数の推移を見ると、男性の就業者数は減少しているものの、女性の就業者数は増加しています。全就業者数に占める女性就業者数の割合は増加が続いており、平成22年以降は4割台となっています。



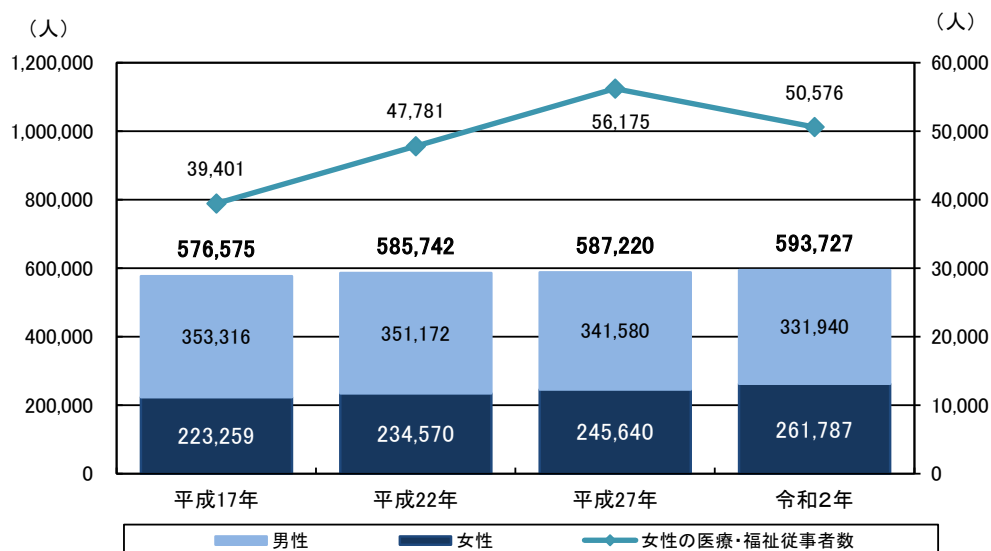
資料：国勢調査

第1章 計画策定にあたって

3 さいたま市の統計からみえる現状

さいたま市の女性就業者に占める医療・福祉従業者は、平成27年まで増加を続けていましたが、その後減少に転じ、令和2年には50,576人となっています。

■ 就業者数と女性の医療・福祉従業者数の推移（さいたま市）

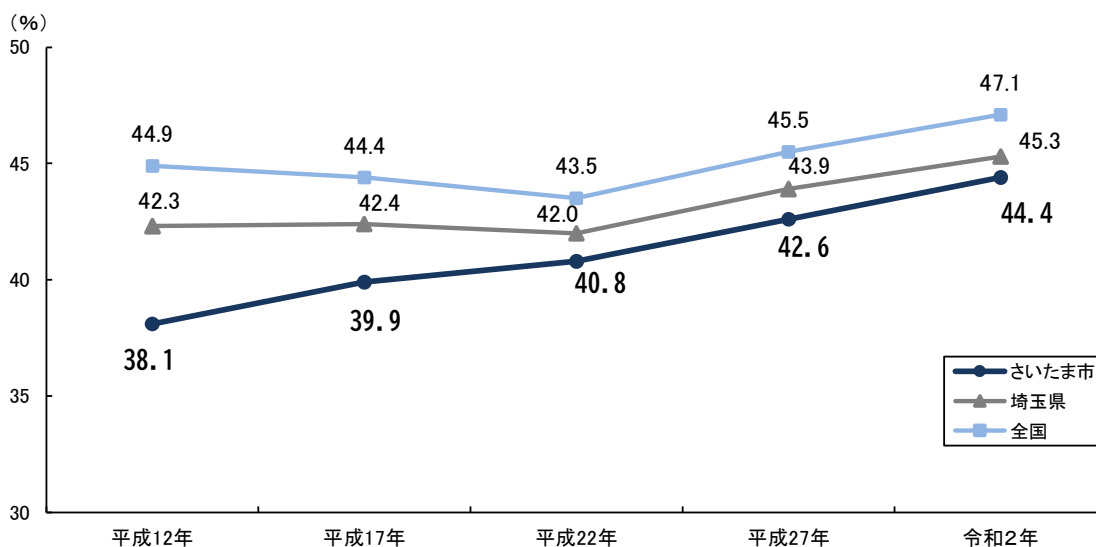


資料：国勢調査

(5) 共働き率の推移

共働き率の推移を見ると、増加傾向にあり、令和2年で44.4%となっています。埼玉県・全国と比較すると、さいたま市の共働き率は低くなっています。

■ 共働き率の推移

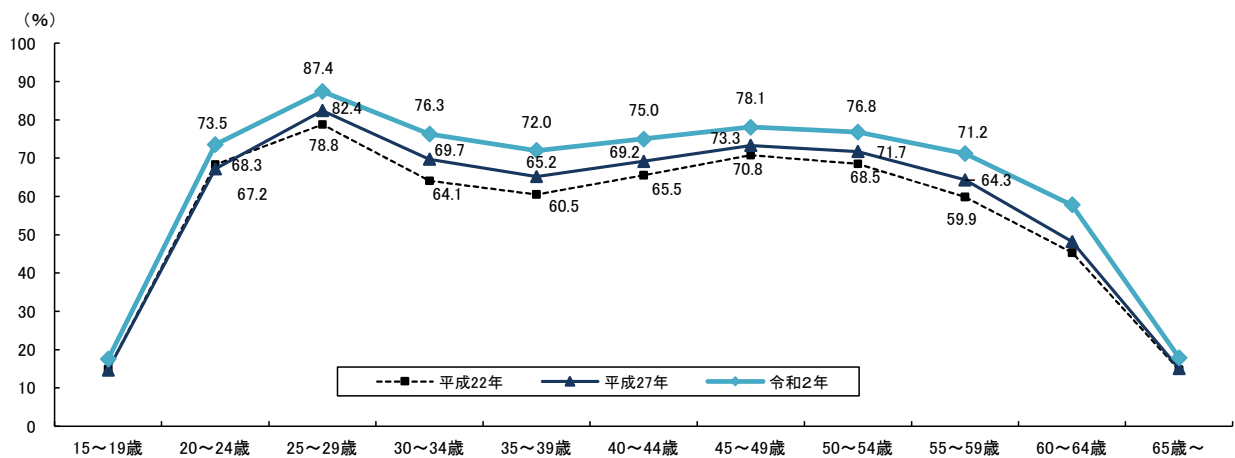


資料：国勢調査

(6) 女性の年齢別労働力率の推移

さいたま市の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を見ると、全ての年代で労働力率が上昇しており、M字カーブが解消に向かっていることが分かります。しかし、さいたま市の35歳から39歳の年代で生じているM字カーブの底は、埼玉県・全国と比較すると深くなっており、その後の年代における労働力率も埼玉県・全国よりも低く推移しています。

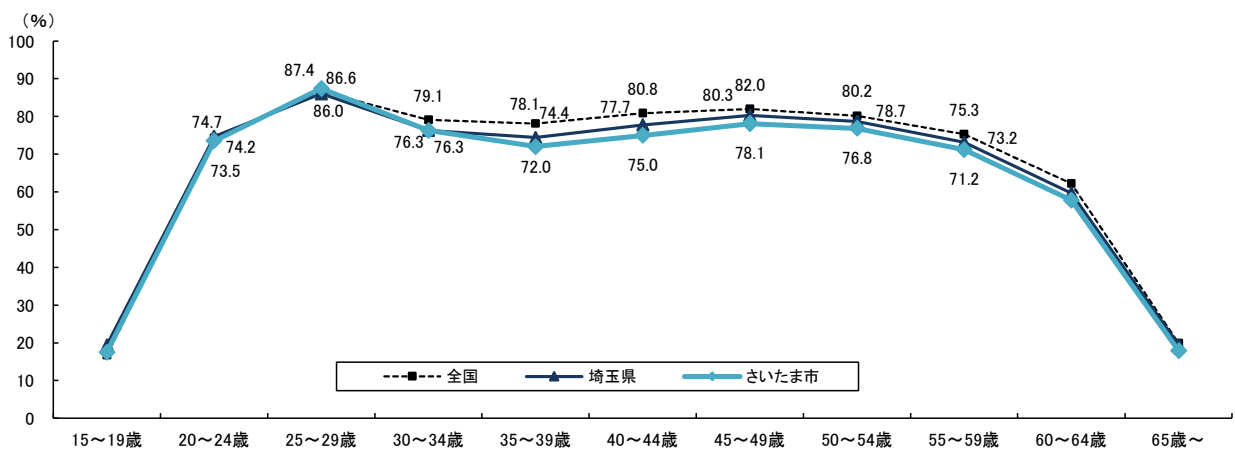
■ さいまま市の女性の年齢階級別労働力率の推移



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査

■ 全国、埼玉県、さいたま市の女性の年齢階級別労働力率



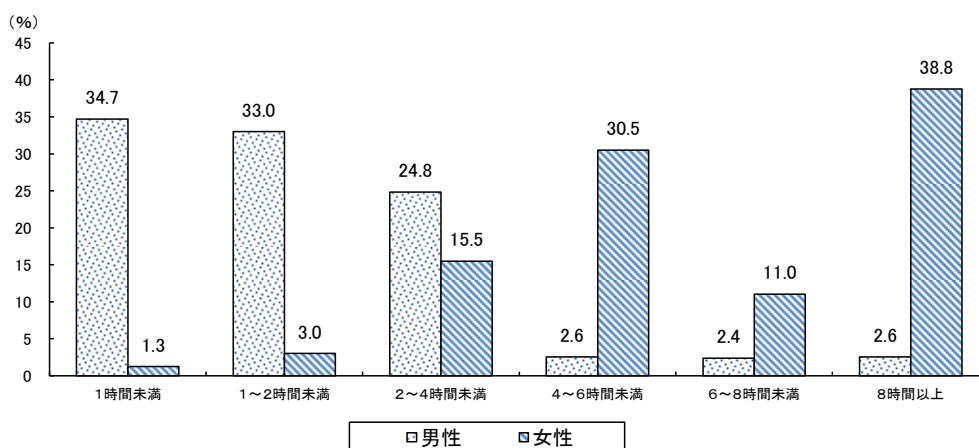
※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査（令和2年）

(7) 雇用者の家事・育児時間

さいたま市の育児をしている雇用者の1日あたりの家事・育児時間を見ると、男性の7割弱が2時間未満であるのに対し、女性の8割は4時間以上となっており、家事・育児を8時間以上しているという女性が全体の4割弱を占めています。男性に比べて女性の家事・育児時間が大幅に長いことが分かります。

■ 育児をしている雇用者の家事・育児時間（さいたま市）

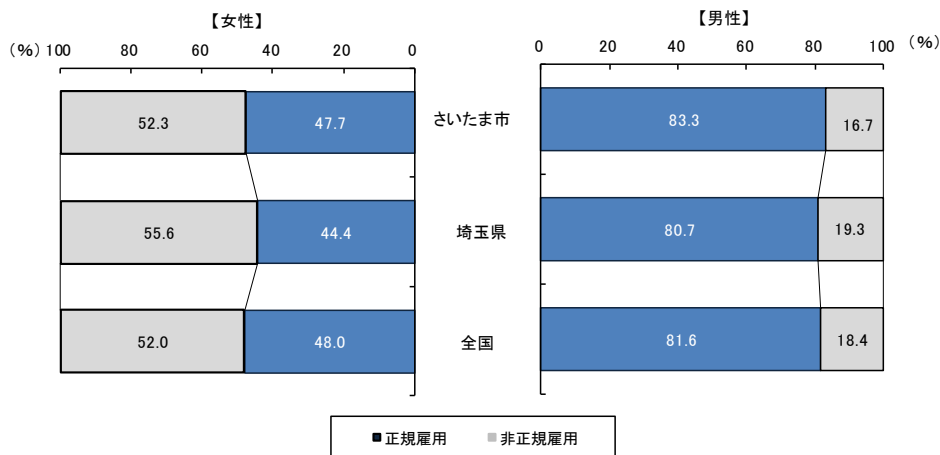


資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

(8) 就業者の雇用形態

就業者の雇用形態を見ると、男性の正規雇用率は全国・埼玉県・さいたま市で8割強となっています。一方、女性の正規雇用率は全国・さいたま市で5割弱、埼玉県で4割強となっており、男性に比べて女性の正規雇用率が低いことが分かります。

■ 全国、埼玉県、さいたま市の就業者の男女別雇用形態

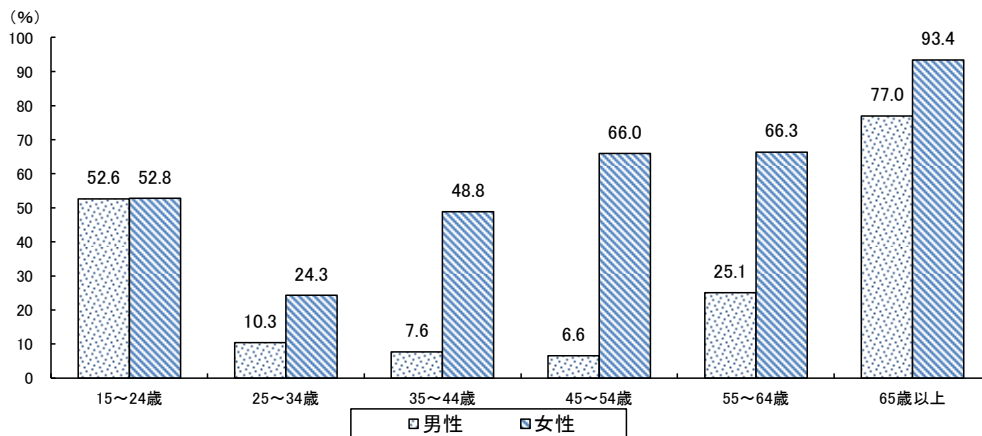


資料：国勢調査（令和2年）

(9) 年齢階級別非正規雇用者の割合

さいたま市の年齢階級別非正規雇用者の割合を見ると、男性は25歳～54歳にかけて各年齢区分とも1割前後であるのに対し、女性は25歳以上で年齢区分とともに割合が増加しており、35歳～64歳にかけては男性の割合を40ポイント以上上回っています。

■ 年齢階級別非正規雇用者の割合（さいたま市）

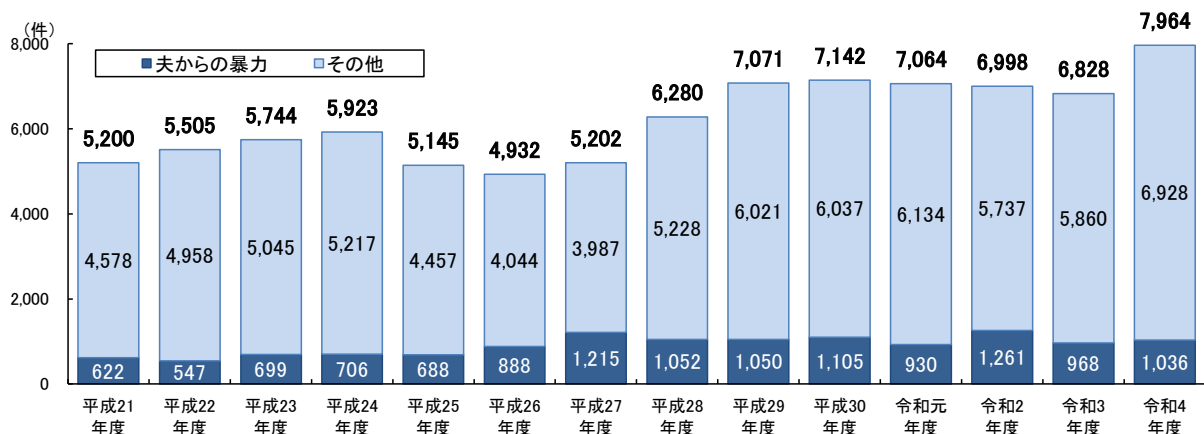


資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

(10) さいたま市における女性相談件数

さいたま市の女性相談件数を見ると、平成30年度以降は減少傾向となっていました。令和3年度から4年度にかけては増加に転じ、令和4年度は7,964件となっています。

■ さいたま市における女性相談件数の推移

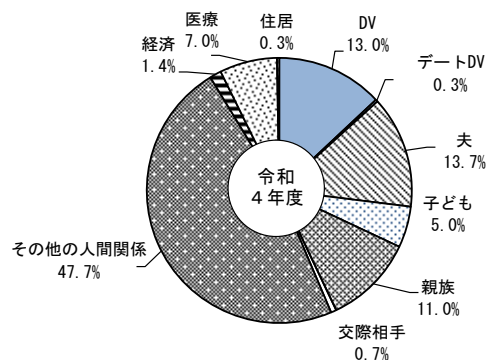


資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

(11) さいたま市における女性相談の内訳

令和4年度の女性相談件数の内訳を見ると、その他の人間関係に関する相談がもっとも多く、47.7%となっています。DVに関する相談は13.0%、デートDVに関する相談は0.3%となっています。「その他の人間関係」の割合は平成29年度には36.2%であり、この5年間で11.5ポイント増加しています。このことから、さいたま市の女性を取り巻く課題が複合的で困難化していることが考えられます。

■ さいたま市における女性相談件数の内訳（令和4年度）

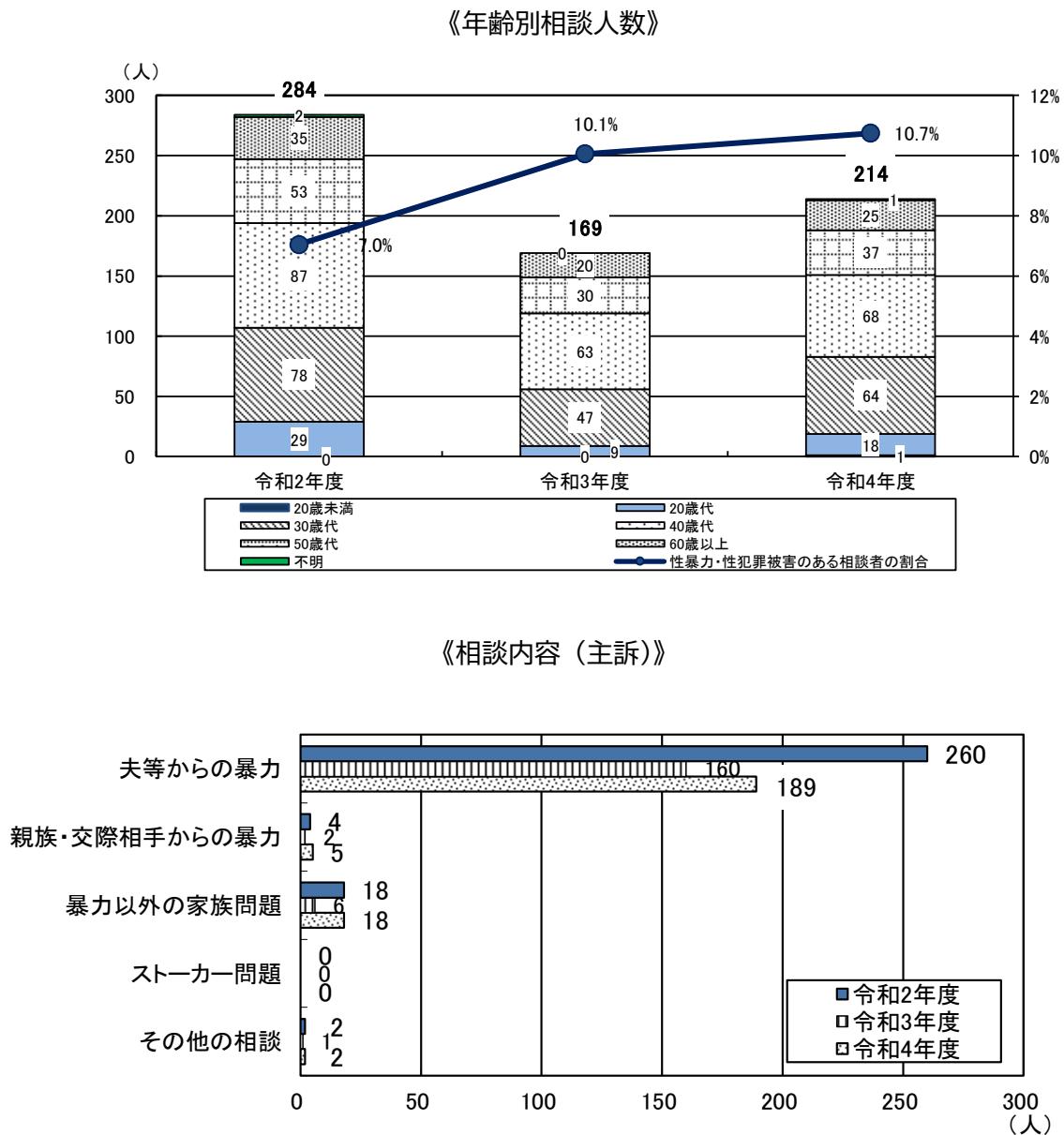


資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

(12) 困難な問題を抱える女性の状況

さいたま市の女性相談への来所による相談者の状況を見ると、令和4年度の相談者数は214人となっており、年代別に見ると30歳代と40歳代の女性からの相談が多くなっています。相談内容（主訴）を見ると、「夫等からの暴力」が大半を占めていますが、離婚問題や家庭不和等の「暴力以外の家族問題」も見られます。相談者のうち、性暴力・性犯罪被害があったという人の割合は1割前後となっていますが、令和2年度から4年度にかけて割合が増加傾向を示しています。

■ さいたま市における来所による女性相談人数と主訴の推移



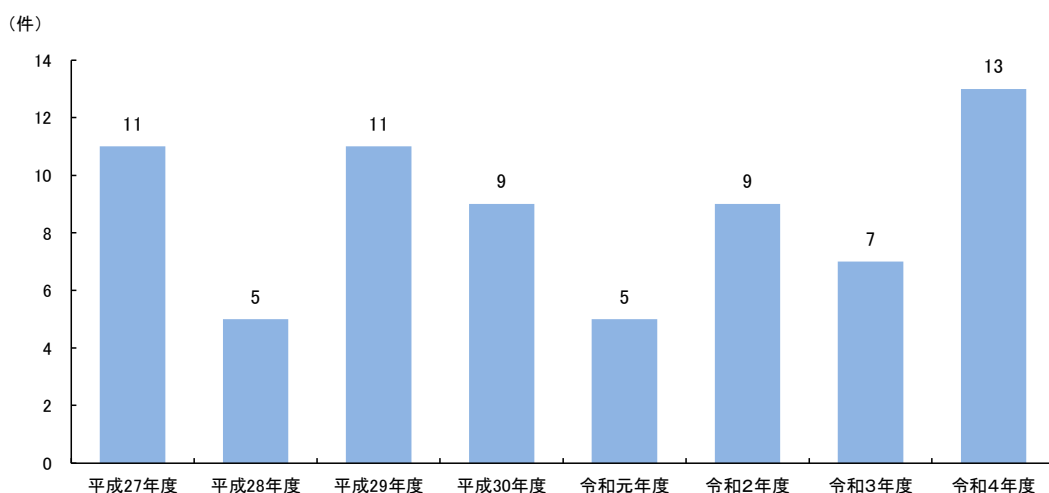
資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

(13) 配偶者等からの暴力に係る被害者保護等の状況

配偶者等からの暴力に関して、市内における緊急一時保護及び一時保護等の件数は増減を繰り返しています。令和4年度は13件となっており、平成27年度以降で最も多くなっています。

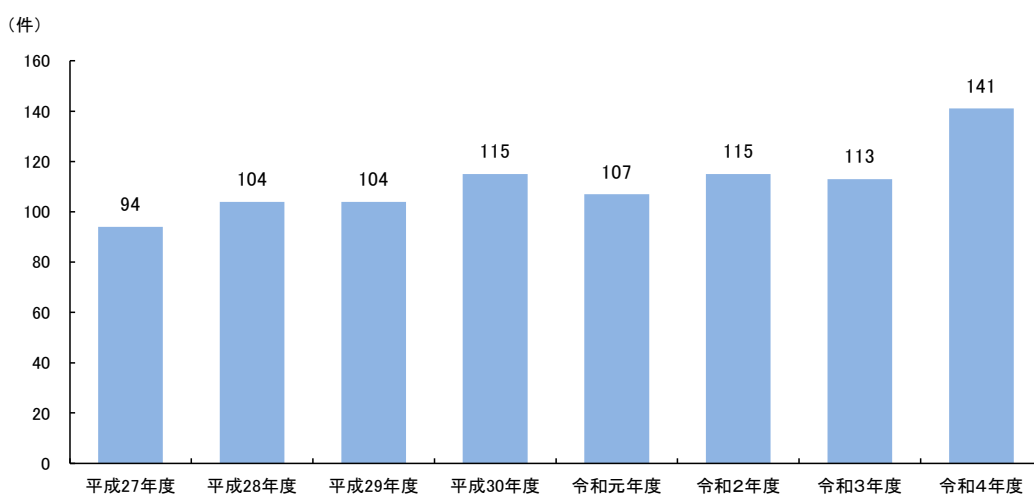
また、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書発行件数は、増加以降にあります。特に、令和3年度から4年度にかけて大幅に増加しており、令和4年度の発行件数は141件となっています。

■ 緊急一時保護及び一時保護等の件数の推移（さいたま市）



資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

■ 各種行政手続きに係る証明書発行件数の推移（さいたま市）

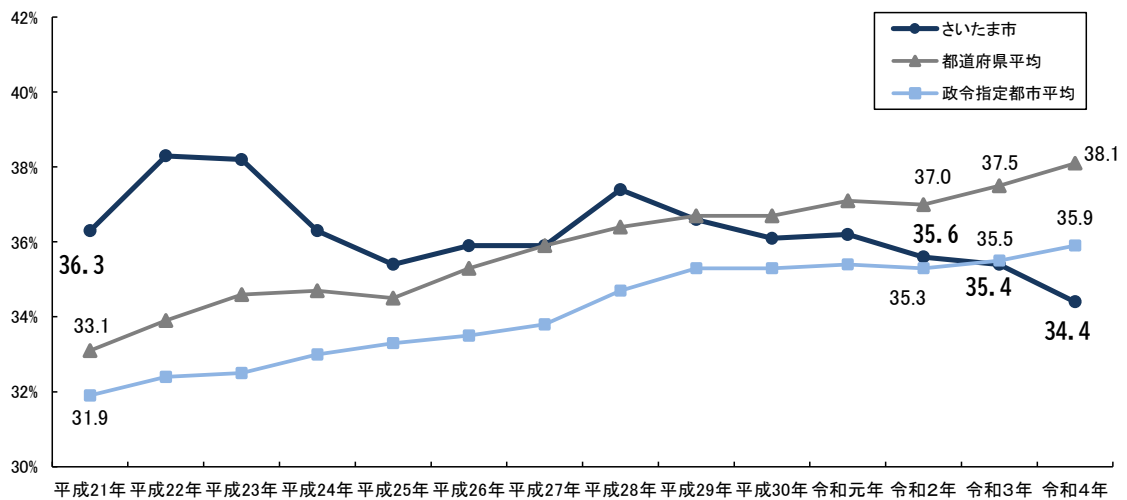


資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

(14) 審議会等における女性委員割合の推移

さいたま市の審議会等における女性委員割合は、平成28年度以降減少傾向にあり、令和4年では34.4%となっています。都道府県・政令指定都市平均と比較すると、令和2年までは政令指定都市平均を上回っていたものの、令和4年には政令指定都市平均を1.5ポイント下回りました。

■ 審議会等における女性委員割合の推移



※数値の発表は各年12月に行われるが、調査時点は自治体により異なる。

※さいたま市において、平成24年及び平成25年に女性委員割合が減少したのは、対象となる審議会等の数が大きく変わったこと等による。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

4 さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、第4次プランの改定及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的として、令和3年8月に「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。調査内容及びその結果の概要は、以下のとおりです。

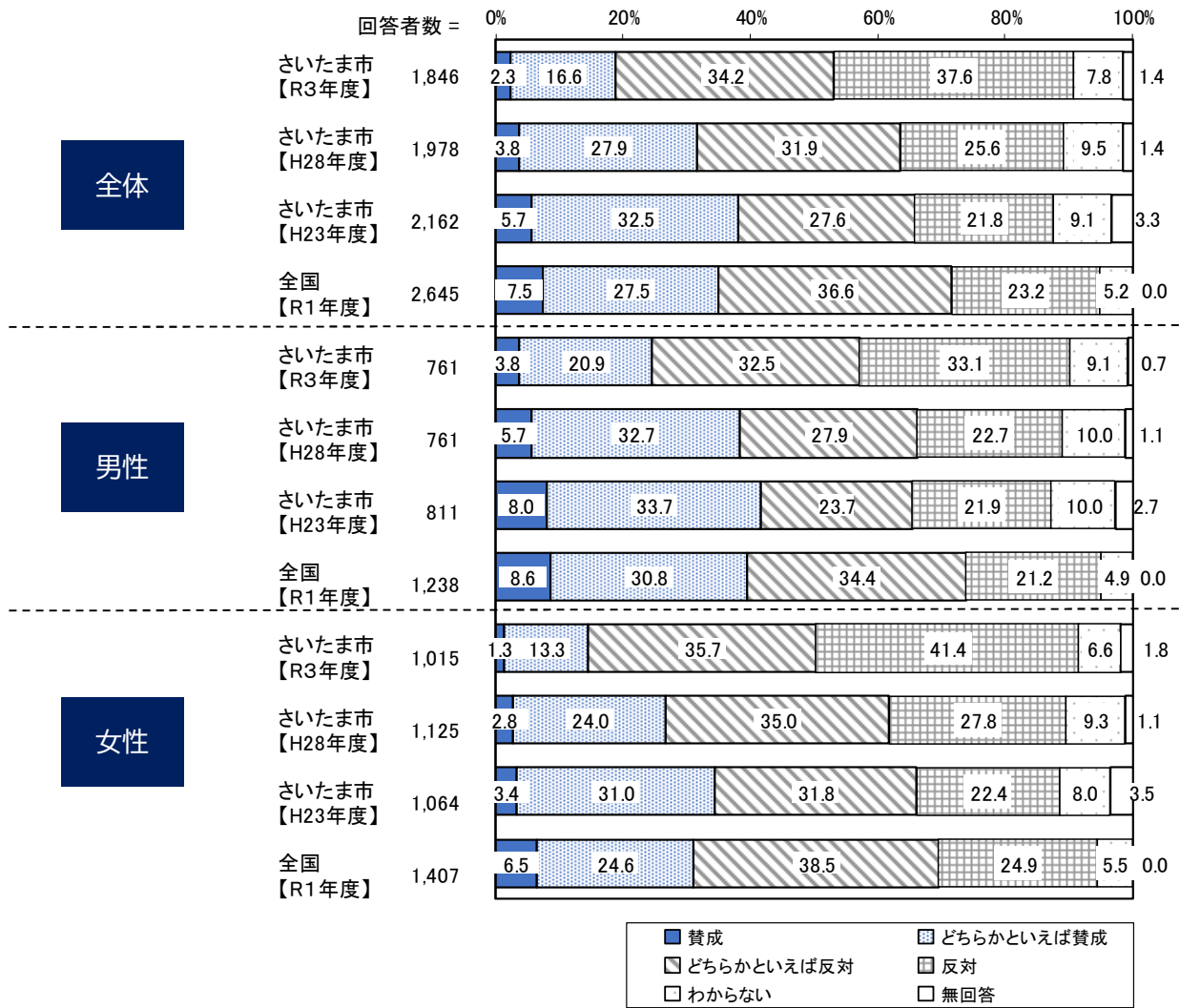
(1) 調査地域	さいたま市全域
(2) 調査対象	市内在住の18歳以上5,000人を無作為抽出（うち外国人102人）
(3) 調査期間	令和3年8月2日～23日
(4) 調査方法	郵送配布・回収
(5) 回収結果	配布数 5,000通 有効回答数 1,846通 有効回収率 36.9%

(2) 調査結果の概要

① 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に、「賛成」と「どちらかといえば賛成」といえば賛成を合わせた“賛成”の割合が18.9%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた“反対”の割合が71.8%となっており、“反対”が“賛成”を大幅に上回っています。平成28年の前回調査結果と比較すると、“賛成”が減少し、“反対”が増加しています。また、反対の割合は、男性(65.6%)と比較し女性(77.1%)が11.5ポイント高くなっています。

■ 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識



※全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)。

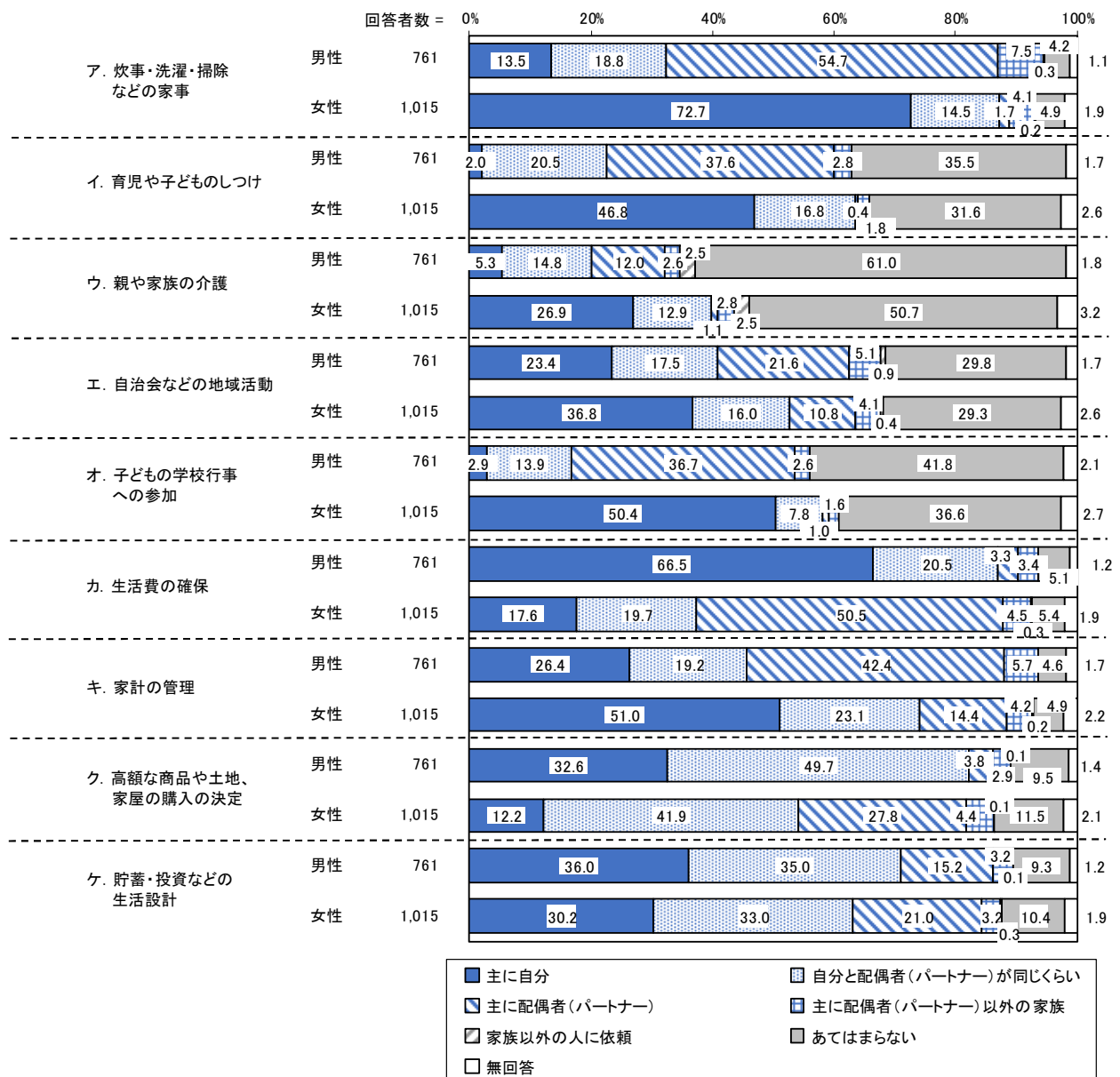
※世論調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」で設問。

② 家庭生活における役割分担について

家庭における役割分担の中で、「主に自分」は、女性で炊事・洗濯・掃除などの家事（72.7%）が最も多く、家計の管理（51.0%）、子どもの学校行事への参加（50.4%）、育児や子どものしつけ（46.8%）が続いていますが、いずれの役割についても、男性回答者の「主に配偶者（パートナー）」の割合は女性の割合をやや下回っています。

男性回答者で「自分と配偶者（パートナー）が同じくらい」の割合が多い役割として、高額な商品や土地、家屋の購入の決定（49.7%）があります。女性回答者の割合は41.9%で男性の割合を下回っています。男性と女性では、役割分担に対する意識が異なっていることがわかります。

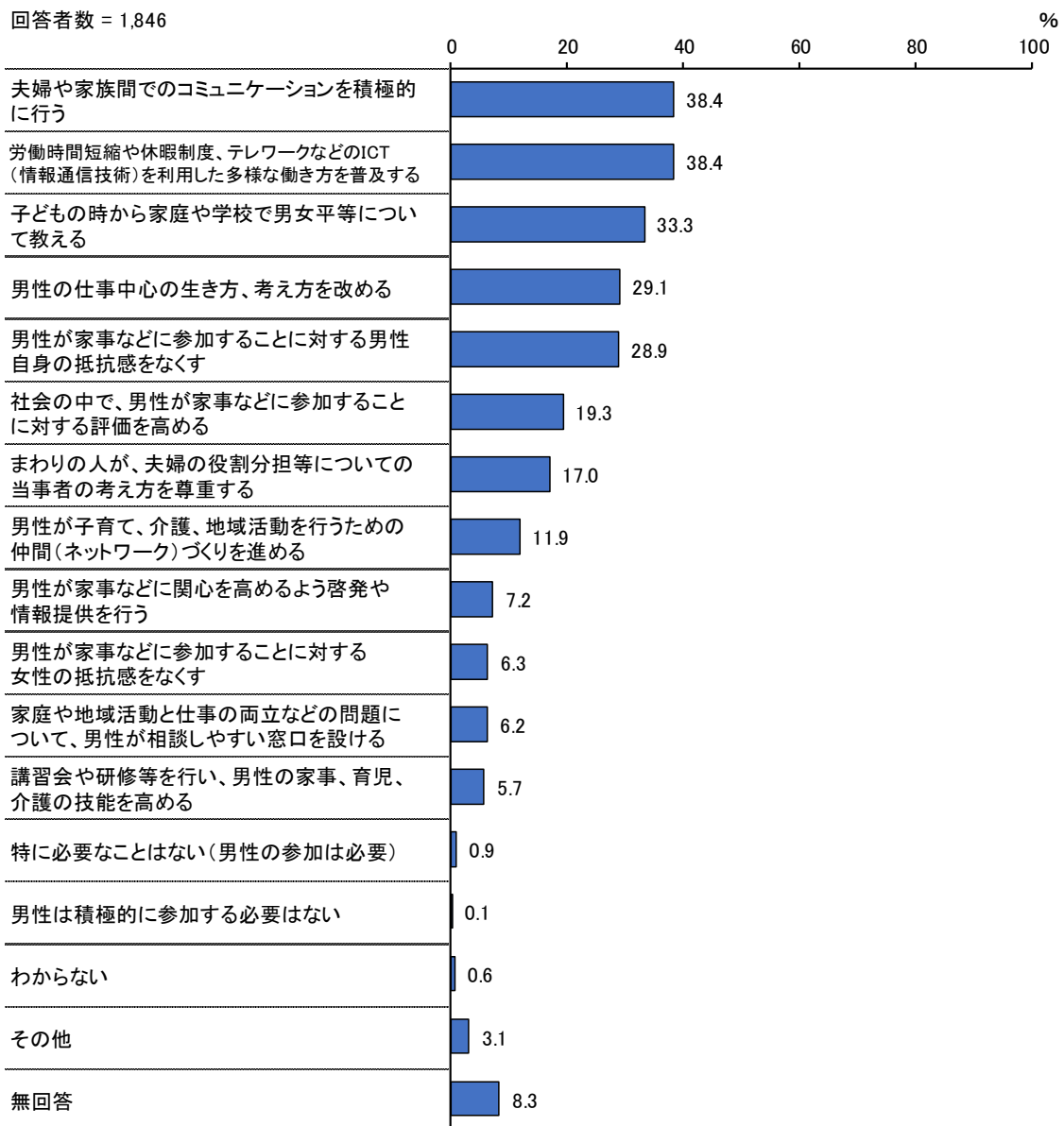
■ 家庭生活における役割分担



③ 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するため必要なこと

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動等に積極的に参加していくために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションを積極的に行う」「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICT（情報通信技術）を利用した多様な働き方を普及する」（それぞれ 38.4%）が最も多く、「子どもの時から家庭や学校で男女平等について教える」（33.3%）が続きます。

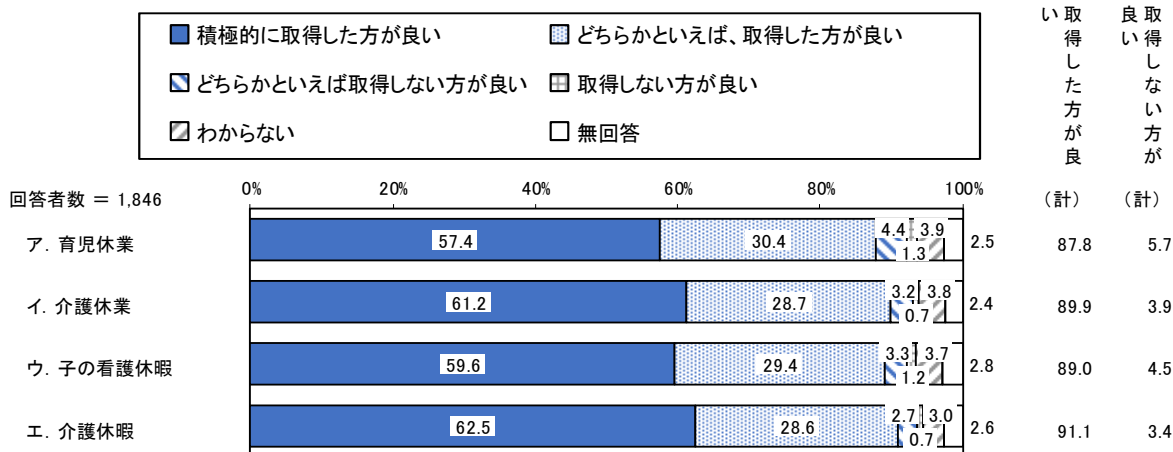
■ 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するため必要なこと



④ 男性の育児・介護休業等取得に対する考え方

男性が育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇を取得することについては、休暇・休業の種類を問わず「積極的に取得した方が良い」の割合が5割から6割台で多くなっており、「どちらかといえば、取得した方が良い」を合わせると9割前後を占めています。男性が育児・介護休業等を取得することに対する社会的な理解が得られているものと見受けられます。

■ 男性の育児・介護休業など取得に対する考え方



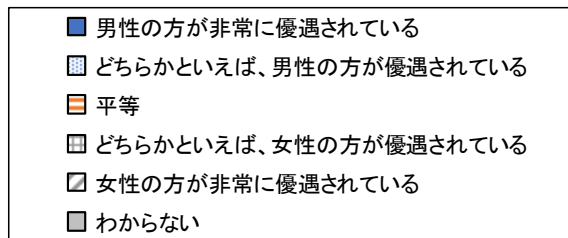
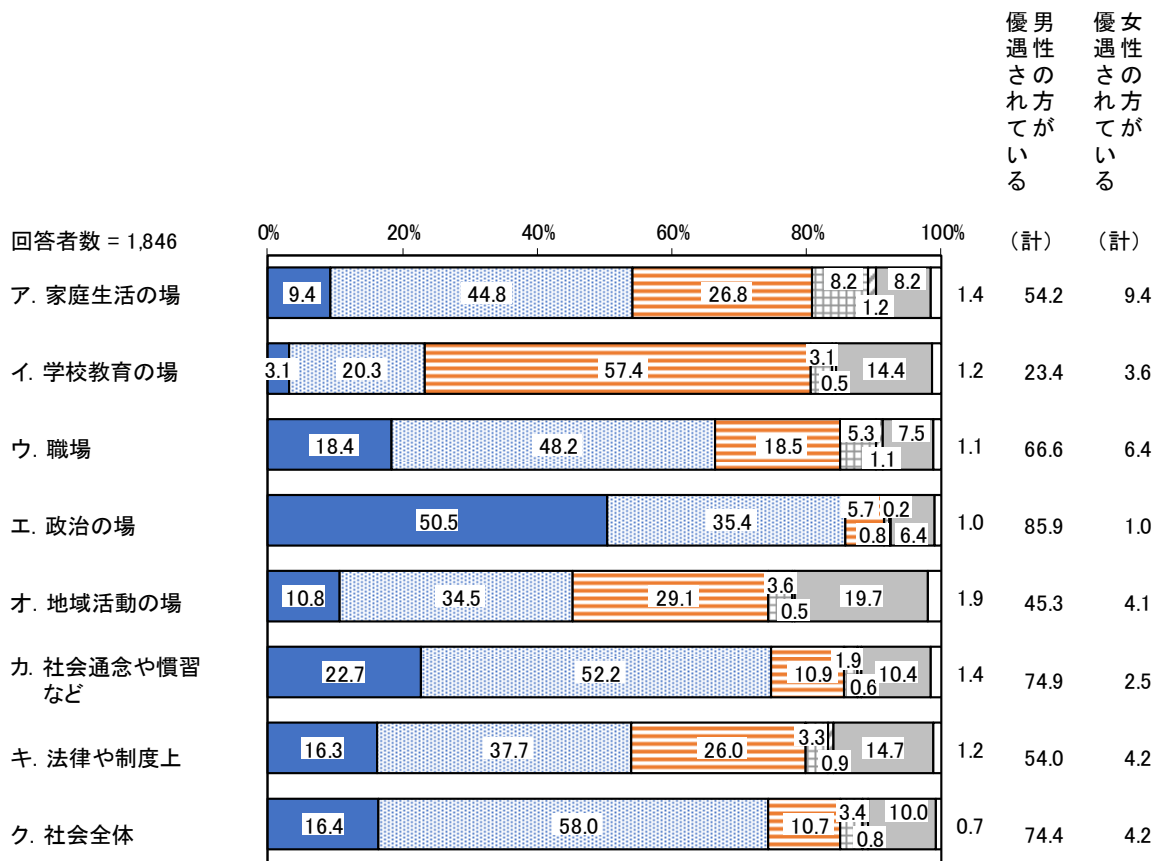
※『取得した方が良い (計)』は、「積極的に取得した方が良い」「どちらかといえば、取得した方が良い」の合計

※『取得しない方が良い (計)』は、「どちらかといえば取得しない方がよい」「取得しない方がよい」の合計

⑤ 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「学校教育の場」を平等であると考える割合が、57.4%と他の項目に比べて群を抜いて高くなっています。また、「男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）」という認識が高い分野は、「政治の場」「社会全体」「社会通念や慣習など」「職場」で、いずれも65%を超えています。

■ 各分野における男女の地位の平等感

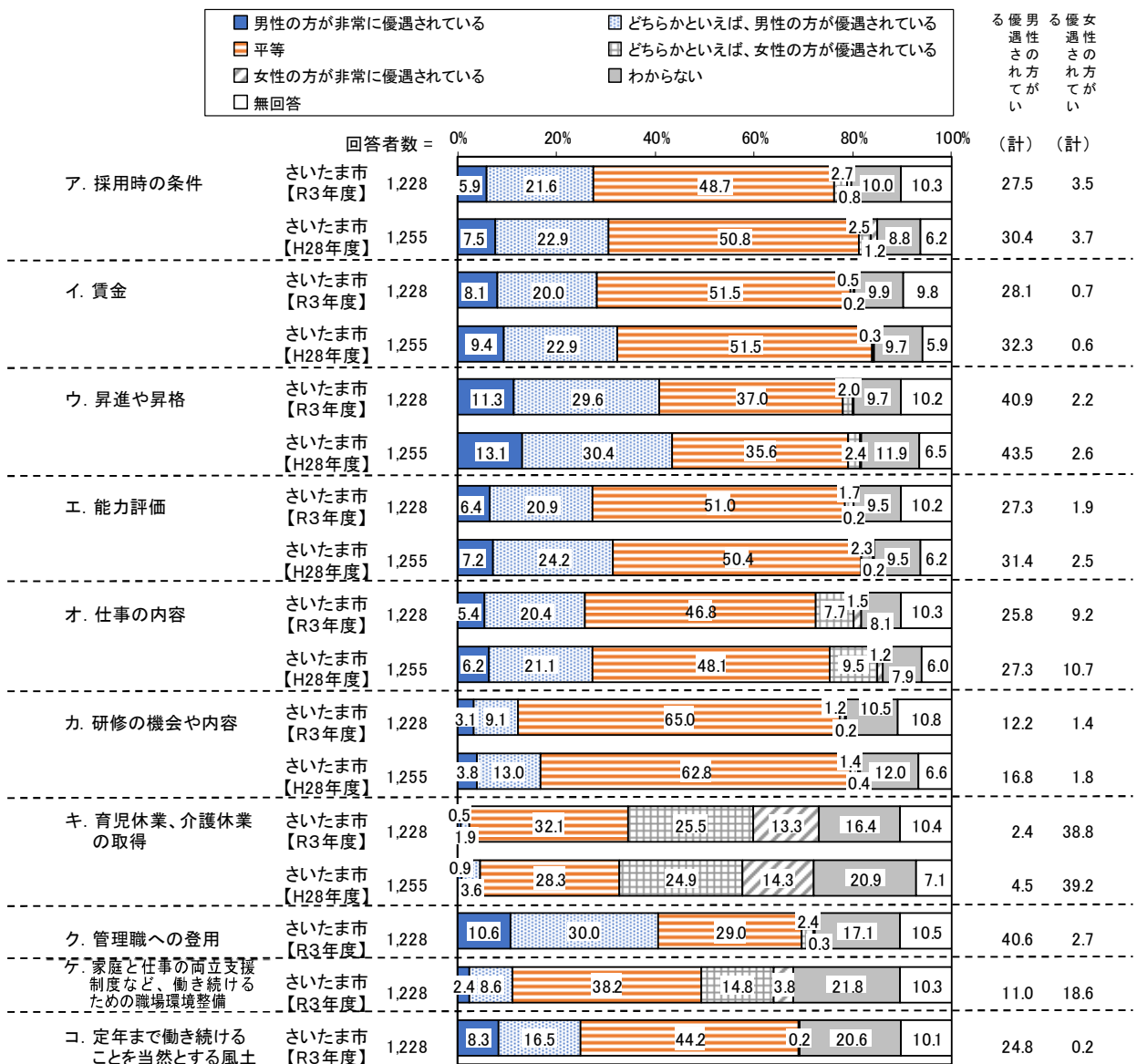


※『男性の方が優遇されている (計)』は、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計
 ※『女性の方が優遇されている (計)』は、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」の合計

⑥ 職場における男女の地位の平等感

職場における男女の地位の平等感について、“男性の方が優遇されている”と感じている人の割合は「昇進や昇格」、「管理職への登用」の項目で4割を超え高く、次いで「賃金」、「採用時の条件」、「能力評価」で3割弱となっています。また、研修の機会や内容は「平等」（65.0%）が過半数を占め、採用時の条件、賃金、能力評価、仕事の内容は、“男性の方が優遇されている”が約3割、「平等」が約5割となっています。

■ 職場における男女の地位の平等感



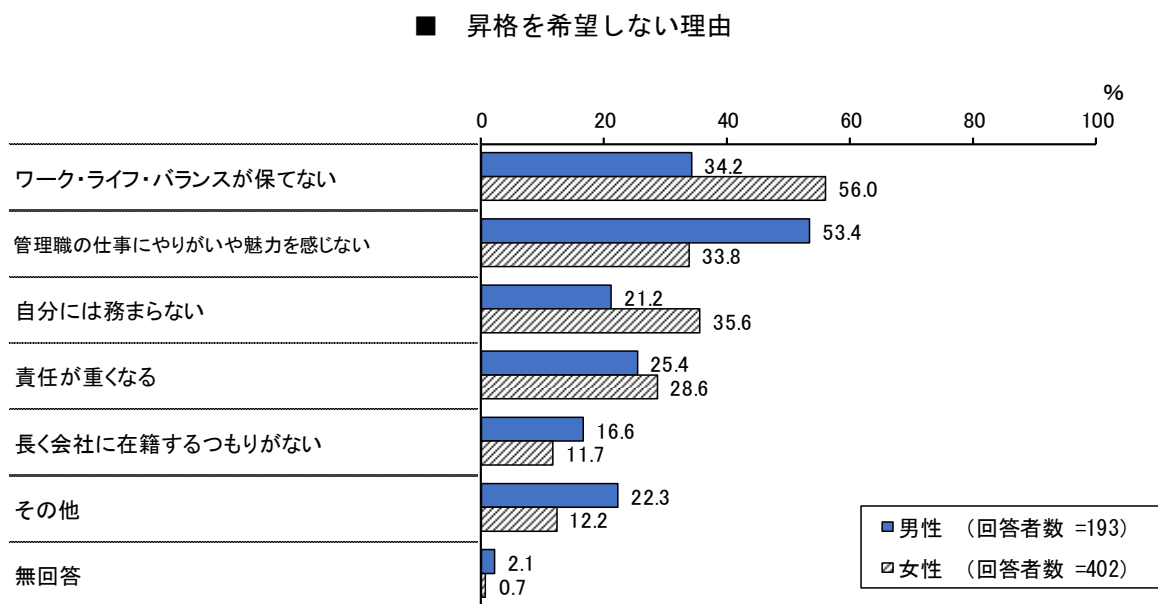
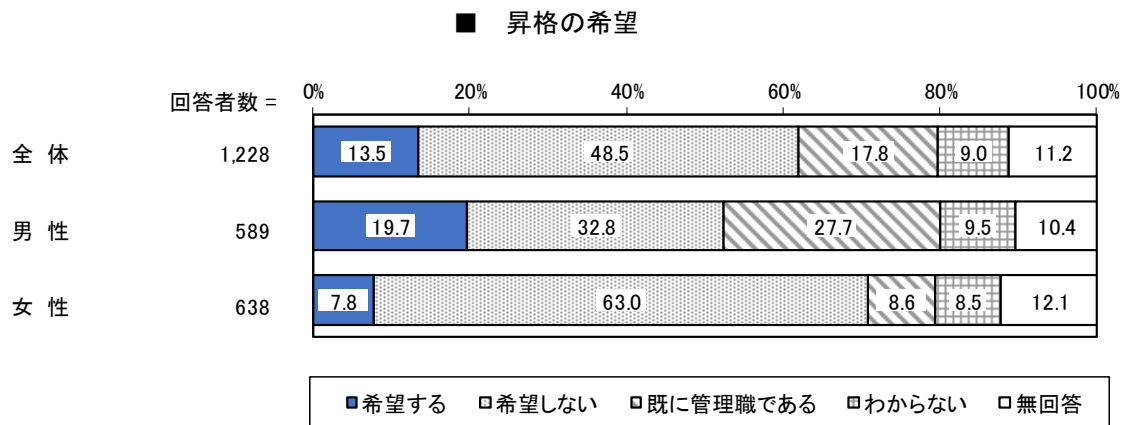
※『男性の方が優遇されている (計)』は、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計

※『女性の方が優遇されている (計)』は、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」の合計

⑦ 職場における昇格の希望

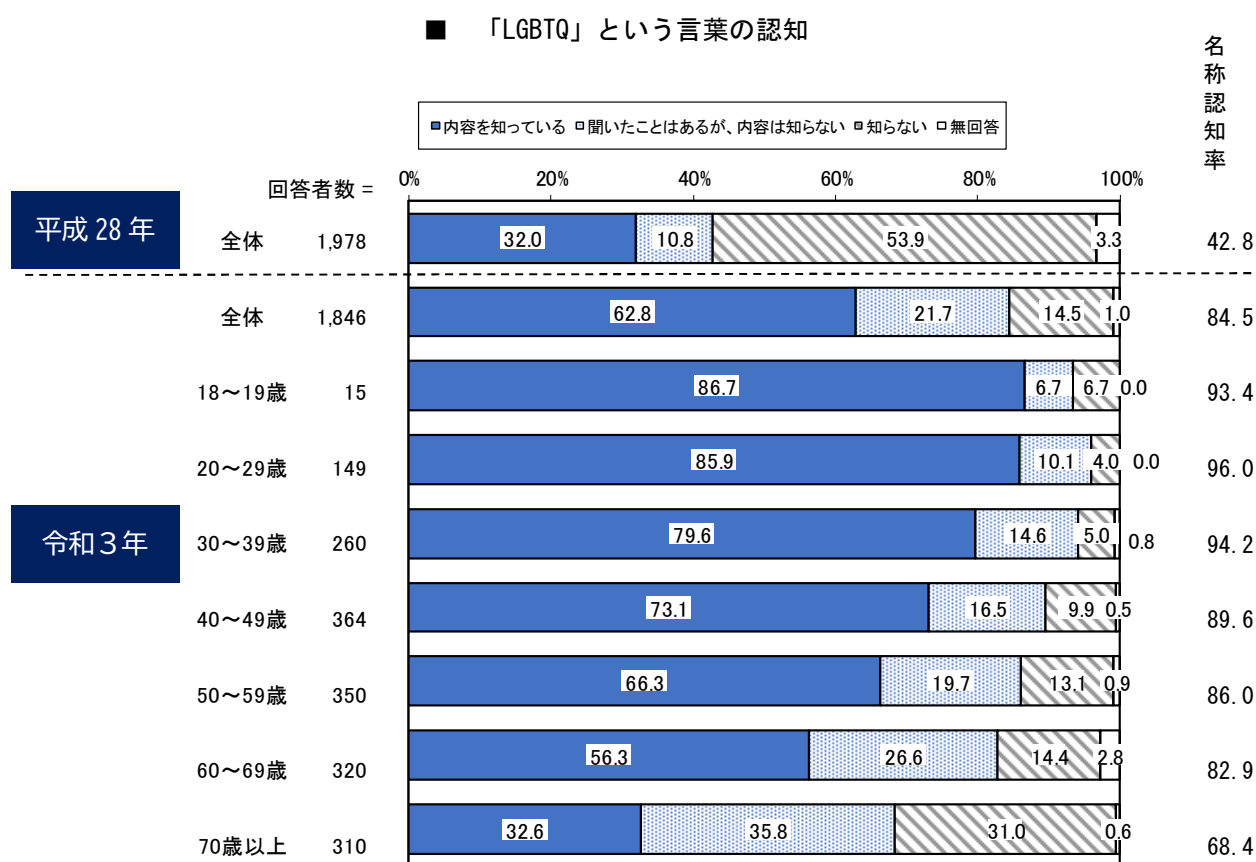
現在働いている人に対し、管理職（課長相当職以上）への昇格を希望するかどうかを調査したところ、「希望しない」（48.5%）が「希望する」（13.5%）を大幅に上回っています。男女別に見ると、女性では「希望しない」が63.0%を占めており、「希望する」は7.8%にとどまっています。男性に比べて女性で昇格を希望しない意識が強いことが分かります。

昇格を希望しない理由で最も多いものとしては、女性で「ワーク・ライフ・バランスが保てない」（56.0%）、男性で「管理職の仕事にやりがいや魅力を感じない」（53.4%）となっています。



⑧ 「LGBTQ」という言葉の認知

性的少数者を表す総称の一つである「LGBTQ」という言葉の「内容を知っている」は62.8%であり、「内容を知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた割合は8割強を占めています。平成28年の前回調査では「内容を知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた割合が42.8%であり、近年急速にこの言葉が認知されてきたことが分かります。年代別で見ると、「内容を知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた割合は、70歳以上を除く全ての年代で8割を超えています。



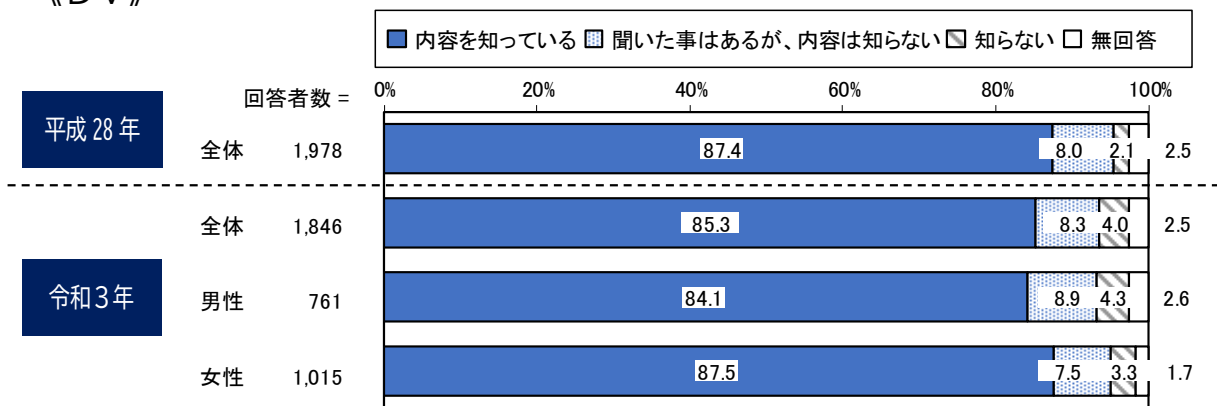
※平成28年については、「LGBT」の認知度として集計。

⑨ 「DV」「デートDV」という言葉の認知

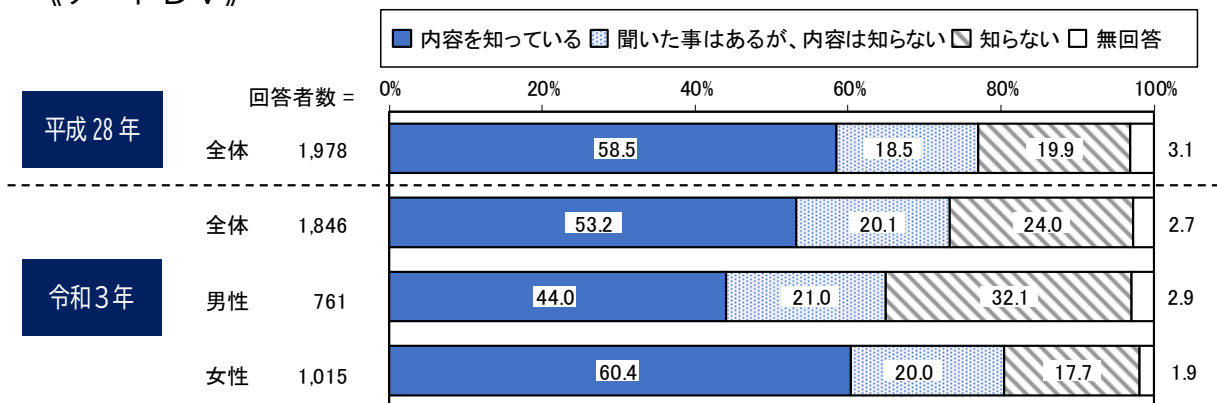
「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉の「内容を知っている」は85.3%であり、「内容を知っている」「聞いた事はあるが、内容は知らない」を合わせた『聞いたことがある』は93.6%を占めています。「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）」という言葉の「内容を知っている」は53.2%であり、「内容を知っている」「聞いた事はあるが、内容は知らない」を合わせた『聞いたことがある』は73.3%となっています。DV、デートDVのいずれについても、女性の『聞いたことがある』の割合は男性を上回っています。

■ 「DV」「デートDV」という言葉の認知

《DV》



《デートDV》

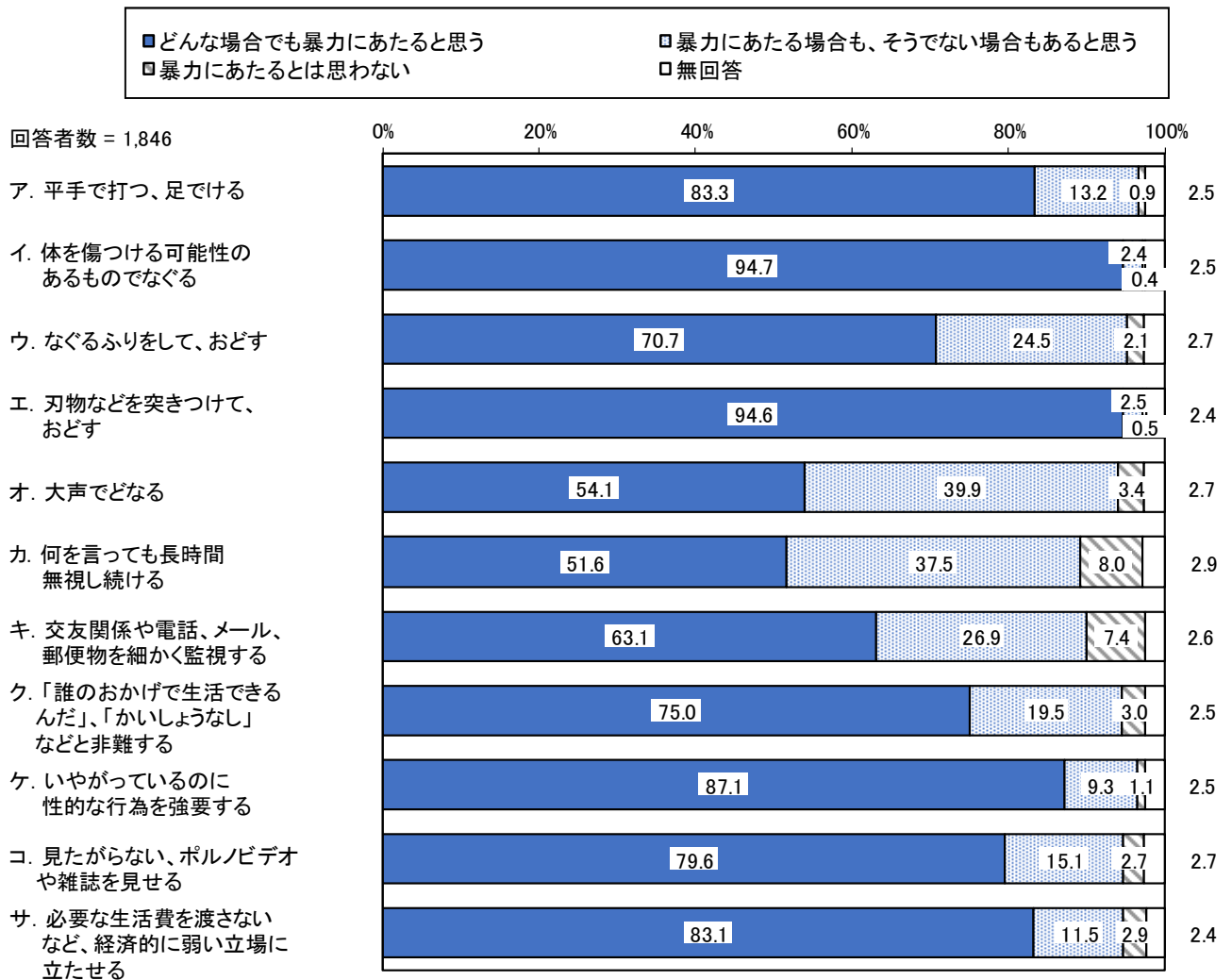


⑩ 暴力として認識される行為

配偶者等に対して行われた行為で暴力にあたる行為は、『体を傷つける可能性のあるものでなく』『刃物などを突きつけて、おどす』は「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が9割を超えて多く、『平手で打つ、足でける』『いやがっているのに性的な行為を強要する』『必要な生活費を渡さないなど、経済的に弱い立場に立たせる』等も8割を超えています。

一方、『大声でどなる』『何を言っても長時間無視し続ける』では、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」「暴力にあたるとは思わない」の割合の合計が4割強から5割弱であり、他の行為と比べて多くなっています。

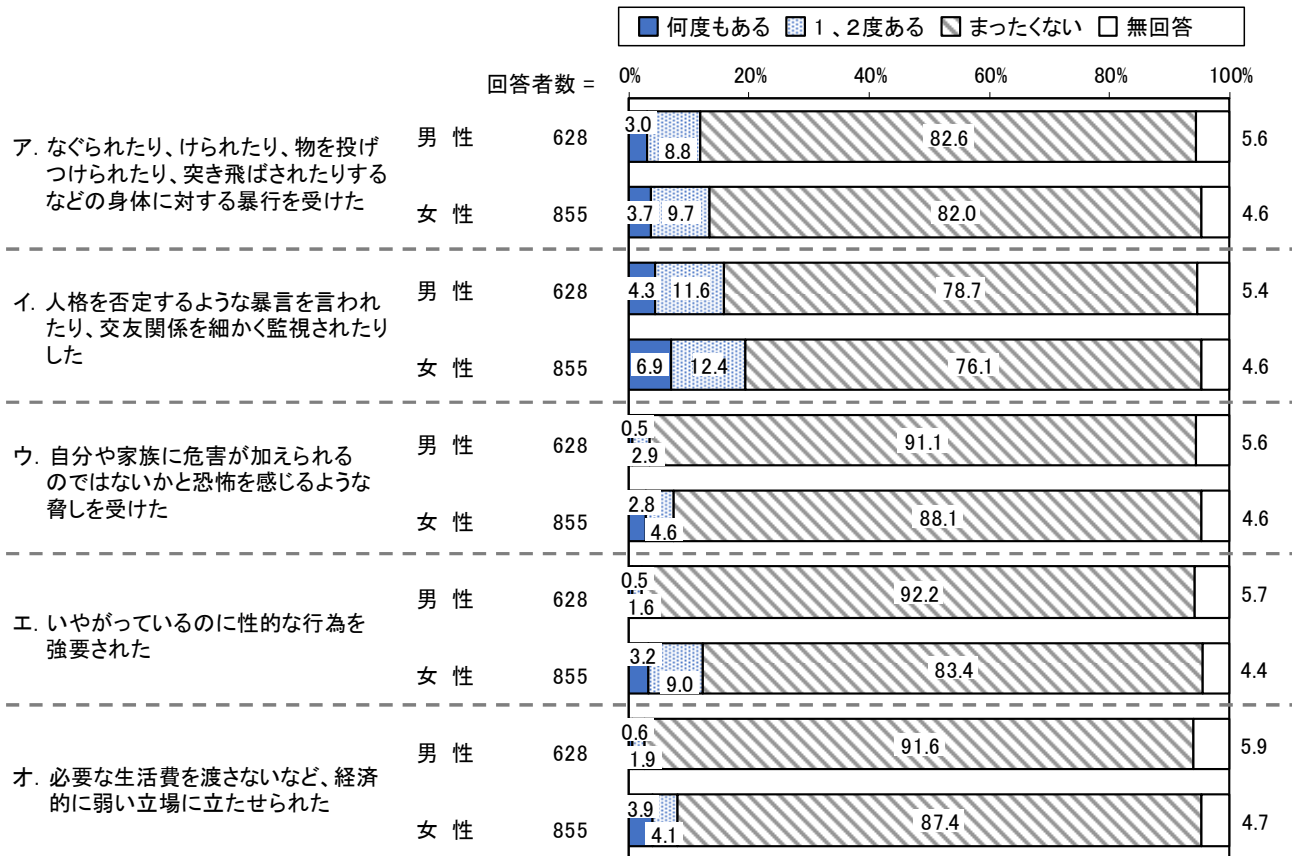
■ 暴力として認識される行為



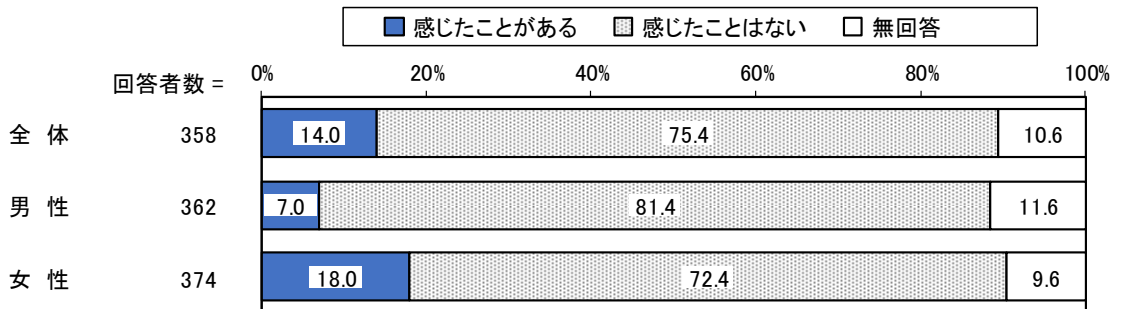
⑪ 配偶者などからの暴力の被害経験

配偶者等からの被害経験を男女別に見ると、全ての行為について男性に比べて女性の「何度もある」「1、2度ある」の割合が多くなっています。被害を受けた人のうち14.0%がその行為によって命の危険を感じたことがあると回答しており、女性の「感じたことがある」の割合は男性を11ポイント上回っています。

■ 暴力の被害経験



■ 命の危険を感じたかどうか

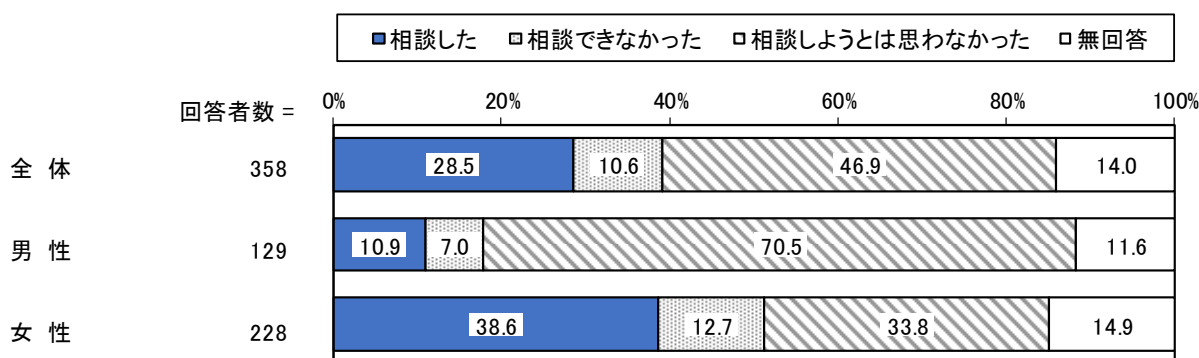


⑫ 配偶者などからの暴力の被害の相談経験

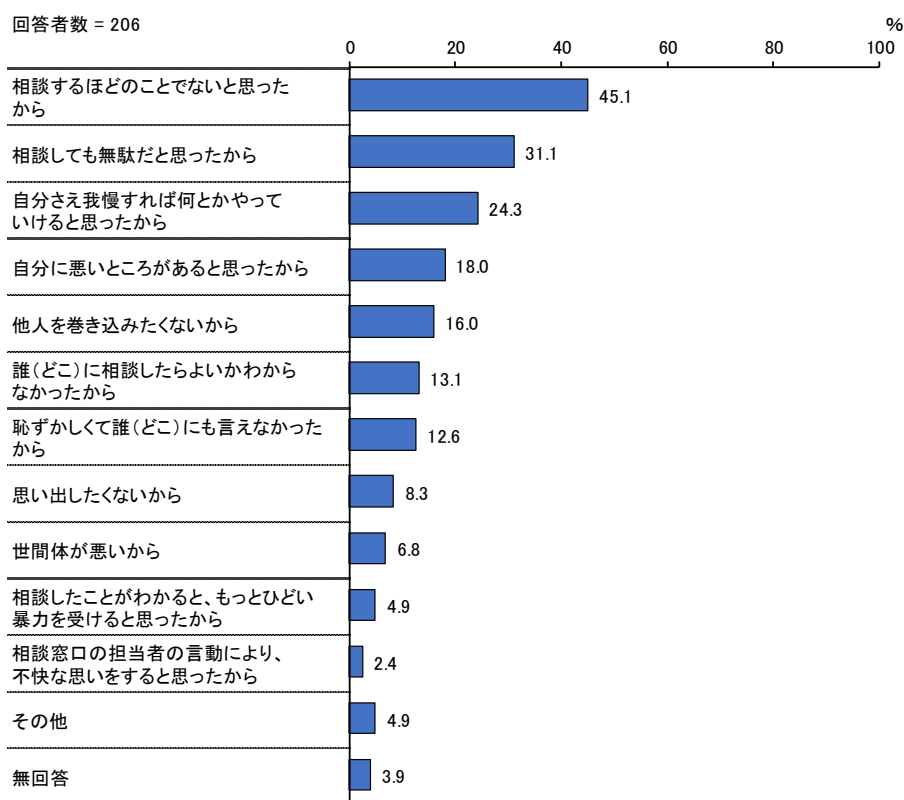
配偶者等からの暴力の被害を受けた人に対し、被害の相談をしたかどうかを調査したところ、「相談しようとは思わなかった」が46.9%で最も多く、「相談した」は28.5%にとどまります。男女別に見ると、男性では「相談しようとは思わなかった」が70.5%を占めており、女性の割合を大幅に上回っています。女性では、「相談した」が38.6%となっています。

また、被害を相談できなかった、相談しようと思わなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が45.1%で最も多く、「相談しても無駄だと思ったから」(31.1%)が続いています。

■ 暴力の被害の相談状況



■ 相談しなかった理由

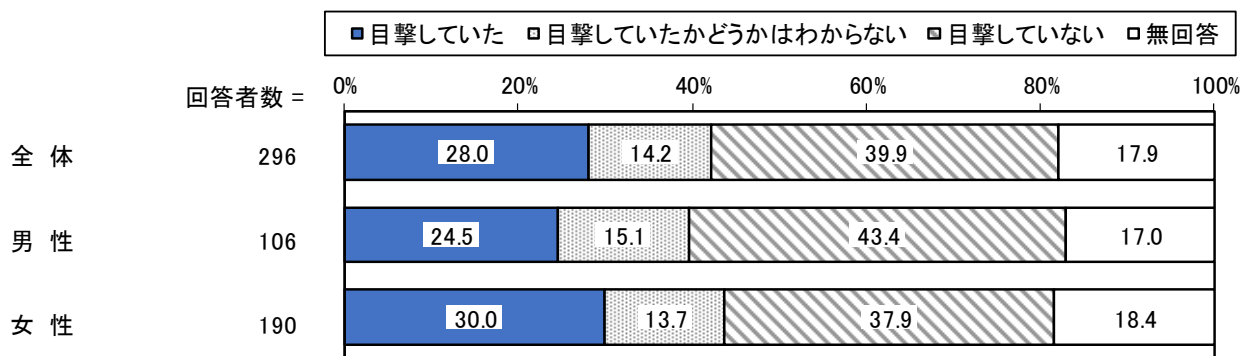


⑬ 配偶者などからの暴力と子ども

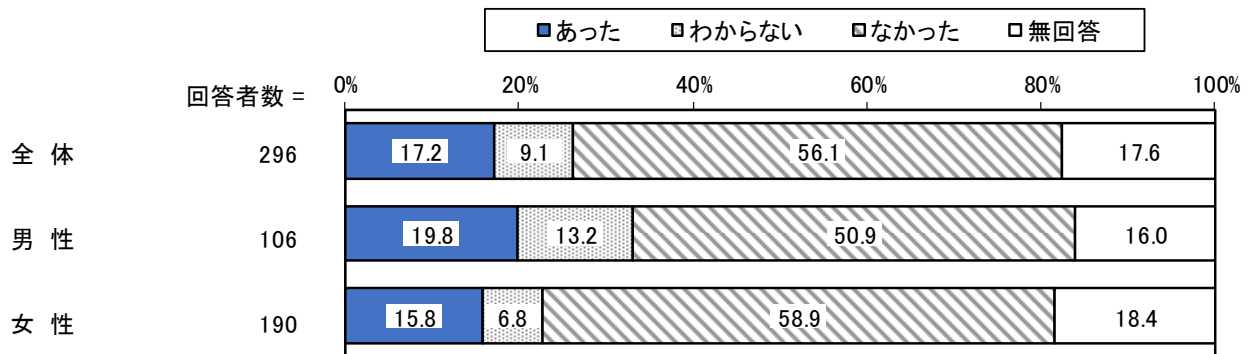
配偶者等からの暴力の被害を受けた人に対し、子どもがその被害を目撃したかどうかを調査したところ、「目撃していた」が28.0%、「目撃していない」が39.9%、「目撃していたかどうかはわからない」が14.2%となっています。

また、加害者が子どもに対して被害者と同様の行為をしたことの有無については、「あった」が17.2%、「なかった」が56.1%、「わからない」が9.1%となっています。

■ 子どもの目撃状況



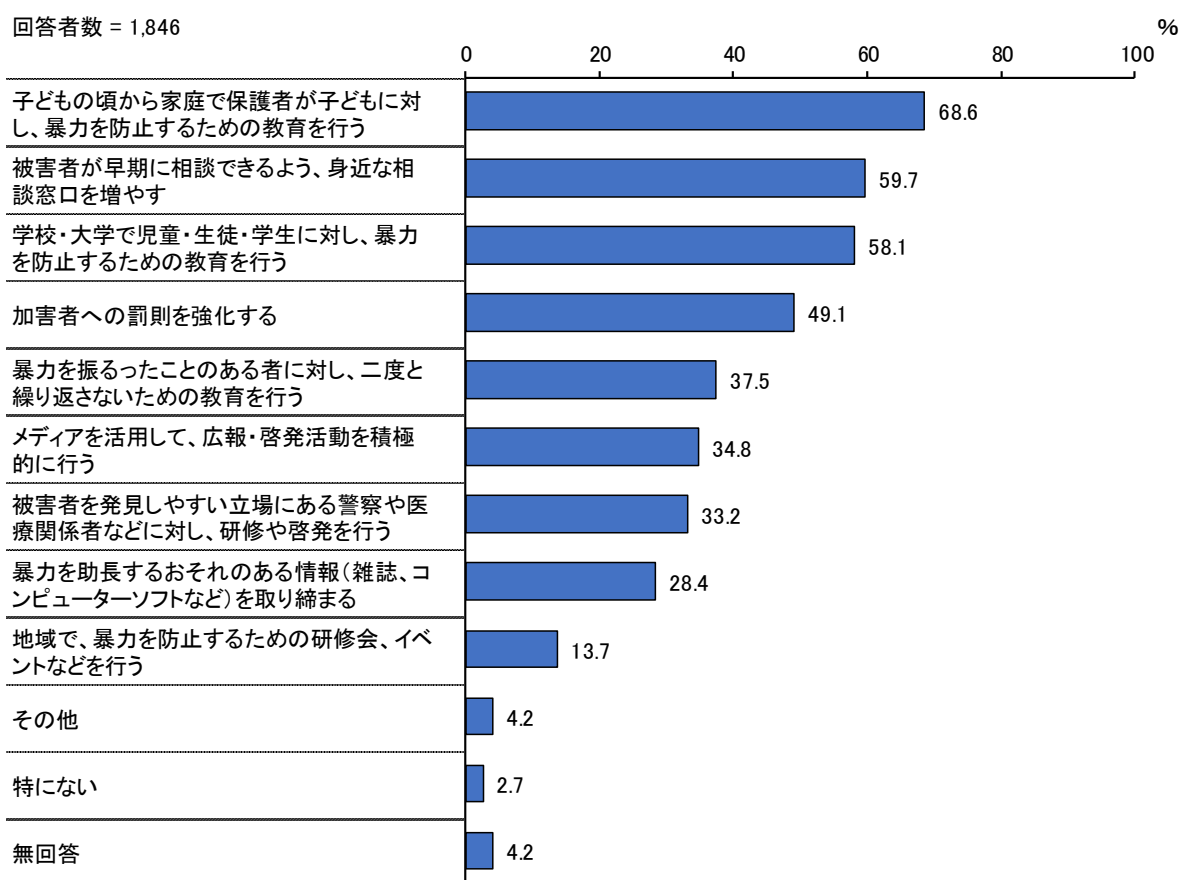
■ 子どもの被害状況



⑭ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこととして、「子どもの頃から家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が 68.6%で最も多く、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」(59.7%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(58.1%)が続きます。

■ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと



5 第4次プランの取組状況

令和元年度から令和5年度までを計画期間とした第4次プランにおいては、7つの基本目標を設定し、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実」「女性の経済的自立に向けた取組の推進」「困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備」の5つの重点事項をはじめとして、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施してきました。

第4次プランに位置付けた各事業については、毎年度の進捗管理を通じて、計画の実効性の向上を図っており、計画総体としておおむね着実に推進することができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画どおり実施できなかった取組もあるため、これらについては第5次プランにおいて継続的な取組を実施する必要があります。

(1) 目標 I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

① 推進事業の取組状況

あらゆる立場の人々が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けて、人権尊重・男女平等意識啓発のため、各種講座等の実施や、広報誌等による市民等への啓発を行うほか、職員研修や学校での人権教育を推進してきました。男女共同参画推進センターでは、市民企画講座や公募型共催事業による市民団体等との協働による講座の開催や、男女共同参画の啓発及び市民、団体・事業者等との間の有機的なネットワークを醸成する場として、パートナーシップさいたまフェスタを開催するなど、事業の充実を図ってきました。また、男女の固定的性別役割分担意識等の課題を分析するため、定期的に市民意識調査を実施し、調査結果を分析・公表しました。

② 推進事業の達成状況

目標 I に属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度時点で目標を達成しているのは8項目中4項目となっています。

	指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数【事業1】	5,600部	5,800部	5,400部	▼

指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
2 人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が深まった少し深まった割合【事業2】	94.8%	96%	97.1%	◎
3 人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数【事業3】	14回	14回	15回	◎
4 講座等受講者の満足度【事業7】	98%	100%	93.9%	▼
5 啓発活動実施回数【事業13】	3回/年度	3回/年度以上	7回	◎
6 男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数【事業14】	34冊	40冊	40冊	◎
7 協議会の新規加盟団体数【事業23】	—	5団体	—	*
8 相談に携わる職員の研修等の開催回数【事業25】	12回	15回/年度	13回/年度	○

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

* 令和2年度に協議会解散。

（2）目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり

① 推進事業の取組状況

固定的性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の視点に立った社会的慣行等の見直しの促進のため、各種講座等の開催や広報誌等による啓発のほか、学校教育において児童・生徒、教職員双方への人権意識高揚のための取組や、職場体験事業等を含む総合的なキャリア教育を推進してきました。このほか、保護者を対象とした家庭教育に関する講座等を開催しました。また、男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進や、男性の家庭生活への参画を促進するための講座等の開催、男性向けの専門相談の実施など、男性を対象とした取組も推進してきました。

② 推進事業の達成状況

目標Ⅱに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは5項目中1項目となっています。

指標項目		策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1	講座等受講者の満足度【事業7】〈再掲〉	98%	100%	93.9%	▼
2	父子手帖の発行及び配布数【事業36】	15,000冊	15,000冊	15,000冊	◎
3	仕事をすることは人の役に立つことだと思うと回答した生徒の割合【事業40】	89.1%	94.8%	89.8%	○
4	親の学習事業の男性参加者の中で満足と回答した割合【事業41】	79.8%	83.4%	79.9%	○
5	学校非公式サイト等監視業務における児童生徒による不適切な書き込みの削除率【事業45】	76.2%	90%	—	

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

（3）目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

① 推進事業の取組状況

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、特定事業主行動計画に基づき、市の女性職員の管理職への登用を推進しました。

② 推進事業の達成状況

目標Ⅲに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは8項目中3項目となっています。

指標項目		策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1	審議会等における女性委員の割合【事業46】	36.1%	42.0%	34.9%	▼
2	女性のいない審議会等の数【事業46】	2件	0件	3件	▼
3	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率【事業47】	—	20%以上	15.0%	○
4	管理職女性登用率【事業48】	11.2% (一般行政職)	14.0% (一般行政職)	11.4%	○
5	管理職女性登用率【事業49】	10.8% (教職員)	12.0% (教職員)	18.0% (教職員)	◎

指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
6 消防職の女性職員の採用割合（4年間総採用者数）【事業50】	4.3% (消防職)	14.0% (消防職)	10.1%	○
7 企業職の女性職員の配置割合【事業51】	12.7% (企業職)	16.2% (企業職)	16.4% (企業職)	◎
8 啓発活動実施回数【事業13】〈再掲〉	3回/年度	3回/年度以上	7回	◎

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

（4）目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

① 推進事業の取組状況

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進のため、事業所等を対象とした講座の実施や、子育て支援をしている企業への入札制度における優遇措置、男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている事業者の表彰等を実施しました。また、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実のため、介護者の交流や情報交換・学習の場の提供、情報誌の発行や専用ホームページの運用等による子育て情報の提供、民間活力を利用した介護・保育施設等の整備等を推進しました。

② 推進事業の達成状況

目標Ⅳに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは19項目中10項目となっています。

指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1 ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した受講生の割合【事業55】	87.4%	90%	92.7%	◎
2 表彰事業者数【事業58】	2事業者	3事業者	0事業者	▼
3 CSRチャレンジ企業認証企業数【事業59】	10社	25社/年度	15.5社/年度	○
4 男性の育児休業取得率 ※教職員除く【事業63】	12.1%	13.0%	36.9%	◎
5 認知症サポーター養成数【事業65】	62,719人	今後3年間で 24,600人養成	20,116人	○
6 介護者サロンの実施回数【事業66】	923回	980回	143回	▼
7 介護者カフェの実施箇所数【事業66】	4か所	8か所	4か所	△

指標項目		策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
8	地域包括支援センターの認知度【事業66】	—	指標の設定	指標を設定 (令和7年度までに65%)	◎
9	施設の定員【事業67】	7,824人	8,481人	8,324人	○
10	育児不安軽減者の割合【事業70】	78.3%	80%以上	81.5%	◎
11	契約施設数【事業73】	6施設	毎年度6施設と契約	6施設	◎
12	単独型施設数【事業75】	10か所	10か所	10か所	◎
13	子育て応援ブックの発行数【事業76】	50,000部	50,000部	50,000部	◎
14	ネットワーク会議の開催回数【事業77】	1回	1回	1回	◎
15	自分の気持ちを話せる母親の割合【事業79】	100%	100%	100%	◎
16	病児保育室施設数【事業81】	9施設	12施設	11施設	○
17	保育所等利用待機児童数【事業82】	315人	0人	11人	○
18	子育て支援型幼稚園の認定園数【事業83】	なし	35園	36園	◎
19	利用ニーズに対する入所者の割合【事業84】	96.6%	100%	97.3%	○

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

(5) 目標V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり

① 推進事業の取組状況

働くことを希望する人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができるよう、労務担当者や管理者向けの労働法に関する講座の開催や、女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置、男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている事業者への表彰を行うなど、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進してきました。また、就業継続や再就職支援のための講座等の開催や、起業等の支援のための講座等の開催等により、就業機会の拡大と就業支援を推進しました。

② 推進事業の達成状況

目標Vに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは6項目中2項目となって

おり、残りの4項目についてはいずれも策定時の現状を下回っています。

指標項目	策定時の現状値	達成期限の目標値	令和4年度または達成期限時点における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1 表彰事業者数【事業58】〈再掲〉	2事業者	3事業者	0事業者	▼
2 ワークステーションさいたまにおけるフ ンストップ就職支援サービス利用者数 【事業93】	9,156人	9,600人	7,620人	▼
3 女性創業件数【事業97】	9件	50件	50件	◎
4 若者創業件数【事業97】	7件	39件	74件	◎
5 地場産農産物料理講習会への講師派遣人 数【事業99】	10人/年度	10人/年度	4人/年度	▼
6 早期起業家教育事業参加者数 【事業101】	643人	600人	26人 ※事業内容の変 更による	▼

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

（6）目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

① 推進事業の取組状況

ひとり親家庭、若年無業者への就労支援、社会生活を営む上での困難を有する若者への自立支援プログラムの実施や、高齢者や障害者の居住環境の整備のための経費の補助、就業機会の提供、就労支援等を行ったほか、外国人のための生活相談や日本語学習の支援等の生活支援を実施しました。また、**性的少数者**の人の支援として、性の多様性の理解の促進のための講座や、性自認や性的指向に係る**性的少数者**の自由な意思を尊重するため、パートナーシップ宣誓制度を実施しました。このほか、男女の生涯にわたる健康づくりのための支援や、防災計画や避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の取入れ等の取組を実施しました。

② 推進事業の達成状況

目標Ⅵに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは21項目中9項目となっています。

第1章 計画策定にあたって
5 第4次プランの取組状況

	指標項目	策定時の 現状値	達成期限の 目標値	令和4年度または達成期限時点 における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数【事業102】	28人	30人	0人	▼
2	女性創業件数【事業97】〈再掲〉	9件	50件	50件	◎
3	若者創業件数【事業97】〈再掲〉	7件	39件	74件	◎
4	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数【事業104】	5回	6回	1回	▼
5	若者自立支援ルームの年間延べ利用者数【事業105】	9,300人	12,000人	8,908人	▼
6	地域若者サポートステーションさいたまにおける就職等進路決定者数【事業106】	117人	130人	80人	▼
7	居宅改善費補助金申請件数【事業108】	4件	4件	29件	◎
8	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数【事業111】	43地区	49地区	48地区	○
9	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度【事業113】	アンケート未実施	90%	98.3%	◎
10	リハビリテーション専門職の派遣回数【事業116】	161回	300回	90回	▼
11	アクティブチケット新規交付者数【事業117】	4,830人	5,100人	2,627人	▼
12	マッチング成功数【事業119】	875件	835件	207件	▼
13	シルバー人材センター会員数【事業120】	5,086人	5,500人	4,738人	▼
14	障害福祉サービス事業所等（生活介護）の整備人数【事業122】	1,422人	150人増	338人増	◎
15	市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数【事業139】	61校	62校	62校	◎
16	自分の気持ちを話せる母親の割合【事業79】〈再掲〉	100%	100%	100%	◎
17	がん検診の平均受診率【事業143】	乳がん検診 24.4% 子宮頸がん検診 29.9% 平均受診率 28.9%	がん検診の平均 受診率 40%	乳がん検診 19.7% 子宮頸がん検診 26.8% 平均受診率 23.9%	▼
18	参加者のアンケートによる満足度【事業145】	80%	80%	94%	◎
19	支援者研修参加者のアンケートによる理解度【事業146】	100%	80%	98.4%	◎
20	自主防災組織の結成率【事業148】	91.8%	97%	92.2%	○
21	女性消防団員数【事業149】	74人	140人	102人	○

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

(7) 目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

① 推進事業の取組状況

パートナー間のあらゆる暴力の根絶に向け、DVやハラスメント等の防止のための講座等を開催したほか、被害者の早期発見と相談体制の充実のため、相談窓口の周知や研修等による相談員の資質向上に努めてきました。また、被害者保護と自立支援のため、民間団体への支援や、緊急時における一時保護事業等により、安全な保護体制を整備するとともに、市役所内、関係機関、民間団体との連携協力により、関連する各種施策・制度を活用し、自立に向けた支援を実施してきました。

② 推進事業の達成状況

目標Ⅶに属する事業のうち、数値目標を設定した事業の指標の達成状況を見ると、令和4年度または達成期限時点で目標を達成しているのは9項目中6項目となっています。

	指標項目	策定時の 現状値	達成期限の 目標値	令和4年度または達成期限時点 における実績	達成状況 (令和4年度時点)
1	中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数【事業155】	中学校2校 高等学校4校	中学校16校 高等学校4校	中学校3校 高等学校3校	○ ▼
2	校内研修の実施校数【事業159】	市立全167校	市立全168校	市立全168校	◎
3	苦情及び相談に係る問題の未解決件数【事業159】	0件	0件	0件	◎
4	ハラスメント防止のための研修の実施回数【事業160】	1回/年度	1回/年度	1回/年度	◎
5	刑法犯認知件数【事業161】	10,958件	11,560件	7,113件	◎
6	道路照明施設（公衆街路灯）設置数【事業162】	870灯/年	800灯/年	536灯/年	▼
7	人権相談の実施回数【事業166】	13回	13回	13回	◎
8	ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数【事業179】	28人	30人	0人	▼
9	契約施設数【事業73】〈再掲〉	6施設	毎年度6施設と契約	6施設	◎

※達成状況は「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」

6 さいたま市の男女共同参画を取り巻く主要課題

(1) 社会における制度や慣行の見直し、人権尊重と男女平等意識を育む教育・学習等の充実

さいたま市が令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方について、否定的に捉える回答が7割を超え、平成28年度に実施した前回調査の割合を大幅に上回っています。このことから、さいたま市における市民の男女共同参画意識の醸成が徐々に進んでいるものと考えられます。一方で、社会全体における男女の地位の平等感については、男性のほうが優遇されていると回答した割合が7割を超えており、社会制度や職場・家庭・地域など様々な場における慣習・慣行の見直しはまだ十分に進んでいないと推測されます。

固定的性別役割分担意識等は女性よりも男性のほうが強い傾向があり、また、男女とも高齢者において他の年代に比べて根強く残っているため、意識啓発にあたっては、男性や高齢者に向けた取組を強化していく必要があります。

また、学校教育や家庭教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築き、だれもが多様な生き方を選択できる力を育むという、非常に重要な位置付けにあります。今後も引き続き、学校教育や家庭教育における人権尊重意識、男女平等意識を育む取組の推進をはじめ、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解に向けた教育・学習・啓発の機会の充実を図ることが必要です。

(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画

第4次プランでは、審議会等における女性委員の割合を42%とすることを目標に掲げましたが、令和5年3月末現在では34.9%にとどまっています。また、さいたま市の管理職に占める女性の割合は一般行政職で11.6%、教職員で18.0%（いずれも令和5年4月1日時点）であり、管理職への登用が十分進んでいるとは言えない状況です。

わが国の管理的職業従事者に占める女性の割合や、女性議員の割合は諸外国に比べ低水準となっているほか、自治会長に占める女性の割合が低いなど、地域活動においても政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況があります。

政治・経済・地域等の様々な分野について、多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や団体などへ積極

的な働きかけを行うとともに、市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大のに向けた具体的な対策を講じ、市が率先して取組を進めていく必要があります。

(3) 男女が仕事と家庭生活を両立し、働く場において活躍する社会

わが国における6歳未満の子どもがいる世帯の夫と妻の家事関連時間を見ると、夫は1時間54分、妻は7時間28分となっており（令和3年社会生活基本調査）、平成28年の前回調査と比べて夫は31分の増加、妻は6分の減少と、男女差は僅かに縮小していますが、依然として家事・育児・介護等における女性の負担が大きく、男性の家庭生活への参画が十分に進んでいない状況があります。また、全国・埼玉県・さいたま市とも「M字カーブ」は解消傾向にあるものの、女性の正規雇用労働者比率は20歳代後半でピークを迎えた後、その後の年代で低下を続けています。さいたま市では、女性の就業率が上昇しているものの、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。長時間労働等を前提とする「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景とした家事・育児・介護等における女性の負担が大きい状態が続いており、その結果、女性が正規雇用で仕事と家庭生活を両立することが困難な場合が多くなっていると考えられます。こうした不安定な雇用や、正規雇用との給与等での処遇面の格差は、女性の貧困の背景にもなっていると考えられています。新型コロナウイルス感染症の影響は、非正規雇用労働者の割合の高い女性に特に強く現れ、非常時における女性の雇用の脆弱性が強く意識されることとなりました。さらに、高齢者人口の増加に伴い、介護や看護を理由とする離職者は、男女ともに増加傾向にあります。

だれもが仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、引き続き関連する取組を推進していく必要があります。また、働く場における女性の活躍や経済的自立の実現に向け、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進や、就業継続・再就職支援、就業機会の拡大に向けた取組等を引き続き推進していく必要があります。

(4) ジェンダーに基づく暴力の根絶と、だれもが安心して暮らせるまちづくり

さいたま市におけるDVを主訴とする相談件数は、各年度1,000件前後で推移していますが、相談内容は多様化、複雑化する傾向があります。DV被害者に対する支援を進める上では、加害者に対する働きかけも必要です。また、男性や性的少数者の人のDV被害者も存在することから、こうした多様な属性の被害者に向けた支援も必要です。

ひとり親家庭や単身・高齢世帯の増加や雇用・就業をめぐる変化等により、貧困

や地域社会からの孤立など、様々な困難を抱える人が増加しており、引き続き、生活上の様々な困難の解決を図る取組の推進が必要です。

また、女性は経済的な側面のみならず、DV被害や性被害、予期せぬ妊娠などにより女性特有の身体的・精神的な困難に陥るケースなど、多岐にわたる困難に直面することがあります。さらに、こうした困難が複合的に発生している場合があるため、これに対応した支援のための環境整備が必要です。

第2章

基本的な考え方

1 計画の目的

さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

2 基本理念

さいたま市では、平成15年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

第1次プランから第4次プランまで掲げてきた基本理念の趣旨を引き続き尊重し、計画を推進します。

今日の社会には、男女の性別にかかわる固定観念や偏見、不平等が依然として存在することから、男女共同参画を実現するためには、その解消に向けた施策が主体となるもの。さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が性自認や性的指向にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していくという視点から、第4次プランまでの基本理念における「女（ひと）と男（ひと）」の表記をひらがな表記とし、次のとおりの基本理念とします。

“ひと”と“ひと”

市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現

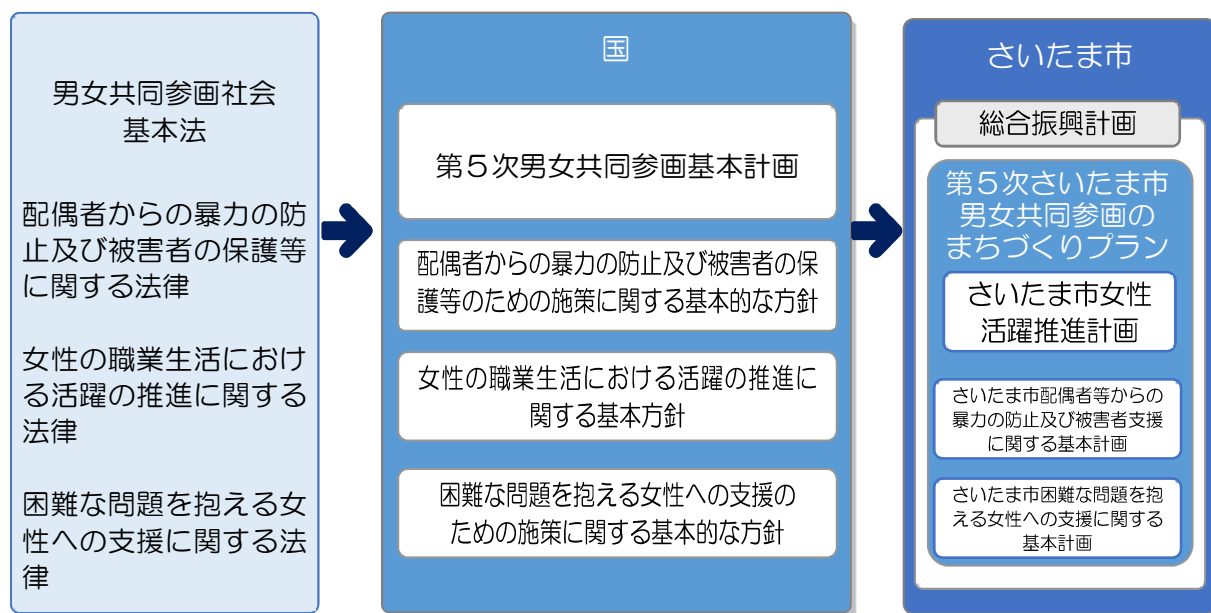


3 計画の位置付け

(1) 法的根拠等

本計画は、「さいたま市総合振興計画」の分野別計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。あわせて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「さいたま市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含するものです。

なお、さいたま市がこれまで本計画とは別に策定してきた「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」については、令和6年度以降は本計画に一体化します。



(2) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

令和 12 (2030) 年までに世界各国が達成を目指す共通の目標である SDGs (持続可能な開発目標) の実現に向けて、わが国では令和元年 12 月に「SDGs 実施指針改定版」を定めています。また、さいたま市では令和 4 年 3 月に「さいたま市第 2 期 SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画は、SDGs の基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17 の目標の 1 つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、国や埼玉県の計画期間が5年間であること、また社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、迅速な対応ができるようにするため、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の急激な変化など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、前述のとおり令和3年度に市民意識調査を実施し、さいたま市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。令和4年度には学識経験者や市民代表等で構成する「さいたま市男女共同参画推進協議会」より、市長の諮問に対する答申としての提言書「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」を受けました。令和5年度には、さいたま市男女共同参画推進協議会や、庁内組織である「さいたま市男女共同参画推進本部」において計画案の内容を審議するとともに、パブリック・コメントを通して市民意見の把握・反映を行いました。

6 計画の目標

本計画では、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組みます。

男女共同参画社会の実現のためには、課題解決のための継続的な施策の実施が必要であることから、第4次プランの目標の枠組みを引き継いだ上で、次の7つを計画の目標とします。

計 画 の 目 標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

7 計画の重点事項

これまでの取組、及び国、埼玉県の基本計画並びに社会情勢の変化等を踏まえた上で、本計画では次の6項目について、重点的に取り組めます。

- (1)男性にとっての男女共同参画の推進
- (2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (3)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (4)女性の経済的自立に向けた取組の推進
- (5)DV被害者の安全確保と支援体制の充実
- (6)DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

(1) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するための根本的な課題の一つに固定的性別役割分担意識の解消が挙げられます。固定的性別役割分担意識は徐々に弱まりつつありますが、依然として根強く残っており、特に長期にわたって形成されてきた固定的性別役割分担意識等に基づく社会的慣行等の見直しや、男性の家事・育児・介護等への参加、地域活動等への積極的な関与等の具体的な行動変容には十分に至っていない状況にあります。

固定的性別役割分担意識は、女性よりも男性で強い傾向があることや、社会の様々な分野で指導的地位に男性が多い点からも、固定的性別役割分担意識の解消や、社会的慣行等の見直し、具体的な行動変容につなげるためには、男性に向けた意識啓発を強化する必要があります。

男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進や、男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育を推進します。

さらに、固定的性別役割分担意識は、男性の孤独や孤立、生きづらさにつながることもあるため、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題を解決・軽減するための支援も併せて推進します。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校や家庭等での教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基盤を形成するものです。固定的性別役割分担意識等は若い年代で解消されつつあるものの、今も社会の様々な分野で、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等が根強く存在しているため、これらの存在に気付き、とらわれないためにも、学校や家庭等における教育の役割は非常に重要です。

学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進するとともに、男女平等教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供等の取組を推進します。

また、若者の自立の基礎となる就労について、性別にとらわれない主体的な進路選択を行う力や、男女共同参画の視点にたった勤労観・職業観を育む総合的なキャリア教育を推進します。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程における女性の参画は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけではなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

働き方改革関連法の制定や、女性活躍推進法の改正など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進み、女性の政策・方針決定過程への参画は、一定の進捗が見られるものの、政治分野や経済分野をはじめ、諸外国と比較して低水準に留まっており、女性の参画の拡大の動きをさらに加速させる必要があります。

さいたま市においては、審議会等委員への女性の積極的登用や女性職員の管理職への登用を推進しています。市の施策は市民生活に大きな影響を与え、また、学校教育は男女共同参画推進の意識醸成の基盤であることから、市の政策・方針決定過程に性別に関係のない多様な意見が公平・公正に反映されるよう、目標達成に向けた具体的な対策を講じ、市が率先して女性の参画拡大の取組を進めます。

政治・経済・行政等あらゆる分野で政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための職場環境の整備や、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定等による積極的是正措置（ポジティブ・アクション）が求められており、これらの取組の促進のため、市が積極的に事業者や団体等へ働きかけを行います。

(4) 女性の経済的自立に向けた取組の推進

女性の就業率は上昇傾向にあり、「M字カーブ」は解消傾向にあるものの、出産・育児等を理由に退職した後、非正規雇用で再就職する女性が多く、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。今日の社会では、雇用者の多様な就業ニーズに対応する柔軟な働き方が正規雇用では難しい面もあるため、こうしたニーズのある女性が非正規雇用という形態を選択せざるを得ず、給与等の処遇面の格差等により、貧困の一因にもなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、女性の非正規雇用労働者の割合の高さ等を背景に、女性の雇用や所得に影響が強く現れ、女性の不安定な雇用状況が可視化されました。

夫婦間等で一方への経済的な依存度が高い場合、依存する側は家庭内での立場が弱くなり、また死別・離別により経済的困窮に陥る可能性も高まります。経済的自立への不安により、DV被害等の困難な状況から抜け出すことを躊躇する場合もあるため、経済的自立は、女性の自己決定という観点から非常に重要です。

人生100年時代を迎え、女性の半数が90歳以上まで生きようになるなか、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できるよう、女性の経済的自立に向けた取組の推進が求められています。就業継続及び再就職等のための支援体制の整備の促進、起業など、従来の「雇用」の枠組みにとらわれない多様な働き方へのチャレンジ支援、理工系分野やデジタル分野など、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援等の取組を推進します。

また、女性自身が経済的自立の重要性、職業能力を身に付けることの必要性を認識できるようにするため、早期からのキャリア教育も推進します。

(5) DV被害者の安全確保と支援体制の充実

DVは、一般的に家庭内において行われるケースが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいという特性があります。被害者も加害者からの報復、家庭の事情やDVが重大な人権侵害であるという認識の欠如など、様々な理由から、支援を求めることをためらうケースや相談に至らないケースも少なくありません。

庁内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに、配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携体制の強化を進めます。また、各相談窓口における相談内容の情報連携・共有方法については、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図れるように相談体制の充実を目指すとともに、相談にあたる職員等に対しては研修等を実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上を図ります。

相談者の過酷な経験の話を聴くことで、相談にあたる職員等自身が精神的・感情的

に影響を受けてしまう場合もあります。そこで、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け相談時に感じた不安や迷いを払拭します。また、加害者等からの迫及等に対しては、組織として対応します。

なお、日本語でコミュニケーションがとれない外国人や生活の自立が困難である障害者、介護を必要としている高齢者等が被害者である場合、加害者の元を離れた後の生活等に不安があるため、離れるという選択ができない場合もあります。障害者に対する虐待や介護疲れによる高齢者虐待など、加害者と被害者の関係性も多様化していることを踏まえ、庁内外の関係機関との連携を図りながらネットワークを拡充し、多様な被害者支援を実施します。

(6) DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

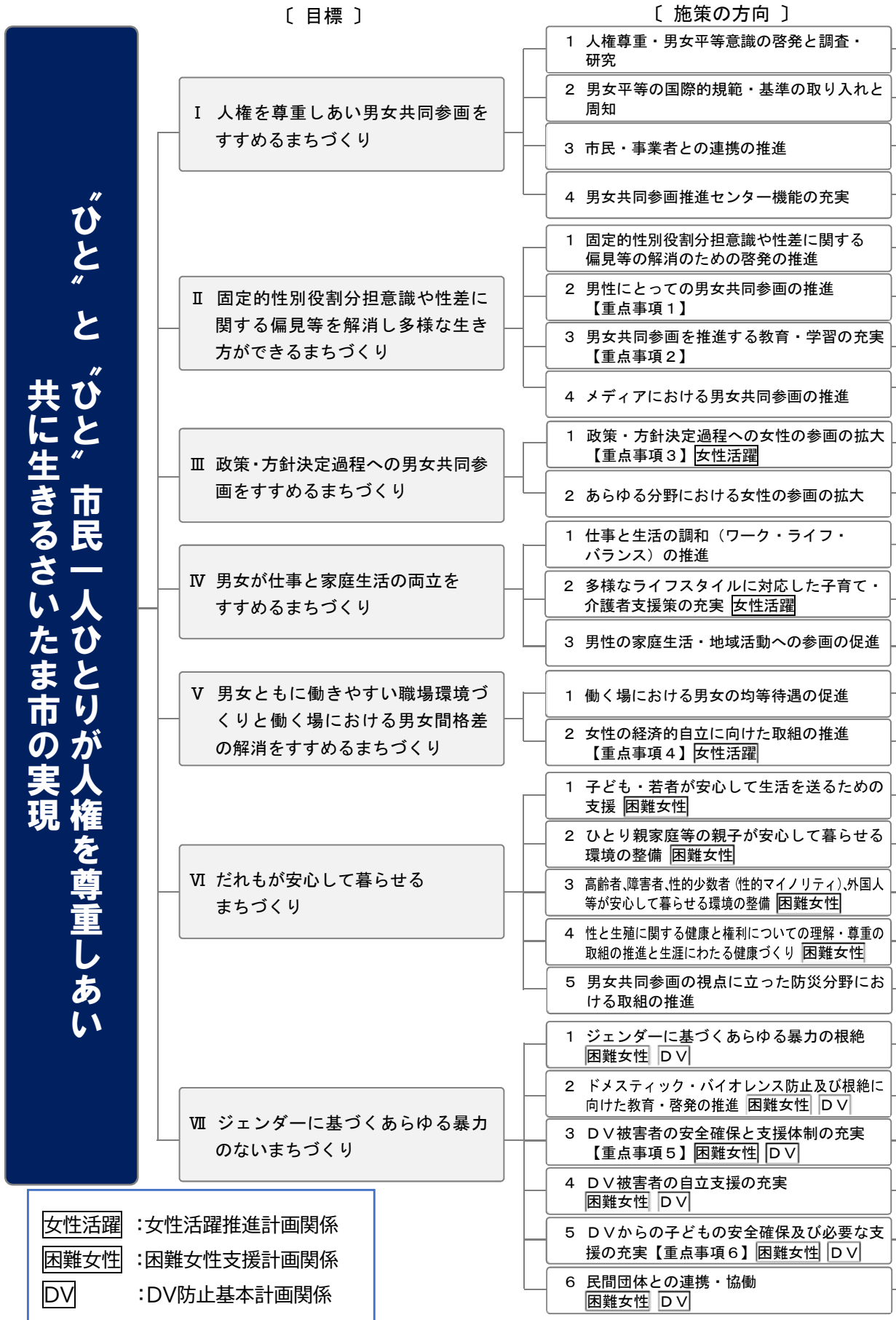
子どもの目の前でDVが行われることなど、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待にあたります。DVの特性として、DV被害者は暴力的環境の中で生きてると自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。

また、DV被害者あるいはDV家庭の経済的困窮により、ネグレクトに陥るケースも少なくありません。児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図るためにも、児童虐待とDVの特性や、これらが重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化します。

さらに、子どもについては、DVを目撃したことによる心理的虐待や、転居や転校をはじめとする生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受ける状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要となります。

DV被害者の自立を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、経済的・生活的な面での支援、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるよう、より一層の情報提供を行います。

8 計画の体系



〔基本施策〕

①人権尊重・男女平等意識の啓発 ③男女共同参画に関する調査・研究の実施	②男女共同参画に関する意識の啓発
①国際理解・交流活動の推進	②国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実
①市民・事業者との連携の推進	
①男女共同参画推進センター事業の充実	
①固定的性別役割分担意識や性差の解消に向けた啓発 ②公民館・団体等における推進・啓発	
①男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進 ②男性の家庭生活・地域活動への参画に向けた啓発・教育 ③男性にもたらされる重圧への支援	
①学校教育での取組	②家庭教育への取組
①人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進	
①行政・審議会等への女性の積極的登用 ③事業者・団体による取組の促進	②政治分野における女性の参画拡大に向けた取組
①男女共同参画に向けた人材発掘・育成	
①仕事と生活の両立の促進 ③育児・介護休業等への理解と取得の促進	②事業者等による取組の促進
①子育て支援策の充実 ③保育施設等の整備・充実	②子育て情報の提供と学習機会の充実 ④介護者支援策の充実
①男性の家庭生活・地域活動への参画の促進	
①働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②女性の活躍推進に関する事業者の取組の促進	
①就業継続や再就職のための支援体制整備 ③女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進	②起業等に対する支援
①困難な問題を抱える女性に向けた対応の強化 ③様々な困難を抱える若年層への支援	②若年層の仕事に関する支援 ④ケアラー、ヤングケアラーに対する支援
①ひとり親家庭への支援	②生活上の困難を有する親子等に対する支援
①高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備 ②高齢者、障害者の社会参加の促進	③性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援 ④外国人のための生活支援策の充実
①性と生殖に関する健康と権利を中心とした正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実 ②妊娠・出産・育児等に関する健康支援 ③からだと心に関する相談等の充実	
①男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進	
①市民への意識啓発 ③各種ハラスメント等の防止に向けた理解の促進と対策の充実	②学校等における人権教育等の推進 ④防犯のための取組の推進 ⑤被害者に対する支援の充実
①若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充 ②ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた調査研究の実施	
①早期発見・通報体制の充実 ③外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮	②相談体制の強化と周知 ④DV被害者の安全な保護体制の充実
①被害者等に関する情報の保護 ③心身の健康回復への支援	②自立を支援する各種制度の周知と充実 ④関係機関との連携協力体制の充実
①被害者と子どもに対する支援の充実 ③子どもの心のケアの充実	②保育・就学支援の充実 ④児童虐待の早期発見・通報体制の充実
①民間団体との連携・協働	

第3章

計画の内容

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会です。さいたま市をはじめ、わが国全体として男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開してきた中で、社会の意識や、社会環境は変化しつつありますが、依然として社会全体として女性よりも男性のほうが優遇されているという意識及び男女間の格差が残っています。

男女共同参画社会の実現のため、男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）では、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を行うことが全ての目標の基本原則とされており、このジェンダー主流化の視点はさいたま市の男女共同参画推進にあたって同様に求められるものです。引き続き、男女共同参画推進本部を中心に全庁を挙げて総合的かつ横断的に施策を推進します。

施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究

あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、人権尊重や男女平等意識の啓発に取り組みます。あわせて、市の施策推進に際して男女共同参画の視点が十分に取り入れられるよう、市職員に対する啓発も充実させます。

時勢や市民ニーズに適切に対応するため、男女共同参画に関する市民意識調査をはじめとした調査・研究を実施します。

基本施策① 人権尊重・男女平等意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	同和問題・女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人・性的少数者などの人権課題について、市民が正しく理解するための資料を作成します。 【指標項目】啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	人権政策・男女共同参画課
2	人権啓発講演会の開催	各種人権課題の解消を目指し、市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民等を対象とした人権啓発講演会を開催します。 【指標項目】人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合	人権政策・男女共同参画課
3	各種人権施策に係る情報の提供	差別を許さない市民運動強調月間・週間、講演会・研修会、人権相談など各種人権に関する取り組みを市報等に掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。 【指標項目】人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	人権政策・男女共同参画課
4 Ⅵに再掲	性の多様性への理解の促進	性の多様性についての理解を促進するため、講座などの実施や、性的少数者（LGBTQ等）への理解を示すレインボーカラーを活用した職員名札の着用を行います。	人権政策・男女共同参画課
5	職員ハンドブックによる啓発	男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成し、職員への意識啓発を行います。	人権政策・男女共同参画課
6 Ⅱに再掲	学校における人権教育の推進	様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。 【指標項目】人権教育実践事例集活用校数	人権教育推進室

基本施策② 男女共同参画に関する意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
7 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会及び「パートナーシップさいたまフェスタ」を実施します。 【指標項目】 講座等の内容の理解度	人権政策・男女共同参画課
8 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	人権政策・男女共同参画課
9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	人権政策・男女共同参画課
10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	人権政策・男女共同参画課
11	男女共同参画に関する法令の周知	男女共同参画関連の法令について、法令の趣旨や関連する取組への理解の促進のため、ホームページや情報誌への掲載などを通じて、周知を行います。	人権政策・男女共同参画課
12 Ⅱに再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	人権政策・男女共同参画課
13	地域活動における男女共同参画の啓発	地域活動や交流の場を利用して男女共同参画の啓発活動を行います。 【指標項目】 啓発活動実施回数	人権政策・男女共同参画課
14	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダーや女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 【指標項目】 男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	中央図書館資料サービス課

基本施策③ 男女共同参画に関する調査・研究の実施

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
15	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	人権政策・男女共同参画課

施策の方向2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

男女共同参画を推進するための取組は、国連をはじめとする国際社会における取組と密接な関係があることから、国連人権委員会の女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会における議論等の国際的な動向を注視しながら、国際的規範・基準を取り入れます。また、国際社会における男女共同参画の進展状況及びわが国との格差や、SDGs等の国際的な目標への理解を深めることは、男女共同参画に対する市民意識を醸成するうえでも重要であることから、男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等についての情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めます。

基本施策① 国際理解・交流活動の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
16 新規	国際教育の推進	すでに全ての市立学校に配置している外国語指導助手の活用や、体験活動の充実、国際交流の実施などを通して国際教育を推進します。このような活動を通して、地球的視野に立って、主体的に行動できる児童生徒を育成します。	指導1課
17	国際理解・平和に関する講座の開催	公民館において、国際理解・平和に関する講座を開催します。	生涯学習総合センター

基本施策② 国際社会における男女共同参画に関する情報提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
18	国際状況の理解に関する情報提供・学習機会の提供	男女共同参画に関する国際社会の状況及びわが国との格差、国際的な目標等への理解を深めるための情報収集・提供、学習機会の提供を行います。	人権政策・男女共同参画課

施策の方向3 市民・事業者との連携の推進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野において広範囲にわたる取組を行う必要があることから、市だけでなく、市民や NPO、町内会、地域団体、事業者等の多様な主体がそれぞれ果たすべき役割を担いながら連携し、協働して取組を推進していきます。市と多様な主体が緊密に連携して取り組むため、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努めます。

基本施策① 市民・事業者との連携の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
19	苦情処理制度の充実	男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響があると認められる施策に対する苦情の申出を処理する制度について、広く市民などが利用できるよう周知を図るとともに、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理します。	人権政策・男女共同参画課
20	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進に関する公募型共催事業や市民企画講座を募集・実施し、団体への支援等を行います。 【指標項目】実施団体の数	人権政策・男女共同参画課
21	事業者等との連携	事業者等と連携し、男女共同参画の推進に資する取組を実施します。	人権政策・男女共同参画課

施策の方向4 男女共同参画推進センター機能の充実

さいたま市の男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター」では、講座や講演会の開催、情報の収集・提供、各種団体の交流支援など様々な事業を展開しています。今後も効果的な情報発信に努めるとともに、市民ニーズを的確に捉えた各種事業を積極的に展開し、更なる機能の充実を図ります。また、市民・NPO・企業等の事業者や地域で活動する諸団体との連携の強化を通して、市民や団体等の活動支援の充実を図ります。

基本施策① 男女共同参画推進センター事業の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
22	団体・交流支援事業の充実	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を支援します。	人権政策・男女共同参画課
23	事業検討委員会の設置	男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見を事業に反映します。	人権政策・男女共同参画課
24	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅰ 計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,400部 (令和4年度)	5,400部を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
2	2	人権啓発講演会の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合	97.1% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
3	3	各種人権施策に係る情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14回 (令和4年度)	14回を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
4	6再Ⅱ	学校における人権教育の推進	人権教育実践事例集活用校数	104校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
5	7再Ⅱ	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等の内容の理解度	93.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
6	13	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	7回 (令和4年度)	6回以上/年度を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
7	14	図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	45冊 (令和4年度)	50冊 (令和10年度)	中央図書館資料サービス課
8	20	男女共同参画推進団体の活動への支援	実施団体の数	5団体 (令和4年度)	5団体を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり

男女共同参画社会は、だれもが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮し、多様な生き方ができる社会です。その実現のためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の解消と、これらに基づく社会的慣行等の見直しが必要です。さいたま市では近年、固定的性別役割分担意識を否定的に捉える市民が増加傾向にありますが、固定的性別役割分担意識等は女性よりも男性のほうが、また若年層よりも高齢者のほうが強い傾向があります。

固定的な性別役割分担意識や性差の偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等は、個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものであり、男女共同参画を阻害する要因となります。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながることから、男性に向けた取組の強化を図ります。

また、学校や家庭での教育は、人格が形成される過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築き、だれもが多様な生き方を選択できる力を育む上で大切なものであり、男女共同参画社会の基盤を形成するものです。性別による固定的な役割分担にとらわれない意識が醸成され、性差に関する偏見等が解消される社会を築くため、学校教育や家庭教育、生涯学習において、幅広い市民を対象に男女平等について学ぶ教育を進め、男女がともに生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力が身に付けられる状態を目指します。

メディアを通じて流れる様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、インターネット、SNS 等を含むメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った表現が望まれます。メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物等の情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

施策の方向 1 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発の推進

多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画という概念や意味についての十分な理解を促すとともに、男女が対等な関係を築くため、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。意識啓発はあらゆる世代を対象としますが、特に男性や高齢者に向けた取組を強化します。

基本施策① 固定的性別役割分担意識や性差の解消に向けた啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
7 Iに 再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会及び「パートナーシップさいたまフェスタ」を実施します。 【指標項目】講座等の内容の理解度	人権政策・男女共同参画課
8 Iに 再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	人権政策・男女共同参画課
12 Iに 再掲	広報誌等による情報提供及び啓発	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	人権政策・男女共同参画課

基本施策② 公民館・団体等における推進・啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
25	地域づくりにつながる事業の推進	公民館において、地域づくりを推進する事業を行います。	生涯学習総合センター
26	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、男女共同参画の視点に立った講座を企画し開催します。	生涯学習総合センター

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

【重点事項1】

固定的性別役割分担の解消や、男性が家事・育児や介護等の多様な経験を得ること等を通して、男性自身の生きづらさの解消や、多様な価値観の形成という、男性にとっての男女共同参画の意義に対する理解を深めるため、男女共同参画についての理解を促す学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めます。

また、固定的役割分担意識を背景に男性が抱え込みがちな孤独や孤立・生きづらさの解消のため、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題を解決・軽減するための支援に努めます。

基本施策① 男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
27	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加等、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するための講座を開催します。	人権政策・男女共同参画課

基本施策② 男性の家庭生活・地域活動への参画に向けての啓発・教育

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
28 Ⅳに再掲	出産前教室	初めて出産する妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。 【指標項目】内容を理解できたと回答する参加者の割合	地域保健支援課
29	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。 【指標項目】パパサンデーの実施施設数	子育て支援課
30	保育士・幼稚園教諭等体験の推進	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭等体験事業を実施します。 【指標項目】1日保育士・幼稚園教諭等体験の実施施設数	保育課
31	父子手帖の発行及び配布	父親の子育て参加の契機とするため、父子手帖を発行・配布します。 【指標項目】父子手帖の発行回数	子育て支援課

基本施策③ 男性にもたらされる重圧への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
32	男性の悩み電話相談の実施	生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える悩みについて、男性相談員が相談に対応します。	人権政策・男女共同参画課
33 新規	男性の法律相談	家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。	人権政策・男女共同参画課

施策の方向3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【重点事項2】

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会の実現のためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、学校や家庭、地域における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重意識、男女平等意識を育む取組を推進します。教育の充実のため、教育関係者を対象とした研修や保護者等への学習機会の提供などを行うとともに、公民館での講座など身近な地域における学習機会を充実させます。

あわせて、若者の自立の基礎となる就労について、性別にとられない主体的な進路選択を行う力を育み、男女共同参画の視点にたった勤労観・職業観を育む総合的なキャリア教育を推進します。

基本施策① 学校教育での取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
6 Iに 再掲	学校における人権教育の推進	様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するとともに、教職員の更なる人権意識の高揚を図ります。このため、校内人権教育研修会・講演会の支援、人権標語・人権作文の募集及び表彰、さらに実践事例集や人権文集、人権ニュースの作成等に取り組みます。 【指標項目】人権教育実践事例集活用校数	人権教育推進室
34	キャリア教育の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配布や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育を推進します。	指導1課

第3章 計画の内容

目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
35	さいたま市中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」	<p>市立中学校・特別支援学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」を実施します。</p> <p>【指標項目】生徒対象の変容調査アンケートにおいて「仕事をするのは人の役に立つことだと思う」の質問を活動前後に行い、「そう思う」と回答した生徒の割合の増加数</p>	生涯学習振興課

基本施策② 家庭教育への取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
36	親の学習事業の実施	<p>子育て中の親同士が自分自身や子育てについて改めて考え、様々な学びを通して気づきを得ることにより、親として成長することを目的とした親の学習事業を実施します。</p> <p>【指標項目】親の学習事業参加者の中で「満足」と回答した人の割合</p>	生涯学習総合センター
37	家庭教育、子育てセミナー等の開催	<p>小学校の就学時健診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。</p>	生涯学習振興課

施策の方向4 メディアにおける男女共同参画の推進

学校教育や社会教育において、市民がメディアから発信される情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を育成することを通して、様々なメディアにおける男女共同参画の推進を図ります。

また、市が作成する広報・出版物が性別による固定的なイメージや、性的側面を強調した表現等にならないよう心がけるなど、男女共同参画の視点に留意した広報・出版物の作成を全庁的な取組として実施し、男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解した適切な広報活動を行います。

基本施策① 人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
38	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	人権政策・男女共同参画課 全庁
39	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発及び講座などを実施します。	人権政策・男女共同参画課
40	デジタル・シティズンシップ教育の推進	児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成できるよう、民間事業者が提供する情報モラル教材（GIGA ワークブック）を導入し、市立小・中・特別支援学校において活用できるようにします。 【指標項目】GIGA ワークブックの導入及び市立学校（小・中・特別支援学校）へのオンライン配布率	教育研究所

目標Ⅱ 計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	7再Ⅰ	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等の内容の理解度	93.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
2	28再Ⅳ	出産前教室	内容を理解できたと回答する参加者の割合	98.0% (令和4年度)	95.0%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
3	29	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	パパサンデーの実施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)	子育て支援課
4	30	保育士・幼稚園教諭等体験の推進	1日保育士・幼稚園教諭等体験の実施設数	88施設 (令和4年度)	98施設 (令和10年度)	保育課
5	31	父子手帖の発行及び配布	父子手帖の発行回数	年1回の発行 (令和4年度)	年1回の発行を維持 (令和10年度)	子育て支援課
6	6再Ⅰ	学校における人権教育の推進	人権教育実践事例集活用校数	104校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
7	35	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	生徒対象の変容調査アンケートにおいて「仕事をするのは人の役に立つことだと思う」の質問を活動前後に行い、「そう思う」と回答した生徒の割合の増加数	12.9ポイント (令和4年度)	12.8ポイントを維持 (令和10年度)	生涯学習振興課
8	36	親の学習事業の実施	親の学習事業参加者の中で「満足」と回答した人の割合	85.0% (令和4年度)	85.6% (令和10年度)	生涯学習総合センター
9	40	デジタル・シティズンシップ教育の推進	GIGA ワークブックの導入及び市立学校(小・中・特別支援学校)へのオンライン配布率	導入にむけて検討中 (令和4年度)	市立学校(小・中・特別支援学校)へのオンライン配布100%を維持 (令和10年度)	教育研究所

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめる まちづくり

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならない社会であり、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、あらゆる分野に女性が参画することが不可欠です。さいたま市において、市民生活に大きな影響を与える市の施策や、男女共同参画推進の意識醸成の基盤である学校教育等の方針決定過程に、多様な意見が公平・公正に反映されるよう、女性職員の管理職登用や審議会等への女性の登用を推進します。

多くの人々の多様な価値観とニーズを社会に反映させるためには、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体等へ働きかけを行うとともに、市が率先して女性の参画拡大に努めることが必要です。あらゆる機会を通じて市民及び事業者と協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に努めます。

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【重点事項 3】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の登用に取り組むとともに、特定事業主行動計画に基づき、市の女性職員の職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

地域や政治・経済・行政の各分野における女性の活躍を促進します。政治分野における女性の活躍の推進においては「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正の趣旨を踏まえ、有権者が政治に主体的にかかわる意思を持つための主権者教育の推進、政治分野への女性参画の重要性等についての啓発、リーダーとなる人材の育成等を進めます。

基本施策① 行政・審議会等への女性の積極的登用

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
41	審議会等委員への女性の登用促進	市の政策決定方針への女性の参画の推進のため、男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。 【指標項目】①審議会等における女性委員の割合 ②女性のいない審議会等の数	人権政策・男女共同参画課 全庁
42	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。 【指標項目】公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	総務課 全庁
43	女性職員の管理職への登用促進	女性職員の管理職への登用を促進します。 【指標項目】管理職女性登用率	人事課
44	女性教職員の管理職への登用促進	女性教職員の管理職への登用を促進します。 【指標項目】管理職女性登用率	教職員人事課
45	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【指標項目】消防職の女性職員の採用割合（5年間総採用者数）	消防職員課
46	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。 【指標項目】企業職の女性職員の配置割合	水道総務課

基本施策② 政治分野における女性の参画拡大に向けた取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47 新規	主権者教育の推進	小・中学校において、社会の課題を主体的にとらえ、多様な人々と協働する中で納得解を導き出す力など、社会の形成者として必要な資質・能力（協働性・社会性等）の育成のため、児童会選挙、生徒会選挙や模擬選挙・社会的な課題解決に向けた話し合い活動や市議会の見学や傍聴を実施します。 【指標項目】小・中学校の租税教室及び選挙啓発出前講座の実施率	指導1課
48 新規	主権者教育の推進	高等学校において、社会の形成者として必要な資質・能力（協働性・社会性等）の育成のため、生徒会選挙や模擬選挙・社会的な課題解決に向けた話し合い活動や市議会の見学や傍聴を実施します。 【指標項目】市議会傍聴の実施率（高等・中等教育学校）	高校教育課

基本施策③ 事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
49 Ⅴに再掲	ポジティブ・アクションに関する周知・啓発	ポジティブ・アクションに関する情報の市ホームページへの掲載、国等の制度案内の周知協力などにより、ポジティブ・アクションの周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
50 Ⅴに再掲	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
51 新規 Ⅴに再掲	女性活躍推進に関する講座等の開催	企業における女性のキャリアアップ支援や、女性活躍推進法に基づく取組の促進のため、企業を対象に女性活躍推進に関する講座等を実施します。	人権政策・男女共同参画課
52 新規 Ⅴに再掲	女性の活躍推進を支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合、「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課

施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画するためには、あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えていることが前提であることから、女性の活躍の重要性に関する理解の促進や、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供等を行います。また、女性人材に関する情報の収集・整備・提供体制を充実させます。

基本施策① 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
53	人材リストの作成と活用	埼玉県内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、審議会等の委員への登用や、講座や講演会の講師選定等に活用します。	人権政策・男女共同参画課
54 新規	女性リーダーの育成	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための学習機会の提供や、ロールモデルやキャリア形成のための情報提供などを行います。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅲ計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	41	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	34.9% (令和4年度)	42.0% (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課 全庁
2	41	審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	3件 (令和4年度)	0件 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課 全庁
3	42	審議会等委員の市民公募の実施	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	15.0% (令和5年5月1日)	20% (令和10年度)	総務課 全庁
4	43	女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	22.3% (令和5年4月1日)	27.0% (令和8年4月1日)	人事課
5	44	女性教職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	19.1% (令和5年4月1日)	20.0% (令和8年4月1日)	教職員人事課
6	45	市の女性職員の職域拡大	消防職の女性職員の採用割合(5年間総採用者数)	10.1% (令和2年度)	17.0% (令和7年度)	消防職員課
7	46	市の女性職員の職域拡大	企業職の女性職員の配置割合	企業職 16.4% (令和5年4月1日)	企業職 17.8% (令和8年4月1日)	水道総務課
8	47	主権者教育の推進	小・中学校の租税教室及び選挙啓発出前講座の実施率	61.7% (令和4年度)	80.0% (令和10年度)	指導1課
9	48	主権者教育の推進	市議会傍聴の実施率(高等・中等教育学校)	75% (令和4年度)	100% (令和10年度)	高校教育課

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女がともに健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任も果たしていく上で大変重要なことです。ワーク・ライフ・バランスの実現は、事業所にとっても優秀な人材の確保や生産性の向上といった意義があり、さらには社会全体の活性化にもつながります。

女性の就業率は上昇傾向にあり、M字カーブは解消傾向にあるものの、出産・育児等を理由に退職した後、非正規雇用で再就職する女性が多く、半数以上の女性が非正規雇用で働いています。その要因としては、長時間労働等を前提とする「男性中心型労働慣行」や固定的性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等における負担が女性に偏っており、その結果として女性の仕事と家庭生活の両立が困難になる場合が多いということが考えられます。男性の家事や育児等への参画は、近年増加傾向にありますが、性別による固定的な役割分担意識の解消や、長時間労働を前提とした従来の男性中心型の働き方の見直しなど、社会全体の意識改革を進めることを通して、男女ともあらゆる世代の人がワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指します。

また、男女がともに育児や介護等に取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や子育て支援・介護サービスの充実に努めます。さらに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

なお、施策の推進にあたっては、育児・介護の有無にかかわらず、全ての人にとってワーク・ライフ・バランスの実現は重要であることを意識し、育児・介護のない家庭が置き去りとならないように留意します。

施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

家庭生活への参加や就業の継続を困難にする長時間労働を前提とした働き方の見直しや、労働生産性の向上、男性の育児休業の取得促進、テレワークやオンラインの活用などライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して企業等に周知します。あわせて、労働基準法や育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの実現に資する取組が推進されるよう支援を行います。

基本施策① 仕事と生活の両立の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
55	ワーク・ライフ・バランス出前講座の開催	事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践的な取り組みなど、「働きやすい職場」についての講座を開催します。	人権政策・男女共同参画課
56	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 【指標項目】ワーク・ライフ・バランスについての理解が深まった受講生の割合	人権政策・男女共同参画課

基本施策② 事業者等による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
57	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合、「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
58 Ⅳ2 に再掲	事業所内保育事業推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび安心子育て課

第3章 計画の内容

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
59	「働き方改革」の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布します。また、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするため、「働き方改革」の推進に関連する国や埼玉県等の施策や事例について市ホームページに掲載するなどして、「働き方改革」の周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
60	労働法等に係る講座の実施	労働に関する法制度や社会情勢を踏まえた時事的な問題を扱う講座を実施し、労働法等に関する理解を深めるとともに職場や雇用環境の改善を図ります。 【指標項目】労働法等に係る講座の参加者満足度	労働政策課
61 新規	テレワークの推進	企業における多様な働き方の創出を促すテレワーク環境の整備を支援します。 【指標項目】テレワーク環境整備支援件数	経済政策課
62 新規	SDGs 企業認証制度	SDGs 認証企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとするSDGs 経営に向けた支援をします。 【指標項目】SDGs 企業認証数	経済政策課

基本施策③ 育児・介護休業等への理解と取得の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
63 Ⅳ3 に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、介護休暇等の取得を促進します。 【指標項目】男性の育児休業取得率 ※教職員除く	人事課
63 Ⅳ3 Ⅴに 再掲	育児・介護休業制度の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するほか、制度等の市ホームページへの掲載、国や県等が実施するセミナー等の周知協力などにより、育児・介護休業制度の周知・啓発に取り組みます。	労働政策課

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動等を調和させることができるよう、妊娠期からの出産・育児に関する情報提供や、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進します。

高齢者人口の増加に伴い要介護者数が増加し、現役世代の介護負担が重くなっている中で、介護を社会的に支援するため、介護の担い手への支援や介護サービスの供給量の確保とともに、孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など、多様なライフスタイルに対応した介護者に向けた支援の充実など、介護支援策の強化を図ります。

基本施策① 子育て支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
28 Ⅱに 再掲	出産前教室	初めて出産する妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。 【指標項目】内容を理解できたと回答する参加者の割合	地域保健支援課
65	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や愛着形成などの情報を発信するとともに、育児不安の軽減を図るため「育児学級」を各区役所で実施します。 【指標項目】育児不安軽減者の割合	地域保健支援課
66	ファミリー・サポート・センターの充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。	子育て支援課
67	子育てヘルパー派遣事業	妊娠中の方、1歳未満のお子さんを養育する保護者などで、日中、育児等を行う方が他にいない場合に、ホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。	子育て支援課

第3章 計画の内容

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
68 Ⅶに 再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【指標項目】契約施設数	子ども家庭支援課
69	小児救急医療体制の充実	子どもが急病のときに看護師などがアドバイスをを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。	地域医療課
70	子育て支援拠点施設整備・運営事業	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。 【指標項目】単独型子育て支援センターの運営施設数	子育て支援課
71 新規 Ⅶに 再掲	ヤングケアラー訪問支援事業	ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。 【指標項目】負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	子ども家庭支援課

基本施策② 子育て情報の提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
72	子育て情報の提供	子育て応援ダイヤルの実施、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育て WEB」の運営など、市内の子育てに関する情報を集約し、広く提供します。 【指標項目】子育て応援ブックの発行回数	子育て支援課
73	子育て支援ネットワークの充実	市民サービスの向上を図るため、子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行います。 【指標項目】ネットワーク会議の開催回数	子育て支援課
74	親子教室の開催	児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	子ども政策課
75 Ⅵに 再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【指標項目】自分の気持ちを話せる母親の割合	地域保健支援課

基本施策③ 保育施設等の整備・充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
58 Ⅳ1 に再掲	事業所内保育事業 推進事業	企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。	のびのび安心子育て課
76	認可保育所の延長 保育・一時預かり 事業	子育てと仕事の両立を支援するため認可保育所における延長保育を、一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するため一時預かり事業を継続します。 【指標項目】①延長保育を実施する認可保育所数 ②一時預かり事業を実施する認可保育所数	保育課・ 保育施設支 援課
77	病児保育室の拡充	保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【指標項目】病児保育室施設数	のびのび安心子育て課
78	認可保育所等の拡充	民間活力を利用した認可保育所等の設置や、年間を通じて長時間の預かり保育を実施する「子育て支援型幼稚園」の利用を促進するなど、多様な保育の受け皿確保に取り組むことで、保育所等利用待機児童ゼロを維持します。 【指標項目】保育所等利用待機児童数	のびのび安心子育て課
79	私立幼稚園預かり 保育事業の充実	私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。 また、一定の要件を満たす幼稚園（「子育て支援型幼稚園」）の認定制度の普及を促進します。 【指標項目】子育て支援枠の人数（翌年4月1日時点の数値）	幼児・放課 後児童課
80	放課後児童健全育 成事業	児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。 【指標項目】放課後児童クラブ等待機児童数	幼児・放課 後児童課
81	障害児保育の充実	障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。 【指標項目】障害のある子どもを受け入れた認可保育所数	保育課・ 保育施設支 援課

第3章 計画の内容

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
82 新規	保育コンシェルジュによる相談支援	個別の事情に応じた施設の利用を促すため、保育コンシェルジュによる相談支援等を実施します。 【指標項目】保育コンシェルジュの配置状況	保育施設支援課
83 新規	医療的ケア児保育支援センター運営事業	令和5年度に「医療的ケア児保育支援センター」を開設し、医療的ケア児や保護者、保育施設に対し、相談支援、保育所入所支援、一時預かり事業等を実施します。 【指標項目】医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数	保育課
84 新規	保育人材確保対策の強化（保育人材確保対策事業）	本市では待機児童の解消を目指し、保育の受け皿確保のため積極的な保育所整備を進めています。施設の量的拡大に伴い、保育の担い手である保育士の雇用促進・就業継続の支援に関する様々な施策を実施します。 【指標項目】保育所等利用待機児童数	保育課 保育施設支援課
85 新規	保育人材確保対策の強化（保育士資格取得支援事業）	各保育施設の安定的な運営を支援するため、指定保育士養成施設の卒業、保育士試験又は幼稚園教諭免許状所有者の特例制度で保育士資格を取得し、市内の保育園などに勤務する方に、養成施設や試験対策講座の費用の一部を補助します。 【指標項目】保育士資格取得支援事業を利用し、保育士資格を取得した人数／年度	保育施設支援課

基本施策④ 介護者支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
86	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	介護保険課
87	認知症サポーター養成事業	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを行います。 【指標項目】認知症サポーター養成数	いきいき長寿推進課
88	地域包括支援センターの認知度向上（介護者支援体制充実事業）	介護者支援体制を充実させるためには、まずは介護をしている人が悩みや疑問を語り合う場である介護者サロン等を実施している地域包括支援センター自体を広く周知することが重要であり、その認知度の向上に取り組みます。 【指標項目】地域包括支援センターの認知度	いきいき長寿推進課
89	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【指標項目】介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	介護保険課
90	生活支援ショートステイの実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。 【指標項目】実利用者数	高齢福祉課
91	知的障害児（者）等短期入所事業	在宅の知的障害児（者）を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、障害者を一時的に社会福祉施設等に入所させ、知的障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。	障害福祉課
92 新規Ⅵに再掲	ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	専門的な知識を備えた相談員が、ケアラーからの相談に応じ、傾聴、助言、制度の案内、関係機関との連携等を行うことにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図ります。	いきいき長寿推進課

施策の方向3 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

男性が家庭生活・地域活動へ参加することの意義を周知するとともに、機会を捉えて男性の家庭生活・地域活動への参加を促します。また、男性が育児休業や介護休業を躊躇せず取得できるようにするため、幅広い世代の市民に対する啓発を進めるとともに、単に休業を取得することだけではなく、十分な期間を取得することを可能とするための社会的気運の醸成に取り組んでいきます。

基本施策① 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
63 Ⅳ1 に再掲	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、介護休暇等の取得を促進します。 【指標項目】男性の育児休業取得率 ※教職員除く	人事課
64 Ⅳ1 Ⅴに再掲	育児・介護休業制度の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するほか、制度等の市ホームページへの掲載、国や県等が実施するセミナー等の周知協力などにより、育児・介護休業制度の周知・啓発に取り組みます。	労働政策課

目標Ⅳ計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	56	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスについての理解が深まった受講生の割合	92.7% (令和4年度)	95%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
2	60	労働法等に係る講座の実施	労働法等に係る講座の参加者満足度	100% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	労働政策課
3	61	テレワークの推進	テレワーク環境整備支援件数	10件 (令和4年度)	20件 (令和6、7年度累計)	経済政策課
4	62	SDGs 企業認証制度	SDGs 企業認証数	196社 (令和4年度)	60社増 (令和7年度)	経済政策課
5	63	育児休業・介護休暇取得の促進	男性の育児休業取得率 ※教職員除く	61.8% (令和4年度)	30.0% (令和7年度)	人事課
6	28再Ⅱ	出産前教室	内容を理解できたと回答する参加者の割合	98.0% (令和4年度)	95.0%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
7	65	育児学級の開催	育児不安軽減者の割合	81.5% (令和4年度)	85% (令和10年度)	地域保健支援課
8	68再Ⅶ	子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設（毎年度契約） (令和4年度)	9施設（毎年度契約）を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課
9	70	子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型子育て支援センターの運営施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)	子育て支援課
10	71再Ⅵ	ヤングケアラー訪問支援事業	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)	子ども家庭支援課
11	72	子育て情報の提供	子育て応援ブックの発行回数	年1回の発行 (令和4年度)	年1回の発行を維持 (令和10年度)	子育て支援課
12	73	子育て支援ネットワークの充実	ネットワーク会議の開催数	年1回の開催 (令和4年度)	年1回の開催を維持 (令和10年度)	子育て支援課
13	75再Ⅵ	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
14	76	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	延長保育を実施する認可保育所数	317施設 (令和4年度)	370施設 (令和10年度)	保育課・保育施設支援課
15	76	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	一時預かり事業を実施する認可保育所数	112施設 (令和4年度)	118施設 (令和10年度)	保育課・保育施設支援課

第3章 計画の内容

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
16	77	病児保育室の拡充	病児保育室施設数	11 施設 (令和5年度)	15 施設 (令和10年度)	のびのび安心子育て課
17	78	認可保育所等の拡充	保育所等利用待機児童数	0人 (令和5年度)	0人を維持 (令和10年度)	のびのび安心子育て課
18	79	私立幼稚園預かり保育事業の充実	子育て支援枠の人数 (翌年4月1日時点の数値)	1,886人 (令和5年4月1日)	2,159人 (令和7年度)	幼児・放課後児童課
19	80	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ等 待機児童数	333人 (令和5年4月1日)	150人 (令和7年度)	幼児・放課後児童課
20	81	障害児保育の充実	障害のある子どもを受け入れた認可保育所数	230 施設 (令和4年度)	350 施設 (令和7年度)	保育課・保育施設支援課
21	82	保育コンシェルジュによる相談支援	保育コンシェルジュの配置状況	10区に配置 (令和4年度)	10区に配置を維持 (令和10年度)	保育施設支援課
22	83	医療的ケア児保育支援センター運営事業	医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数	5区 (令和4年度)	10区 (令和7年度)	保育課
23	84	保育人材確保対策の強化(保育人材確保対策事業)	保育所等利用待機児童数	0人 (令和4年度)	0人を維持 (令和10年度)	保育課 保育施設支援課
24	85	保育人材確保対策の強化(保育士資格取得支援事業)	保育士資格取得支援事業を利用し、保育士資格を取得した人数/年度	7人 (令和4年度)	15人 (令和10年度)	保育施設支援課
25	87	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成数	7,608人 (令和2~4年度累計)	27,300人養成 (令和5~7年度累計)	いきいき長寿推進課
26	88	地域包括支援センターの認知度向上(介護者支援体制充実事業)	地域包括支援センターの認知度	55% (令和4年度)	65% (令和7年度)	いきいき長寿推進課
27	89	介護保険関連施設等の整備促進	介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	75.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	介護保険課
28	90	生活支援ショートステイの実施	実利用者数	139人 (令和4年度)	140人 (令和10年度)	高齢福祉課

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるまちづくりは、個人の経済的自立や自己実現のほか、企業の生産性向上、社会経済の活性化の観点からも大変重要なことです。その実現のためには、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠な前提となっています。女性の年齢階級別労働力率のM字の状態が解消に向かいつつあるものの、非正規雇用で働く労働者の比率は年代とともに増加している実態があることから、正規雇用の女性が出産・育児等を理由として退職後に非正規雇用で再就職しているケースが多いことがうかがえます。また、市民の間には、職場における男女の地位について、昇進や昇格、管理職への登用といったことを中心に、依然として女性に比べ男性が優遇されているという意識が見られます。これらの出産・育児等を理由とした離職や男女間の格差は、女性の経済的自立にとっての障壁となっています。

雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、女性の経済的自立を図るため、男女が出産・育児後も離職することなく働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、非正規雇用の処遇改善、性別による固定的な業務分担や人員配置等の見直し、能力開発の十分な機会の提供による女性のキャリア形成支援といった取組の実施を企業等に促し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進めます。

また、子育てや介護等により離職した人への再就職支援のほか、キャリアアップ支援等による女性の就労機会の拡大に取り組みます。

施策の方向1 働く場における男女の均等待遇の促進

働く場において社会的・構造的な理由により生じている男女格差を解消するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や、女性活躍に関する数値目標の設定、管理職に占める女性労働者の割合や男女の賃金の差異等の女性活躍状況に関する情報の公表、女性のキャリアアップ支援など、女性活躍推進法に基づいた取組を推進します。また、安心して働くことのできる就労環境を整備する観点から、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向けた取組を進めます。

基本施策① 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
93	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直しの推進	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックによる啓発などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識の見直しを促進します。	人権政策・男女共同参画課 全庁
94	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に関する情報の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するほか、市ホームページへの掲載や国等の取組への広報協力などにより、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができる職場環境を整備するための周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
95	パートタイム・有期雇用労働法の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するほか、制度等の市ホームページへの掲載などにより、パートタイム・有期雇用労働法の周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
96	農業者の育成	農業後継者の確保・育成のため、関係機関と連携し就農相談に対応します。また、就農後の自立経営の確立に必要な研修や機械・施設の導入等の支援を行います。	農業政策課

基本施策② 女性の活躍推進に関する事業者の取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
49 Ⅲに再掲	ポジティブ・アクションに関する周知・啓発	ポジティブ・アクションに関する情報の市ホームページへの掲載、国等の制度案内の周知協力などにより、ポジティブ・アクションの周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
50 Ⅲに再掲	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
51 新規 Ⅲに再掲	女性活躍推進に関する講座等の開催	企業における女性のキャリアアップ支援や、女性活躍推進法に基づく取組の促進のため、企業を対象に女性活躍推進に関する講座等を実施します。	人権政策・男女共同参画課
52 新規 Ⅲに再掲	女性の活躍推進を支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合、「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
97 Ⅶに再掲	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者等に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	人権政策・男女共同参画課
98 Ⅶに再掲	職場のハラスメント防止に関する周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布します。また、ハラスメント防止に関する情報の市ホームページへの掲載、国等の制度案内の周知協力などにより、職場のハラスメント防止に向けた周知・啓発に取り組みます。	労働政策課

施策の方向2 女性の経済的自立に向けた取組の推進

【重点事項4】

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、自己選択・自己決定を行い、能力を十分に発揮していきいきと働き続けることができるよう、女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や相談機会の提供、労働関係の情報提供等を行います。

また、子育てや介護等により離職した人への再就職支援や、起業等の雇用によらない働き方へのチャレンジ支援、理工系分野やデジタル分野など、従来女性の参画が少なかった分野におけるチャレンジ支援等を行い、女性の就業機会の拡大に取り組みます。

基本施策① 就業継続や再就職のための支援体制整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
99 VIに 再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	人権政策・男女共同参画課
100	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	人権政策・男女共同参画課
101 VIに 再掲	ワークステーションさいたまにおける就労支援	国と協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、職業紹介・相談、キャリアコンサルタントによる適性・適職診断、応募書類添削・面接対策指導などの支援を行います。また、子育て世代を始めとする就職に関する多様なニーズに応える相談やセミナー等を実施します。 【指標項目】「ワークステーションさいたま」施設利用者数	労働政策課
64 IVに 再掲	育児・介護休業制度の周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布するほか、制度等の市ホームページへの掲載、国や県等が実施するセミナー等の周知協力などにより、育児・介護休業制度の周知・啓発に取り組みます。	労働政策課

基本施策② 起業等に対する支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
102 VIIに 再掲	創業・副業支援事業	窓口相談・専門家派遣の実施、セミナーの開催などを通じて、総合的な創業・副業支援を実施します。 【指標項目】創業件数及び副業開始件数	経済政策課
103	関連機関と連携したビジネス支援事業の開催	関連機関と連携し、創業を目指す女性を対象にした個別相談会など、ビジネス相談会やセミナーを開催します。	中央図書館 資料サービス課

基本施策③ 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
104	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。	人権政策・男女共同参画課
105	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的なビジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を図ります。 【指標項目】早期起業家教育事業満足度	労働政策課
106 新規	理工系分野への進路選択の促進	女子中高生等の理工系分野への進路選択の促進のため、理工系分野で活躍することの魅力の発信や、ロールモデルの紹介等を行います。	人権政策・男女共同参画課
107 新規	さいたま STEAMS 教育の推進	「さいたま STEAMS 教育」モデル校による先行実施を踏まえ、教科横断的なプロジェクト型学習「STEAMS TIME」を着実に実施します。 【指標項目】さいたま市学習状況調査「授業で学んだことを、ほかの学習で生かしていますか」の項目に対して肯定的な回答率	指導1課

第3章 計画の内容

目標V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

目標V 計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	101 再VI	ワークステーションさいたまにおける就労支援	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度 累計)	労働政策課
2	102 再VI	創業・副業支援事業	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度 累計)	経済政策課
3	105	早期起業家教育事業の実施	早期起業家教育事業満足度	97.4% (令和4年度)	95%を維持 (令和7年度)	労働政策課
4	107	さいたま STEAMS 教育の推進	さいたま市学習状況調査「授業で学んだことを、ほかの学習で生かしていますか」の項目に対して肯定的な回答率	84.5% (令和4年度)	86% (令和7年度)	指導1課

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

ひとり親家庭や単身・高齢世帯の増加、雇用・就業をめぐる環境の変化等により、今日のわが国では、貧困や地域社会からの孤立など、様々な困難を抱える人が増加しています。特に女性は、社会的・経済的な格差や平均寿命が男性よりも長いこと等を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい傾向にあります。

ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人、**性的少数者**（性的マイノリティ）等が抱える生活上の様々な困難は、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、複合的でより複雑化している場合があります。これらの困難な状況の解決を図るため、困難の特性を十分に把握して、人権尊重の観点からの配慮、多様性を認め合う社会づくりに向けた理解を促進するとともに、多様なニーズに対応したきめ細かい生活支援や社会参画の促進につなげます。

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。さいたま市では、この法律の趣旨を踏まえ、本計画の一部（目標VIの施策の方向1～4、目標VII）を同法に規定する「市町村基本計画」として位置付けて、困難な問題を抱える女性の支援に関する教育・啓発、様々な関係機関・民間団体等との緊密な連携による発見、相談、自立して生活するまでの切れ目のない支援、民間団体との協働、人材の確保や資質の向上を図ります。

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。性別により、特有の疾患や健康に影響を及ぼす社会的要因の違いがあることを踏まえ、男女が互いに性差に応じた理解を深め、性差に応じた健康を支援するための取組を行います。

また、大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や子ども、**性的少数者**（性的マイノリティ）、避難において支援を要する人々がより深刻な影響を受けることが懸念されます。平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めます。

施策の方向 1 子ども・若者が安心して生活を送るための支援

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い状況です。特に、若年女性は、従来の支援体制になじまず、安全に暮らせる場所や回復に向けた支援に至らないという課題があります。令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の主旨を踏まえ、様々な複合的な困難を抱える女性を支援するため、女性を対象とした各種相談や、相談にあたる職員等に対する研修、支援調整会議等の取組を行います。

また、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して暮らし続けられるようにするため、子ども・若者の支援機関と連携しながら、個人の状態に合わせた支援を行います。また、若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、職業的自立に向けた支援等を行います。

いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、家族の介護等を行っている子どもの実態を把握し、家庭の状況に応じた支援を行います。

基本施策① 困難な問題を抱える女性に向けた対応の強化

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
108	女性の悩み相談の実施	様々な悩みや複合的な困難を抱えている女性からの相談を受け、自分らしく生きていけるように、必要な支援に繋がります。	人権政策・男女共同参画課
109 Ⅶに再掲	女性相談支援員研修の実施	相談の質の確保と女性相談支援員の不安や負担の軽減のため、女性相談・DV相談や、女性支援・DV被害者支援に関する専門家を講師に招き、研修及びスーパービジョンを実施します。	人権政策・男女共同参画課
110 Ⅶに再掲	調査研究の推進	DVや女性が抱える困難等に関する調査の実施、国の調査・研究の活用、他自治体の取組についての調査・研究により、必要な施策を検討します。	人権政策・男女共同参画課
111 新規	女性の法律相談の実施	家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。	人権政策・男女共同参画課
112 新規	支援調整会議の実施	困難な問題を抱える女性へ支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等を構成員とする支援調整会議を実施します。	人権政策・男女共同参画課
113 新規	同行支援の実施	困難な問題を抱える女性へ支援を適切かつ円滑に行うため、必要に応じて、各種福祉サービスへ同行支援を行います。	人権政策・男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
114 新規	アフターケアの実施	女性自立支援施設等の退所後、地域での生活再建を支えるため、相談者の了承を得た上で、関係機関との連携を図りながら、相談者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップを実施する等、アフターケアを行います。	人権政策・男女共同参画課
115 新規	相談室会議の実施	ケース検討、必要な知識の習得、情報等の共有を行い、より良い連携と円滑な相談事業を推進するため、相談室会議を実施します。	人権政策・男女共同参画課
116 新規 Ⅶに 再掲	民間団体等との協働による取組	専門的で柔軟な支援を行う民間団体等と繋がり、相談者の意向を勘案した支援に向けての取組を、検討、実施します。	人権政策・男女共同参画課

基本施策② 若年層の仕事に関する支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
102 Ⅴに 再掲	創業・副業支援事業	窓口相談・専門家派遣の実施、セミナーの開催などを通じて、総合的な創業・副業支援を実施します。 【指標項目】創業件数及び副業開始件数	経済政策課
117	地域若者サポートステーションさいたまにおける就労支援	働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその家族を対象に、国と協働運営している「地域若者サポートステーションさいたま」において就労・自立に向けた支援を実施します。 【指標項目】地域若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数	労働政策課

基本施策③ 様々な困難を抱える若年層への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
118	さいたま市子ども・若者支援ネットワーク	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。	子ども政策課
119	さいたま市若者自立支援ルーム	社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。	子ども政策課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
120 Ⅶに再掲	教育相談推進事業	市立学校や市立教育相談室にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門の相談員等を配置するとともに、電話や SNS を活用した相談窓口を設置することで、児童生徒、保護者及び教職員に対する教育相談体制の充実を図ります。また、複雑化、多様化する子どもの状況への対応を強化するため、教員やスクールソーシャルワーカーを対象にした研修を実施し、支援の質の向上を図ります。 【指標項目】スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	総合教育相談室
121 新規	不登校等児童生徒への支援の充実	不登校等児童生徒への教育相談体制や教員研修を強化し、教育相談室・教育支援センター等と学校が連携して、不登校等児童生徒への相談支援の充実を図ります。対面や電話相談に加えて訪問型支援（アウトリーチ）等を実施し、学校外での相談・支援の充実を図ります。「子育て学習会」を開催し、不登校等で悩む保護者を支援します。 【指標項目】①訪問型支援等の延べ件数 ②子育て学習会の実施回数	総合教育相談室
122 新規	地域の支援者研修（ひきこもり対策）	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、ひきこもり対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。 【指標項目】支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	こころの健康センター

基本施策④ ケアラー、ヤングケアラーに対する支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
71 新規 Ⅳに再掲	ヤングケアラー訪問支援事業	ヤングケアラーがいる家庭を、支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減します。 【指標項目】負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	子ども家庭支援課
92 新規 Ⅳに再掲	ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	専門的な知識を備えた相談員が、ケアラーからの相談に応じ、傾聴、助言、制度の案内、関係機関との連携等を行うことにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図ります。	いきいき長寿推進課

施策の方向2 ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭等に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、学習支援の充実を図ります。

基本施策① ひとり親家庭への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
99 Ⅴに 再掲	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	人権政策・男女共同参画課
123 Ⅶに 再掲	ひとり親家庭相談	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員等が就業についての相談や生活相談に応じます。 【指標項目】母子・父子自立支援員等の生活相談件数	子育て支援課
124 Ⅶに 再掲	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	子育て支援課
125 Ⅶに 再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。 【指標項目】母子父子寡婦福祉資金貸付件数	子育て支援課
126	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を支給します。	子育て支援課

基本施策② 生活上の困難を有する親子等に対する支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
127 新規	生活困窮世帯への就労支援の実施	生活困窮者の経済的自立を図るため、就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓による就労支援を効果的に行います。 【指標項目】支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収に至った割合	生活福祉課
128 新規	生活困窮世帯への学習支援の実施	生活困窮世帯の子どもに対して基礎学力や学習習慣の定着、大人と触れ合う居場所の提供等の総合的な学習支援を実施します。 【指標項目】教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率	生活福祉課

施策の方向3 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者、**性的少数者**（性的マイノリティ）など、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進等に努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

基本施策① 高齢者、障害者、**性的少数者**（性的マイノリティ）、外国人等が暮らしやすい環境の整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
129	居住環境の整備	日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く）をするための経費の補助を行います。 【指標項目】居宅改善費補助金の交付申請件数	高齢福祉課
130	居住環境の整備	肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、トイレなどの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。	障害福祉課
131	居住環境の整備	市営住宅入居者の募集手続きにおいて、ひとり親家庭・高齢者・障害のある人等に対する優遇措置を行います。	住宅政策課
132	高齢者の見守り活動の支援	補助金の交付により、地区社会福祉協議会が主体となった見守り活動等を支援します。 【指標項目】見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	高齢福祉課
133	緊急通報・相談等事業の推進	常時注意を要するひとり暮らし高齢者に対しペンダント型発信機及び緊急通報電話機を貸与し、利用対象者が緊急時又は日常生活上において不安感若しくは孤独感を持った時に、いつでも通報または相談ができるような体制をとります。希望者には電話による安否確認を行います。 【指標項目】緊急通報機器利用者数	高齢福祉課
134	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりをともに学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。 【指標項目】モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	福祉総務課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
135	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、さいたま市バリアフリー基本構想に位置づけられた重点整備地区において、各特定事業者と協議・調整を図りながらバリアフリー化を推進します。	交通政策課
136 Ⅶに 再掲	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、外国人、DV被害者等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	住宅政策課
137 新規	虐待防止、早期発見、対応の推進	高齢者への虐待被害を深刻化させないために、虐待通報及び相談への早期発見早期対応による適切な対応を行います。 【指標項目】養護者による虐待への対応にあたる職員を対象とした研修延べ受講者数	高齢福祉課
138 新規	障害者の権利の擁護の推進	障害のある方が、自らの主体性をもって安心した生活を送ることができるよう、民間事業所等に対し、障害者への差別の解消や合理的配慮を推進するための取組を実施するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした、障害者への差別の解消、虐待の防止に関する研修を実施します。 【指標項目】差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	障害政策課
139 新規	障害者の権利の擁護の推進	障害福祉サービス事業所従事者等を対象とした障害者虐待防止研修を実施します。また、虐待により緊急に分離保護が必要な障害者の保護及び身の安全確保を迅速かつ適切に行います。 【指標項目】①虐待防止研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 ②保護が必要な虐待事案の保護率	障害福祉課
140 新規	高齢者等の移動支援事業	高齢者等の日常生活に必要な買い物や通院等の外出を支援するため、社会福祉法人や地域住民等が主体となり実施する移動支援事業に対し、補助金を交付します。 【指標項目】移動支援事業実施地区数	高齢福祉課
141 新規	地域 ICT 活用支援事業	地域の情報化の推進・相談役である地域 ICT リーダの養成・育成を行うことで市内の情報格差の解消を行います。また、企業と連携してスマホ教室やイベントなどを開催し、情報格差の解消を推進します。 【指標項目】市民向けスマホ講座等の理解度	デジタル改革推進部

基本施策② 高齢者、障害者の社会参加の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
142	一般介護予防事業	<p>介護が必要となる前の段階から予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指すため、介護予防教室の開催や体操活動を中心とした通いの場の支援などを行います。</p> <p>【指標項目】①「通いの場」への高齢者の参加者数 ②いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合</p>	いきいき長寿推進課
143	セカンドライフの充実（アクティブチケット交付事業）	セカンドライフの充実のため、さいたま市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の方や、シルバーポイント事業のポイント交換者、一般介護予防事業に参加した65歳以上の方からの申請に基づき、市内にある公共施設等が無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。	高齢福祉課
144	公民館における介護予防普及事業の充実	高齢者の生きがいがづくり・仲間づくりなどを目的として、介護予防普及啓発事業と連携して、「生きがい健康づくり教室」・「ますます元気教室」を公民館で実施します。	生涯学習総合センター
145	セカンドライフの充実（セカンドライフ支援事業）	中高年齢層の市民が継続して社会参加することを支援し、その活力の地域社会への還元促進を目的として、ボランティア、就労、生涯学習等の情報を集約して発信するセカンドライフ支援センターを運営します。	高齢福祉課
146	セカンドライフの充実（シルバー人材センター事業）	就業する意欲と能力のある高齢者に対し、就業の機会を提供する（公社）さいたま市シルバー人材センターの支援を行います。	高齢福祉課
101Ⅴに再掲	ワークステーションさいたまにおける就労支援	<p>国と協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、職業紹介・相談、キャリアコンサルタントによる適性・適職診断、応募書類添削・面接対策指導などの支援を行います。また、子育て世代を始めとする就職に関する多様なニーズに応える相談やセミナー等を実施します。</p> <p>【指標項目】「ワークステーションさいたま」施設利用者数</p>	労働政策課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
147	障害福祉サービス事業所等の整備促進事業	<p>障害者施設の整備を通じて、利用者の安全を確保するとともに、安定的な障害福祉サービスの提供を図ります。</p> <p>【指標項目】 国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数</p>	障害政策課
148	障害者の就職相談の充実	<p>障害のある人を対象に就労に係る相談を受け、職場実習やジョブコーチの派遣など必要に応じた就労支援を行います。障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、就労促進を図ります。</p> <p>【指標項目】 ①障害者総合支援センター登録者の就労増員数 ②受入協力企業での実習件数</p>	障害者総合支援センター

基本施策③ 性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
4 Iに 再掲	性の多様性への理解の促進	性の多様性についての理解を促進するため、講座などの実施や、性的少数者（LGBTQ等）への理解を示すレインボーカラーを活用した職員名札の着用を行います。	人権政策・男女共同参画課
149	性的少数者出前講座の実施	事業所等を対象に性的少数者（LGBTQ等）への差別や偏見をなくし、性の多様性に関する理解を促進するため、出前講座を実施します。	人権政策・男女共同参画課
150	性的少数者への支援	<p>性的少数者（LGBT等）のための制度であるパートナーシップ宣誓制度について、必要とする人が制度の存在を知り、宣誓することができるよう、研修等を通して庁内外に情報発信を行います。</p> <p>【指標項目】 庁内外での制度の周知回数</p>	人権政策・男女共同参画課
151	職員への啓発	性的少数者（LGBTQ等）に対する理解を促進するため、職員への研修や職員用対応ガイドラインの周知、レインボーカラーを活用した職員名札の一斉着用を行います。	人権政策・男女共同参画課

基本施策④ 外国人のための生活支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
152	多言語による情報発信の拡充	外国人市民や訪日外国人に向けて、ホームページを始めとする多様な媒体を活用し、暮らしや災害の情報を、英語、やさしい日本語等で発信します。	観光国際課
153	市が作成する案内板・看板・標識等の多言語化	市の施設の案内板や看板等について、外国人市民や海外からの来訪者にもわかりやすい表示による多言語化を推進します。	観光国際課
154 Ⅶに再掲	通訳・翻訳ボランティアとイベントボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面での必要性に応じて派遣します。	観光国際課
155 Ⅶに再掲	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語。）	市民生活安全課
156	国際交流の機会増加及び多文化共生意識の醸成	公益社団法人さいたま観光国際協会等と連携しながら、多言語生活相談や日本語教室等を実施します。	観光国際課
157	日本語学習の支援	外国人向けの日本語講座を開催する市民団体に対して、施設の貸出しを行います。また、外国人のための日本語教室や自主学習・交流事業の会場を提供します。	生涯学習総合センター

施策の方向4 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり

多くの市民が「性と生殖に関する健康と権利」について関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。HIV／エイズや、性感染症、薬物乱用等の健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症等に対する知識の普及・啓発や相談体制の整備等に取り組みます。

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

基本施策① 性と生殖に関する健康と権利を中心とした正しい認識と理解についての教育・学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
158	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発	女性の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）をテーマとした講座・講演会を開催します。	人権政策・男女共同参画課
159	性に関する教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施するため、啓発教材の貸出しを行います。	健康教育課
160	HIV／エイズに関する正しい知識の普及・啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関し適切な意思決定や行動選択ができるよう、HIV／エイズに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	疾病対策課
161	HIV／エイズ・性感染症の健康教育の推進	養護教諭などが行う HIV／エイズ・性感染症に関する健康教育に必要な資料などの提供を行います。	疾病対策課
162	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立小・中・中等教育・高等学校において、「薬物乱用防止教室」を開催し、児童生徒が薬物などの有害性について正しい知識を身に付けることができるようにします。 【指標項目】市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	健康教育課

基本施策② 妊娠・出産・育児等に関する健康支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
163	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊娠した方に対して、経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査を一部公費負担します。また、児の疾病の早期発見、健全育成及び保護者への育児支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	地域保健支援課
164	周産期母子医療センター体制の充実	妊産婦、胎児から新生児へ一貫した高度の医療を提供できる地域の中心的役割を果たす施設を維持します。	市立病院病院総務課
165	不妊・不育相談等支援事業	不妊カウンセラーによる不妊専門相談（面接）や、不妊相談専用電話において、不妊・不育の相談を行います。また、早期不妊検査費、不育症検査検査費の一部助成を行います。	地域保健支援課
75 Ⅳに 再掲	ふれあい親子支援事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、話し合いを通して不安を解決できるよう支援を行い、虐待の防止や早期発見に取り組みます。 【指標項目】自分の気持ちを話せる母親の割合	地域保健支援課
166	乳がん・子宮がん検診等の実施	乳がん検診（40歳以上の女性で前年度未受診の方が対象）や子宮がん検診（20歳以上の女性（40歳以上は前年度未受診の方）が対象）などの各種がん検診を実施します。 【指標項目】乳がん検診、子宮がん検診の受診率（国民生活基礎調査による推計値）	地域保健支援課

基本施策③ からだと心に関する相談等の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
167	女性のための心の健康相談	心に様々な悩みを抱えた女性を対象に、心療内科医による健康相談を実施します。	人権政策・男女共同参画課
168	心の健康に関する普及啓発	心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。 【指標項目】講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合	こころの健康センター
169 Ⅶに 再掲	子どもの精神保健相談室	小学4年生から中学生の子どもやその家族等を対象に、子どもの心の問題に関する電話・面接相談を実施します。また、相談員等の知識・技術の向上を目的とした支援者研修を実施します。 【指標項目】支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	こころの健康センター

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
170	性感染症に関する情報提供・相談事業	市民からの性感染症に関する相談に対応し、適切な情報提供を行います。	疾病対策課
171 新規	「SOS の出し方に関する教育」推進事業	「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を核として、相談窓口の周知や教員対象のゲートキーパー研修を系統づけ、児童生徒がSOSを出すことができる態度やスキルを育成します。	総合教育相談室
172 新規	地域の支援者研修（自殺予防対策）	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、自殺予防対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。 【指標項目】地域支援者の養成者数	こころの健康センター
173 新規	地域の支援者研修（依存症対策）	区役所職員や地域の関係機関で相談業務に携わる職員等を対象とし、依存症対策に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。 【指標項目】支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	こころの健康センター

施策の方向5 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

地震や台風など、過去の災害経験から、女性と男性が災害から受ける影響や災害時の支援のニーズの違い、性別や年齢等による避難所での役割の固定化、高齢者、障害者、子ども、外国人、**性的少数者**（性的マイノリティ）など地域社会を構成する方々の多様性への配慮の問題が明らかになりました。台風や豪雨等の自然災害、首都直下型地震等の大規模な地震の発生が懸念される中で、災害に強い社会の実現のためには、女性の視点からの災害対応が行われることが重要であることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

基本施策① 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
174	自主防災活動の推進	地域における自主防災組織の結成を促進します。	防災課
175	女性消防団員の入団促進	消防団員の確保及び昼間消防力低下対策の一環として、女性消防団員の入団を促進します。 【指標項目】女性消防団員数	消防団活躍推進室
176	避難所運営における男女共同参画の推進	避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領などに、災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。	防災課
177	自主防災組織における女性役員登用の促進・啓発	自主防災組織の結成を促進するにあたり、出前講座などを通じ、女性役員の登用を啓発します。	防災課
178 新規	防災分野と男女共同参画分野の連携	防災分野と男女共同参画分野の連携として、男女共同参画の視点に立った避難所運営等について、避難所運営に関わる職員や市民への情報提供を行います。	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅵ計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	102再Ⅴ	創業・副業支援事業	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度累計)	経済政策課
2	117	地域若者サポートステーションさいたまにおける就労支援	地域若者サポートステーションにおける就労等進路決定者数	143人 (令和4年度)	96人を維持 (令和7年度)	労働政策課
3	120	教育相談推進事業	スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	6回 (令和4年度)	8回 (令和7年度)	総合教育相談室
4	121	不登校等児童生徒への支援の充実	訪問型支援等の延べ件数	799件 (令和4年度)	850件 (令和7年度)	総合教育相談室
5	121	不登校等児童生徒への支援の充実	子育て学習会の実施回数	16回 (令和4年度)	18回 (令和7年度)	総合教育相談室
6	122	地域の支援者研修(ひきこもり対策)	支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	100% (令和4年度)	95% (令和10年度)	こころの健康センター
7	71再Ⅳ	ヤングケアラー訪問支援事業	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)	子ども家庭支援課
8	123再Ⅶ	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等の生活相談件数	1,868件 (令和4年度)	1,868件を維持 (令和10年度)	子育て支援課
9	125再Ⅶ	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付件数	25件/年度 (令和4年度)	30件/年度 (令和10年度)	子育て支援課
10	127	生活困窮世帯への就労支援の実施	支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収に至った割合	63% (令和4年度)	70% (令和10年度)	生活福祉課
11	128	生活困窮世帯への学習支援の実施	教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率	100% (令和4年度)	100% (令和10年度)	生活福祉課
12	129	居住環境の整備	居宅改善費補助金の交付申請件数	4件 (令和4年度)	4件 (令和9年度)	高齢福祉課
13	132	高齢者の見守り活動の支援	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	49地区 (令和4年度)	49地区 (令和10年度)	高齢福祉課
14	133	緊急通報・相談等事業の推進	緊急通報機器利用者数	1,694人 (令和4年度)	1,700人 (令和10年度)	高齢福祉課
15	134	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	98.3% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	福祉総務課
16	137	虐待防止、早期発見、対応の推進	養護者による虐待への対応にあたる職員を対象とした研修延べ受講者数	106件 (令和4年度)	110件 (令和10年度)	高齢福祉課

第3章 計画の内容

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
17	138	障害者の権利の擁護の推進	差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	100% (令和4年度)	90% (令和7年度)	障害政策課
18	139	障害者の権利の擁護の推進	虐待防止研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	98% (令和4年度)	90% (令和7年度)	障害福祉課
19	139	障害者の権利の擁護の推進	保護が必要な虐待事案の保護率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	障害福祉課
20	140	高齢者等の移動支援事業	移動支援事業実施地区数	5地区 (令和4年度)	14地区 (令和8年度)	高齢福祉課
21	141	地域 ICT 活用支援事業	市民向けスマホ講座等の理解度	94.7% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	デジタル改革推進部
22	142	一般介護予防事業	「通いの場」への高齢者の参加者数	17,129人 (令和4年度)	20,000人 (令和7年度)	いきいき長寿推進課
23	142	一般介護予防事業	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	53% (令和4年度)	60% (令和7年度)	いきいき長寿推進課
24	101再V	ワークステーションさいたまにおける就労支援	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度累計)	労働政策課
25	147	障害福祉サービス事業所等の整備促進事業	国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数	0人 (令和4年度)	40人 (令和10年度)	障害政策課
26	148	障害者の就職相談の充実	障害者総合支援センター登録者の就労増員数	74人 (令和4年度)	94人 (令和7年度)	障害者総合支援センター
27	148	障害者の就職相談の充実	受入協力企業での実習件数	35件 (令和4年度)	49件 (令和7年度)	障害者総合支援センター
28	150	性的少数者への支援	庁内外での制度の周知回数	実績なし (令和4年度)	35回 (令和6～10年度累計)	人権政策・男女共同参画課
29	162	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	62校 (令和4年度)	62校を維持 (令和10年度)	健康教育課
30	75再IV	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
31	166	乳がん・子宮がん検診等の実施	乳がん検診、子宮がん検診の受診率 (国民生活基礎調査による推計値)	乳がん検診 47.3% 子宮がん検診 40.7% (令和4年)	乳がん検診 60% 子宮がん検診 60% (令和10年)	地域保健支援課
32	168	心の健康に関する普及啓発	講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合	95% (令和4年度)	80% (令和10年度)	こころの健康センター

第3章 計画の内容
目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
33	169 再Ⅶ	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	98.4% (令和4年度)	80% (令和10年度)	こころの健康センター
34	172	地域の支援者研修 (自殺予防対策)	地域支援者の養成者数	205人 (令和4年度)	220人 (令和10年度)	こころの健康センター
35	173	地域の支援者研修 (依存症対策)	支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	95% (令和4年度)	95% (令和10年度)	こころの健康センター
36	175	女性消防団員の 入団促進	女性消防団員数	102人 (令和5年4月1日)	140人 (令和10年度)	消防団活躍推進室

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪等のジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

さいたま市では、配偶者等から身体的暴力を受けたことがあるという女性の割合が1割強であり、DVの問題は少数に限られた人だけの問題ではないことが分かります。被害者は女性が圧倒的多数であるものの、男性の被害者の存在も明らかになっています。女性に対する支援体制の充実とあわせ、問題が表面化しにくい男性被害者にとって相談しやすい環境整備も必要です。

DVは潜在化しやすいという特徴があることから、被害者の早期発見のためにも、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、保健センター、警察、民間団体等の関係機関がさらに連携を強化し、相談、保護から自立に至る切れ目のない支援を行います。また、DVの問題は被害者のみならず、その子どもにも悪影響を与えることから、暴力を容認しない社会環境の整備、若年層を対象とする予防啓発、教育・学習の充実にも積極的に取り組みます。

また、性犯罪は被害者の尊厳を著しく傷付ける重大な人権侵害であり、その影響が長期にわたることから、根絶と二次的被害の防止に向けて、被害者に寄り添った支援を充実させます。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった各種ハラスメントについても、早期に根絶を図るための取組の強化を図ります。

施策の方向1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づく暴力は、被害者の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、暴力の根絶と予防に向けた教育・啓発を行います。

職場や教育現場、地域活動の場など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

基本施策① 市民への意識啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
179	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）を周知します。 また、パンフレット・HP等を活用し、相談窓口を周知します。	人権政策・男女共同参画課
180	女性に対する暴力防止に関する講座等の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、講座・講演会を開催し、広報誌に啓発記事の掲載をします。	人権政策・男女共同参画課
181	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	人権政策・男女共同参画課

基本施策② 学校等における人権教育等の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
182	人権教育の推進	市立各学校では、教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力など、男女共同参画の視点に立った教育を推進しています。また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、「第3版人権教育指導プラン〈教師用〉」を活用した人権教育の充実を目指します。 【指標項目】第3版教育指導プランの活用校数	人権教育推進室

第3章 計画の内容

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
183	各種人権教育研修会の実施	市立学校における児童生徒、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、DVを含む人権教育研修会・講演会などを開催します。 【指標項目】デートDV防止研修会の参加校数	人権教育推進室
184	さいたま市教職員行動指針の促進	教職員としてのあるべき姿、学校現場や社会等さまざまな場面で求められる教職員の行動が具体的に記してあり、教職員が常に意識すべき行動指針として定めたものです。この指針をもとに、全ての教職員がこれまでの行動を改めて見直し、共通の認識のもと、使命感を持って教育活動をすすめることができるようになることを目指します。 【指標項目】校内研修の実施率	教職員人事課
185	非行防止に向けた取組	児童生徒の発達段階、校内外の非行・問題行動の実態を踏まえ、規範意識の醸成に関すること、薬物乱用の防止に関すること、いじめ、暴力行為、窃盗、その他の非行・問題行動の防止に関すること、インターネット及び携帯電話のトラブル等に関すること、犯罪被害の防止に関すること、命の尊さ、大切さなどに関する内容などについて、非行防止に向けた取組を実施します。 【指標項目】「非行防止に向けた取組」実施率	指導2課

基本施策③ 各種ハラスメント等の防止に向けた理解の促進と対策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
97 Ⅴに 再掲	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者等に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	人権政策・男女共同参画課
98 Ⅴに 再掲	職場のハラスメント防止に関する周知・啓発	働く上で最低限身に付けておくべき法令や制度の基礎知識等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布します。また、ハラスメント防止に関する情報の市ホームページへの掲載、国等の制度案内の周知協力などにより、職場のハラスメント防止に向けた周知・啓発に取り組みます。	労働政策課
186	学校現場等における防止体制	市立学校において、セクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。 【指標項目】①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数	教職員人事課
187	市役所におけるハラスメント防止体制	職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。 【指標項目】ハラスメント防止のための研修の実施回数	人事課

基本施策④ 防犯のための取組の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
188	地域と連携した防犯の推進	地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。 【指標項目】 刑法犯認知件数	市民生活安全課
189	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。 【指標項目】 道路照明施設（公衆街路灯）設置数	市民生活安全課

基本施策⑤ 被害者に対する支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
190 Ⅶ4 に再掲	犯罪被害者等支援事業	市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援をします。 【指標項目】 犯罪被害者支援の理解度	市民生活安全課

施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進

市民一人ひとりがDVの被害者にも加害者にもならないよう、DVを身近な問題として考えるための機会を提供し、被害者が受けた暴力の実態の把握や、DVが重大な人権侵害であることを市民が十分に認識できるようにします。若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）についての積極的な情報を提供するとともに、相談しやすい環境を整備します。また、学校教育において人権教育、男女平等教育を推進します。

あわせて、被害者支援の一環として、加害者プログラムなど加害者に対する取組を行います。

基本施策① 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
191	デートDV防止出前講座の実施	DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関等と連携して、若年層を対象とした啓発活動や出前講座を実施します。	人権政策・男女共同参画課
192	デートDVの防止・啓発	市立中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止啓発リーフレット等を作成し、配付します。また、市立中学校及び高等学校教職員に対しても、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。 【指標項目】デートDV防止研修会の参加校数	人権教育推進室
193	若年層が相談しやすい環境の整備	若年層が相談に繋がるよう、相談窓口の周知の強化等を行います。	人権政策・男女共同参画課

基本施策② ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた調査研究の実施

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
110Ⅵに再掲	調査研究の推進	DVや女性が抱える困難等に関する調査の実施、国の調査・研究の活用、他自治体の取組についての調査・研究により、必要な施策を検討します。	人権政策・男女共同参画課
194	男性DV被害者支援に向けた調査・研究	本市の男性DV被害者対策の検討に向け、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究します。	人権政策・男女共同参画課
195	加害者対策に関する調査・研究	DV被害者支援の一環として、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究し、本市のDV加害者対応について検討します。	人権政策・男女共同参画課

施策の方向3 DV被害者の安全確保と支援体制の充実

【重点事項5】

DVは、一般的に外部からの発見が難しい家庭内において行われるケースが多く、潜在化しやすいという特性があることから、被害者の早期発見ができるよう、被害者と接する機会の多い関係者がDVに対する理解を深め、関係機関同士の連携体制を強化するとともに配偶者暴力相談支援センターの機能の強化、充実につなげます。

また、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有方法についての検討を進め、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図れるように相談体制の充実を目指すとともに、相談にあたる職員等に対しては研修等を実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上に努めます。相談にあたる職員等自身の精神的なケアのため、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭します。

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、関係機関が持つ機能や制度を活用していくことや、民間団体との協働による取組が不可欠です。被害者の状況から一時保護が必要な場合、埼玉県の人権相談所に保護を依頼することになるため、埼玉県と密接に連携しながら被害者の支援にあたります。

被害者の生命または身体の安全を確保するのに有効な法的手段であるDV防止法による保護命令制度の利用については、情報の提供や助言、関係機関への連絡その他の援助を行うことも市町村の重要な役割となっていることを踏まえ、適切に対応します。

なお、日本語でのコミュニケーションに困難を抱える外国人や生活の自立が困難である障害者、介護を必要としている高齢者、**性的少数者**（性的マイノリティ）の人等が被害者である場合であっても的確に被害者を支援するため、ネットワークの拡充及び庁内関係機関との連携を図ります。

基本施策① 早期発見・通報体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
196 Ⅶ4 に再掲	通報体制の周知	DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」などにおいて、DV相談や悩み相談などの各種相談窓口について周知します。	人権政策・男女共同参画課
197 ③、Ⅶ 4、6 に再掲	DV防止ネットワーク会議の開催	関係機関が密接な連携を図り、DVの予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を総合的に検討する、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（DV防止ネットワーク会議）を開催します。	人権政策・男女共同参画課

第3章 計画の内容

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
198 Ⅶ5 に再掲	24 時間児童虐待 通告電話の充実	児童虐待通告電話を 24 時間 365 日実施します。	北部・南部 児童相談所

基本施策② 相談体制の強化と周知

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
199 Ⅶ4 に再掲	DV相談事業	さいたま市DV相談センターにて女性相談支援員による「女性のDV電話相談」を実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
200	DV被害者共有シ ートの活用	二次的被害の未然防止を図るため、関係機関等との情報共有の際は、DV被害者共有シートを活用します。	人権政策・ 男女共同参 画課
201	相談体制の強化と 周知	人権相談事業について、実施主体となる人権擁護委員協議会と連携しながら、効果的に人権相談の実施及び周知を行います。 【指標項目】人権相談の実施回数	人権政策・ 男女共同参 画課
109 Ⅶに 再掲	女性相談支援員研 修の実施	相談の質の確保と女性相談支援員の不安や負担の軽減のため、女性相談・DV相談や、女性支援・DV被害者支援に関する専門家を講師に招き、研修及びスーパービジョンを実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課
202	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	市民生活安 全課
203	苦情処理の取組	被害者支援への取組に対する苦情に対して、苦情を受けた際には別の相談員による対応を実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課

基本施策③ 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
204	多言語による相談の実施	DV相談センターのチラシ等（英語版、中国語、朝鮮・韓国語）を外国人相談窓口に配架します。また、多言語による相談を実施します。	人権政策・男女共同参画課
155 Ⅵに再掲	外国人のための生活相談	大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）	市民生活安全課
205	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように電話相談を行うなど、環境を整備します。	市民生活安全課
154 Ⅵに再掲	通訳・翻訳ボランティアとイベントボランティアの充実	各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、必要に応じて相談窓口への通訳派遣を行います。	観光国際課
197 ①、Ⅶ 4、6 に再掲	DV防止ネットワーク会議の開催	関係機関が密接な連携を図り、DVの予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を総合的に検討する、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（DV防止ネットワーク会議）を開催します。	人権政策・男女共同参画課
206 Ⅶ4 に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。 【指標項目】医療機関との連携会議の実施率	地域保健支援課

基本施策④ DV被害者の安全な保護体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
207	被害者の緊急時における一時保護	面接相談などにより緊急一時保護が必要と判断した場合は、県へ一時保護を依頼します。	人権政策・男女共同参画課
208 新規	DV被害者等への緊急時における宿泊費等助成	DV被害者等の安全確保を行うため、緊急一時的に宿泊施設及び食事等の提供を行います。	人権政策・男女共同参画課
209	母子緊急一時保護事業	現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育修了前に限る）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。	子ども家庭支援課

施策の方向4 DV被害者の自立支援の充実

DV被害者の支援にあたっては、被害者及びその関係者の安全の確保を最優先し、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

基本施策① 被害者等に関する情報の保護

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
210 ④に 再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底するよう周知します。	人権政策・男女共同参画課 全庁
211 ④に 再掲	住民基本台帳の閲覧等の制限	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者およびその関係者に関する情報管理を徹底します。	区政推進部

基本施策② 自立を支援する各種制度の周知と充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
196 Ⅶ3 に再掲	通報体制の周知	DV被害者の早期発見に努める必要があるため、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」などにおいて、DV相談や悩み相談などの各種相談窓口について周知します。	人権政策・男女共同参画課
199 Ⅶ3 に再掲	DV相談事業	さいたま市DV相談センターにて女性相談支援員による「女性のDV電話相談」を実施します。	人権政策・男女共同参画課
212	多重債務者生活再建安心プログラムの実施	職員（消費生活相談員）が多重債務者の発見を行い、庁内外の関係機関への案内等連携を図ることで、多重債務問題に起因する諸問題の総合的解決に向かうよう消費生活相談を実施します。 【指標項目】多重債務に関する消費生活相談受付件数	消費生活総合センター
123 Ⅵ、 Ⅶ5 に再掲	ひとり親家庭相談	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員等が就業についての相談や生活相談に応じます。 【指標項目】母子・父子自立支援員等の生活相談件数	子育て支援課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
124 Ⅵ、 Ⅶ5 に再掲	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	子育て支援課
125 Ⅵ、 Ⅶ5 に再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。 【指標項目】母子父子寡婦福祉資金貸付件数	子育て支援課
213	生活保護（被害者の生活の支援）	生活に困窮する被害者の最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。	生活福祉課
136 Ⅵに 再掲	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、外国人、DV被害者等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	住宅政策課
214	市営住宅の提供	DV被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認め生活の場を提供します。	住宅政策課
190 Ⅶ1 に再掲	犯罪被害者等支援事業	市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援をします。 【指標項目】犯罪被害者支援の理解度	市民生活安全課

基本施策③ 心身の健康回復への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
215	DV被害者カウンセリングの実施	DV被害者の精神的負担を軽減するため、専門家によるDV被害者カウンセリングを実施します。	人権政策・男女共同参画課
216	精神保健に関する講座の実施	DV被害者等が自分の心と向き合い自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施します。	人権政策・男女共同参画課

基本施策④ 関係機関との連携協力体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
206 Ⅶ3 に再掲	産科医療機関等との連携	<p>早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。</p> <p>【指標項目】医療機関との連携会議の実施率</p>	地域保健支援課
210 ①に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底するよう周知します。	人権政策・男女共同参画課 全庁
211 ①に再掲	住民基本台帳の閲覧等の制限	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者およびその関係者に関する情報管理を徹底します。	区政推進部
197 Ⅶ3、6に再掲	DV防止ネットワーク会議の開催	関係機関が密接な連携を図り、DVの予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を総合的に検討する、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（DV防止ネットワーク会議）を開催します。	人権政策・男女共同参画課
217	関係者研修の実施	DV被害者支援に関わる職員を対象に、DV被害者への理解を深めるとともに、相談者の心理的負担を軽減し、よりよい支援体制を充実させるため、研修を実施します。	人権政策・男女共同参画課
218 Ⅶ5 に再掲	要保護児童対策地域協議会事業	<p>児童虐待の発生予防から家族の再統合に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、「要保護児童対策地域協議会代表者会議及び区会議」などを開催し、関係機関の連携強化を図ります。</p> <p>【指標項目】①代表者会議開催回数 ②区会議開催回数</p>	子ども家庭支援課

施策の方向5 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

【重点事項6】

子どもの目の前でDVが行われることなど、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与える行為は児童虐待にあたります。児童虐待の早期発見や適切な保護のため、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化します。

子どもについては、DVを目撃したことによる心理的虐待や、転居、転校等による生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受けている状況にあるため、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要です。DV被害者の自立した生活を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるよう、より一層の情報提供に努めます。

基本施策① 被害者と子どもに対する支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
123 Ⅵ、 Ⅶ4 に再掲	ひとり親家庭相談	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員等が就業についての相談や生活相談に応じます。 【指標項目】母子・父子自立支援員等の生活相談件数	子育て支援課
124 Ⅵ、 Ⅶ4 に再掲	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	子育て支援課
125 Ⅵ、 Ⅶ4 に再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。 【指標項目】母子父子寡婦福祉資金貸付件数	子育て支援課
68 Ⅳに 再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【指標項目】契約施設数	子ども家庭支援課
218 Ⅶ4 に再掲	要保護児童対策地域協議会事業	児童虐待の発生予防から家族の再統合に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、「要保護児童対策地域協議会代表者会議及び区会議」などを開催し、関係機関の連携強化を図ります。 【指標項目】①代表者会議開催回数 ②区会議開催回数	子ども家庭支援課

基本施策② 保育・就学支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
219	保育施設利用における優先入所	保育施設利用の際の利用調整（選考）において、虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるよう配慮します。	保育施設支援課
220	放課後児童クラブの優先入室	入室を希望する方が各放課後児童クラブの定員を超え、選考になった場合、入室を必要とする理由や世帯状況などを指数化し、その指数が高い方から入室となります。DV被害者の入室申込の場合は相談センター等が発行する証明書の提出により、ひとり親家庭と同様に入室の必要性が高いものとみなし、指数を高く設定することで、優先的に入室できるように配慮します。	幼児・放課後児童課
221	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて、就学援助制度について案内を行います。	学事課

基本施策③ 子どもの心のケアの充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
169 Ⅵに再掲	子どもの精神保健相談室	小学4年生から中学生の子どもやその家族等を対象に、子どもの心の問題に関する電話・面接相談を実施します。また、相談員等の知識・技術の向上を目的とした支援者研修を実施します。 【指標項目】支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	こころの健康センター
222	子ども家庭総合センター総合相談事業	「なんでも子ども相談窓口」で、子どもや家庭に関するあらゆる相談について、お話を伺います。また、子どもや家庭が抱える多様な問題を解決するために、専門相談機関等と連携を密に図り、迅速にサービスのコーディネートを行います。 【指標項目】総合相談窓口利用者（来所相談）のうち「親身になって相談にのってくれた」と回答した人の割合	子ども家庭総合センター総務課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
120 Ⅵに 再掲	教育相談推進事業	市立学校や市立教育相談室にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門の相談員等を配置するとともに、電話や SNS を活用した相談窓口を設置することで、児童生徒、保護者及び教職員に対する教育相談体制の充実を図ります。また、複雑化、多様化する子どもの状況への対応を強化するため、教員やスクールソーシャルワーカーを対象にした研修を実施し、支援の質の向上を図ります。 【指標項目】スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	総合教育相談室

基本施策④ 児童虐待の早期発見・通報体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
198 Ⅶ3 に再掲	24 時間児童虐待 通告電話の充実	児童虐待通告電話を 24 時間 365 日実施します。	北部・南部 児童相談所

施策の方向 6 民間団体との連携・協働

民間団体が持つ最新の福祉資源の把握や、事例を通じた支援方策の検討・共有を図り、常に最新かつ適切な支援が実施できるよう、DVの被害者支援に取り組む民間団体の事業活動等を支援します。

基本施策① 民間団体との連携・協働

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
197 Ⅶ3、 4に 再掲	DV防止ネットワ ーク会議の開催	関係機関が密接な連携を図り、DVの予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を総合的に検討する、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（DV防止ネットワーク会議）を開催します。	人権政策・ 男女共同参 画課
223	民間団体への支援	DV被害者保護に取り組む民間団体を対象に、補助金を交付します。	人権政策・ 男女共同参 画課
116 新規 Ⅵに 再掲	民間団体等との協 働による取組	専門的で柔軟な支援を行う民間団体等と繋がり、相談者の意向を勘案した支援に向けての取組を、検討、実施します。	人権政策・ 男女共同参 画課

目標Ⅶ計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	182	人権教育の推進	第3版教育指導プランの活用校数	100校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
2	183	各種人権教育研修会の実施	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)	人権教育推進室
3	184	さいたま市教職員行動指針の促進	校内研修の実施率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	教職員人事課
4	185	非行防止に向けた取組	「非行防止に向けた取組」実施率	166校/年度 (令和4年度)	166校/年度を維持 (令和10年度)	指導2課
5	186	学校現場等における防止体制	校内研修の実施校数	全166校 (令和4年度)	全166校を維持 (令和10年度)	教職員人事課
6	186	学校現場等における防止体制	苦情及び相談に係る問題の未解決件数	0件 (令和4年度)	0件を維持 (令和10年度)	教職員人事課
7	187	市役所におけるハラスメント防止体制	ハラスメント防止のための研修の実施回数	1回 (令和4年度)	1回を維持 (令和10年度)	人事課
8	188	地域と連携した防犯の推進	刑法犯認知件数	7,113件 (令和4年12月)	7,390件 (令和10年12月)	市民生活安全課
9	189	道路照明施設(公衆街路灯)の設置及び維持管理	道路照明施設(公衆街路灯)設置数	541灯 (令和4年度)	600灯 (令和10年度)	市民生活安全課
10	190	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者支援の理解度	85% (令和4年度)	90% (令和7年度)	市民生活安全課
11	192	デートDVの防止・啓発	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)	人権教育推進室
12	201	相談体制の強化と周知	人権相談の実施回数	13回 (令和4年度)	13回を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
13	206	産科医療機関等との連携	医療機関との連携会議の実施率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
14	212	多重債務者生活再建安心プログラムの実施	多重債務に関する消費生活相談受付件数	101件/年度 (令和4年度)	100件/年度を維持 (令和10年度)	消費生活総合センター
15	123再Ⅵ	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等の生活相談件数	1,868件 (令和4年度)	1,868件を維持 (令和10年度)	子育て支援課
16	125再Ⅵ	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付件数	25件/年度 (令和4年度)	30件/年度 (令和10年度)	子育て支援課
17	218	要保護児童対策地域協議会事業	代表者会議開催回数	1回 (令和4年度)	1回を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課
18	218	要保護児童対策地域協議会事業	区会議開催回数	10回開 (令和4年度)	10回を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課

第3章 計画の内容

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
19	68 再Ⅳ	子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設（毎年度契約） （令和4年度）	9施設（毎年度契約）を維持 （令和10年度）	子ども家庭支援課
20	169 再Ⅵ	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	98.4% （令和4年度）	80% （令和10年度）	こころの健康センター
21	222	子ども家庭総合センター総合相談事業	総合相談窓口利用者（来所相談）のうち「親身になって相談にのってくれた」と回答した人の割合	95%/年度 （令和5年度）	95%/年度を維持 （令和10年度）	子ども家庭総合センター総務課
22	120 再Ⅵ	教育相談推進事業	スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	6回 （令和4年度）	8回 （令和7年度）	総合教育相談室

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

○ 数値目標一覧

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,400部 (令和4年度)	5,400部を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
2	2	人権啓発講演会の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合	97.1% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
3	3	各種人権施策に係る情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14回 (令和4年度)	14回を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
4	6再Ⅱ	学校における人権教育の推進	人権教育実践事例集活用校数	104校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
5	7再Ⅱ	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等の内容の理解度	93.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
6	13	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	7回 (令和4年度)	6回以上/年度を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
7	14	図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	45冊 (令和4年度)	50冊 (令和10年度)	中央図書館資料サービス課
8	20	男女共同参画推進団体の活動への支援	実施団体の数	5団体 (令和4年度)	5団体を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課

目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
-	7 再Ⅰ	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等の内容の理解度	93.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
9	28 再Ⅳ	出産前教室	内容を理解できたと回答する参加者の割合	98.0% (令和4年度)	95.0%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
10	29	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進	パパサンデーの実施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)	子育て支援課
11	30	保育士・幼稚園教諭等体験の推進	1日保育士・幼稚園教諭等体験の実施設数	88施設 (令和4年度)	98施設 (令和10年度)	保育課
12	31	父子手帖の発行及び配布	父子手帖の発行回数	年1回の発行 (令和4年度)	年1回の発行を維持 (令和10年度)	子育て支援課
-	6 再Ⅰ	学校における人権教育の推進	人権教育実践事例集活用校数	104校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
13	35	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」	生徒対象の変容調査アンケートにおいて「仕事をするのは人の役に立つことだと思う」の質問を活動前後に行い、「そう思う」と回答した生徒の割合の増加数	12.9ポイント (令和4年度)	12.8ポイントを維持 (令和10年度)	生涯学習振興課
14	36	親の学習事業の実施	親の学習事業参加者の中で「満足」と回答した人の割合	85.0% (令和4年度)	85.6% (令和10年度)	生涯学習総合センター
15	40	デジタル・シティズンシップ教育の推進	GIGA ワークブックの導入及び市立学校(小・中・特別支援学校)へのオンライン配布率	導入にむけて検討中 (令和4年度)	市立学校(小・中・特別支援学校)へのオンライン配布100%を維持 (令和10年度)	教育研究所

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
16	41	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	34.9% (令和4年度)	42.0% (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課 全庁
17	41	審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	3件 (令和4年度)	0件 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課 全庁
18	42	審議会等委員の市民公募の実施	公募委員登用可能な審議会等の公募委員登用率	15.0% (令和5年5月1日)	20% (令和10年度)	総務課 全庁
19	43	女性職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	22.3% (令和5年4月1日)	27.0% (令和8年4月1日)	人事課
20	44	女性教職員の管理職への登用促進	管理職女性登用率	19.1% (令和5年4月1日)	20.0% (令和8年4月1日)	教職員人事課
21	45	市の女性職員の職域拡大	消防職の女性職員の採用割合(5年間総採用者数)	10.1% (令和2年度)	17.0% (令和7年度)	消防職員課
22	46	市の女性職員の職域拡大	企業職の女性職員の配置割合	企業職 16.4% (令和5年4月1日)	企業職 17.8% (令和8年4月1日)	水道総務課
23	47	主権者教育の推進	小・中学校の租税教室及び選挙啓発出前講座の実施率	61.7% (令和4年度)	80.0% (令和10年度)	指導1課
24	48	主権者教育の推進	市議会傍聴の実施率(高等・中等教育学校)	75% (令和4年度)	100% (令和10年度)	高校教育課

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
25	56	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスについての理解が深まった受講生の割合	92.7% (令和4年度)	95%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
26	60	労働法等に係る講座の実施	労働法等に係る講座の参加者満足度	100% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	労働政策課
27	61	テレワークの推進	テレワーク環境整備支援件数	10件 (令和4年度)	20件 (令和6、7年度累計)	経済政策課
28	62	SDGs 企業認証	SDGs 企業認証数	196社	60社増	経済政策課

第3章 計画の内容
数値目標一覧

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
		制度		(令和4年度)	(令和7年度)	
29	63	育児休業・介護 休暇取得の促進	男性の育児休業取得 率 ※教職員除く	61.8% (令和4年度)	30.0% (令和7年度)	人事課
-	28 再Ⅱ	出産前教室	内容を理解できたと回 答する参加者の割合	98.0% (令和4年度)	95.0%を維持 (令和10年度)	地域保健 支援課
30	65	育児学級の開催	育児不安軽減者の割合	81.5% (令和4年度)	85% (令和10年度)	地域保健 支援課
31	68 再Ⅶ	子どもショート ステイ事業	契約施設数	6施設(毎年 度契約) (令和4年度)	9施設(毎年度 契約)を維持 (令和10年度)	子ども家 庭支援課
32	70	子育て支援拠点 施設整備・運営 事業	単独型子育て支援セ ンターの運営施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)	子育て支 援課
33	71 再Ⅵ	ヤングケアラー 訪問支援事業	負担が軽減したと回答 した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)	子ども家 庭支援課
34	72	子育て情報の提供	子育て応援ブックの 発行回数	年1回の発行 (令和4年度)	年1回の発行を維持 (令和10年度)	子育て支 援課
35	73	子育て支援ネット ワークの充実	ネットワーク会議の 開催数	年1回の開催 (令和4年度)	年1回の開催を維持 (令和10年度)	子育て支 援課
36	75 再Ⅵ	ふれあい親子支 援事業	自分の気持ちを話せ る母親の割合	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健 支援課
37	76	認可保育所の延 長保育・一時預 かり事業	延長保育を実施する 認可保育所数	317施設 (令和4年度)	370施設 (令和10年度)	保育課・ 保育施設 支援課
38	76	認可保育所の延 長保育・一時預 かり事業	一時預かり事業を実 施する認可保育所数	112施設 (令和4年度)	118施設 (令和10年度)	保育課・ 保育施設 支援課
39	77	病児保育室の拡充	病児保育室施設数	11施設 (令和5年度)	15施設 (令和10年度)	のびのび 安心子育 て課
40	78	認可保育所等の 拡充	保育所等利用待機児 童数	0人 (令和5年度)	0人を維持 (令和10年度)	のびのび 安心子育 て課
41	79	私立幼稚園預かり 保育事業の充実	子育て支援枠の人数 (翌年4月1日時点 の数値)	1,886人 (令和5年4月1日)	2,159人 (令和7年度)	幼児・放課 後児童課
42	80	放課後児童健全 育成事業	放課後児童クラブ等 待機児童数	333人 (令和5年4月1日)	150人 (令和7年度)	幼児・放課 後児童課
43	81	障害児保育の充実	障害のある子どもを 受け入れた認可保育 所数	230施設 (令和4年度)	350施設 (令和7年度)	保育課・ 保育施設 支援課
44	82	保育コンサル ジュによる相談 支援	保育コンサルジュ の配置状況	10区に配置 (令和4年度)	10区に配置を維持 (令和10年度)	保育施設 支援課

第3章 計画の内容
数値目標一覧

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
45	83	医療的ケア児保育支援センター運営事業	医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数	5区 (令和4年度)	10区 (令和7年度)	保育課
46	84	保育人材確保対策の強化(保育人材確保対策事業)	保育所等利用待機児童数	0人 (令和4年度)	0人を維持 (令和10年度)	保育課 保育施設支援課
47	85	保育人材確保対策の強化(保育士資格取得支援事業)	保育士資格取得支援事業を利用し、保育士資格を取得した人数/年度	7人 (令和4年度)	15人 (令和10年度)	保育施設支援課
48	87	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成数	7,608人 (令和2~4年度累計)	27,300人養成 (令和5~7年度累計)	いきいき長寿推進課
49	88	地域包括支援センターの認知度向上(介護者支援体制充実事業)	地域包括支援センターの認知度	55% (令和4年度)	65% (令和7年度)	いきいき長寿推進課
50	89	介護保険関連施設等の整備促進	介護保険施設等の公募数に対する採択数の割合	75.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	介護保険課
51	90	生活支援ショートステイの実施	実利用者数	139人 (令和4年度)	140人 (令和10年度)	高齢福祉課

目標V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
52	101再VI	ワークステーションさいたまにおける就労支援	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度累計)	労働政策課
53	102再VI	創業・副業支援事業	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度累計)	経済政策課
54	105	早期起業家教育事業の実施	早期起業家教育事業満足度	97.4% (令和4年度)	95%を維持 (令和7年度)	労働政策課
55	107	さいたま STEAMS 教育の推進	さいたま市学習状況調査「授業で学んだことを、ほかの学習で生かしていますか」の項目に対して肯定的な回答率	84.5% (令和4年度)	86% (令和7年度)	指導1課

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
-	102再Ⅴ	創業・副業支援事業	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度累計)	経済政策課
56	117	地域若者サポートステーションさいたまにおける就労支援	地域若者サポートステーションにおける就職等進路決定者数	143人 (令和4年度)	96人を維持 (令和7年度)	労働政策課
57	120	教育相談推進事業	スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	6回 (令和4年度)	8回 (令和7年度)	総合教育相談室
58	121	不登校等児童生徒への支援の充実	訪問型支援等の延べ件数	799件 (令和4年度)	850件 (令和7年度)	総合教育相談室
59	121	不登校等児童生徒への支援の充実	子育て学習会の実施回数	16回 (令和4年度)	18回 (令和7年度)	総合教育相談室
60	122	地域の支援者研修(ひきこもり対策)	支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	100% (令和4年度)	95% (令和10年度)	こころの健康センター
-	71再Ⅳ	ヤングケアラー訪問支援事業	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)	子ども家庭支援課
61	123再Ⅶ	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等の生活相談件数	1,868件 (令和4年度)	1,868件を維持 (令和10年度)	子育て支援課
62	125再Ⅷ	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付件数	25件/年度 (令和4年度)	30件/年度 (令和10年度)	子育て支援課
63	127	生活困窮世帯への就労支援の実施	支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収に至った割合	63% (令和4年度)	70% (令和10年度)	生活福祉課
64	128	生活困窮世帯への学習支援の実施	教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率	100% (令和4年度)	100% (令和10年度)	生活福祉課
65	129	居住環境の整備	居宅改善費補助金の交付申請件数	4件 (令和4年度)	4件 (令和9年度)	高齢福祉課
66	132	高齢者の見守り活動の支援	見守り活動を行う地区社会福祉協議会数	49地区 (令和4年度)	49地区 (令和10年度)	高齢福祉課
67	133	緊急通報・相談等事業の推進	緊急通報機器利用者数	1,694人 (令和4年度)	1,700人 (令和10年度)	高齢福祉課
68	134	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進事業	モデル地区推進事業参加者アンケートによる理解度	98.3% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	福祉総務課
69	137	虐待防止、早期発見、対応の推進	養護者による虐待への対応にあたる職員を対象とした研修延べ受講者数	106件 (令和4年度)	110件 (令和10年度)	高齢福祉課
70	138	障害者の権利の擁護の推進	差別の解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	100% (令和4年度)	90% (令和7年度)	障害政策課

第3章 計画の内容
数値目標一覧

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
71	139	障害者の権利の擁護の推進	虐待防止研修参加者のアンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合	98% (令和4年度)	90% (令和7年度)	障害福祉課
72	139	障害者の権利の擁護の推進	保護が必要な虐待事案の保護率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	障害福祉課
73	140	高齢者等の移動支援事業	移動支援事業実施地区数	5地区 (令和4年度)	14地区 (令和8年度)	高齢福祉課
74	141	地域 ICT 活用支援事業	市民向けスマホ講座等の理解度	94.7% (令和4年度)	90%を維持 (令和7年度)	デジタル改革推進部
75	142	一般介護予防事業	「通いの場」への高齢者の参加者数	17,129人 (令和4年度)	20,000人 (令和7年度)	いきいき長寿推進課
76	142	一般介護予防事業	いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合	53% (令和4年度)	60% (令和7年度)	いきいき長寿推進課
-	101再V	ワークステーションさいたまにおける就労支援	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度累計)	労働政策課
77	147	障害福祉サービス事業所等の整備促進事業	国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数	0人 (令和4年度)	40人 (令和10年度)	障害政策課
78	148	障害者の就職相談の充実	障害者総合支援センター登録者の就労増員数	74人 (令和4年度)	94人 (令和7年度)	障害者総合支援センター
79	148	障害者の就職相談の充実	受入協力企業での実習件数	35件 (令和4年度)	49件 (令和7年度)	障害者総合支援センター
80	150	性的少数者への支援	庁内外での制度の周知回数	実績なし (令和4年度)	35回 (令和6~10年度累計)	人権政策・男女共同参画課
81	162	薬物・喫煙・飲酒に関する健康教育の推進	市立中・中等教育・高等学校における薬物乱用防止教室開催数	62校 (令和4年度)	62校を維持 (令和10年度)	健康教育課
-	75再IV	ふれあい親子支援事業	自分の気持ちを話せる母親の割合	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
82	166	乳がん・子宮がん検診等の実施	乳がん検診、子宮がん検診の受診率 (国民生活基礎調査による推計値)	乳がん検診 47.3% 子宮がん検診 40.7% (令和4年)	乳がん検診60% 子宮がん検診 60% (令和10年)	地域保健支援課
83	168	心の健康に関する普及啓発	講演会受講者へのアンケートによる満足度の割合	95% (令和4年度)	80% (令和10年度)	こころの健康センター
84	169再VII	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	98.4% (令和4年度)	80% (令和10年度)	こころの健康センター

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
85	172	地域の支援者研修 (自殺予防対策)	地域支援者の養成者数	205人 (令和4年度)	220人 (令和10年度)	こころの健康センター
86	173	地域の支援者研修 (依存症対策)	支援者研修受講者へのアンケートにおける理解度	95% (令和4年度)	95% (令和10年度)	こころの健康センター
87	175	女性消防団員の 入団促進	女性消防団員数	102人 (令和5年4月1日)	140人 (令和10年度)	消防団活躍推進室

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
88	182	人権教育の推進	第3版教育指導プランの活用校数	100校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
89	183	各種人権教育研修会の実施	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)	人権教育推進室
90	184	さいたま市教職員行動指針の促進	校内研修の実施率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	教職員人事課
91	185	非行防止に向けた取組	「非行防止に向けた取組」実施率	166校/年度 (令和4年度)	166校/年度を維持 (令和10年度)	指導2課
92	186	学校現場等における防止体制	校内研修の実施校数	全166校 (令和4年度)	全166校を維持 (令和10年度)	教職員人事課
93	186	学校現場等における防止体制	苦情及び相談に係る問題の未解決件数	0件 (令和4年度)	0件を維持 (令和10年度)	教職員人事課
94	187	市役所におけるハラスメント防止体制	ハラスメント防止のための研修の実施回数	1回 (令和4年度)	1回を維持 (令和10年度)	人事課
95	188	地域と連携した防犯の推進	刑法犯認知件数	7,113件 (令和4年12月)	7,390件 (令和10年12月)	市民生活安全課
96	189	道路照明施設(公衆街路灯)の設置及び維持管理	道路照明施設(公衆街路灯)設置数	541灯 (令和4年度)	600灯 (令和10年度)	市民生活安全課
97	190	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者支援の理解度	85% (令和4年度)	90% (令和7年度)	市民生活安全課
98	192	デートDVの防止・啓発	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)	人権教育推進室

第3章 計画の内容
数値目標一覧

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
99	201	相談体制の強化と周知	人権相談の実施回数	13回 (令和4年度)	13回を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
100	206	産科医療機関等との連携	医療機関との連携会議の実施率	100% (令和4年度)	100%を維持 (令和10年度)	地域保健支援課
101	212	多重債務者生活再建安心プログラムの実施	多重債務に関する消費生活相談受付件数	101件/年度 (令和4年度)	100件/年度を維持 (令和10年度)	消費生活総合センター
-	123再VI	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員等の生活相談件数	1,868件 (令和4年度)	1,868件を維持 (令和10年度)	子育て支援課
-	125再VI	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付件数	25件/年度 (令和4年度)	30件/年度 (令和10年度)	子育て支援課
102	218	要保護児童対策地域協議会事業	代表者会議開催回数	1回 (令和4年度)	1回を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課
103	218	要保護児童対策地域協議会事業	区会議開催回数	10回 (令和4年度)	10回を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課
-	68再IV	子どもショートステイ事業	契約施設数	6施設(毎年度契約) (令和4年度)	9施設(毎年度契約)を維持 (令和10年度)	子ども家庭支援課
-	169再VI	子どもの精神保健相談室	支援者研修参加者のアンケートによる理解度の割合	98.4% (令和4年度)	80% (令和10年度)	こころの健康センター
104	222	子ども家庭総合センター総合相談事業	総合相談窓口利用者(来所相談)のうち「親身になって相談にのってくれた」と回答した人の割合	95%/年度 (令和5年度)	95%/年度を維持 (令和10年度)	子ども家庭総合センター総務課
-	120再VI	教育相談推進事業	スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施	6回 (令和4年度)	8回 (令和7年度)	総合教育相談室

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

第4章

計画の推進

1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることが定められています。

本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者のそれぞれが次の役割を担うこととします。

(1) 市 ◎施策の策定・推進 ◎市民・事業者との連携

- 市民や事業者、市職員に対し「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、庁内における男女共同参画を積極的に推進する。
- 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備を進める。
- 国や埼玉県等と十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施する。

(2) 市民 ◎日常生活での推進 ◎市の施策への協力

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や職業、地域活動等において、権利と責任をともに分かち合う。
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に活動に参加する。

(3) 事業者 ◎事業活動での推進 ◎市の施策への協力

- 地域社会の一員として、条例の趣旨等にのっとり、事業活動の中で積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に協力する。

2 推進の具体的方法

本計画の基本理念「“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」の実現のためには、第4章1で整理した市、市民、事業者の役割分担と連携・協働に基づき、市が計画に位置付けた7つの目標に基づく施策・事業を総合的・効果的に進めていく必要があります。

さいたま市は、次の4つの点に留意しながら、計画の着実な推進を図ります。

(1) さいたま市男女共同参画推進本部

施策・事業を総合的かつ効果的に推進するため、さいたま市男女共同参画推進本部を本計画の進行管理の司令塔と位置付けて、全庁的な推進体制のもとで、関係する各局区等が連携して取り組みます。

(2) さいたま市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関である男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議し、その結果を次年度の施策・事業の実施に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。

(3) 事業・数値目標の見直し

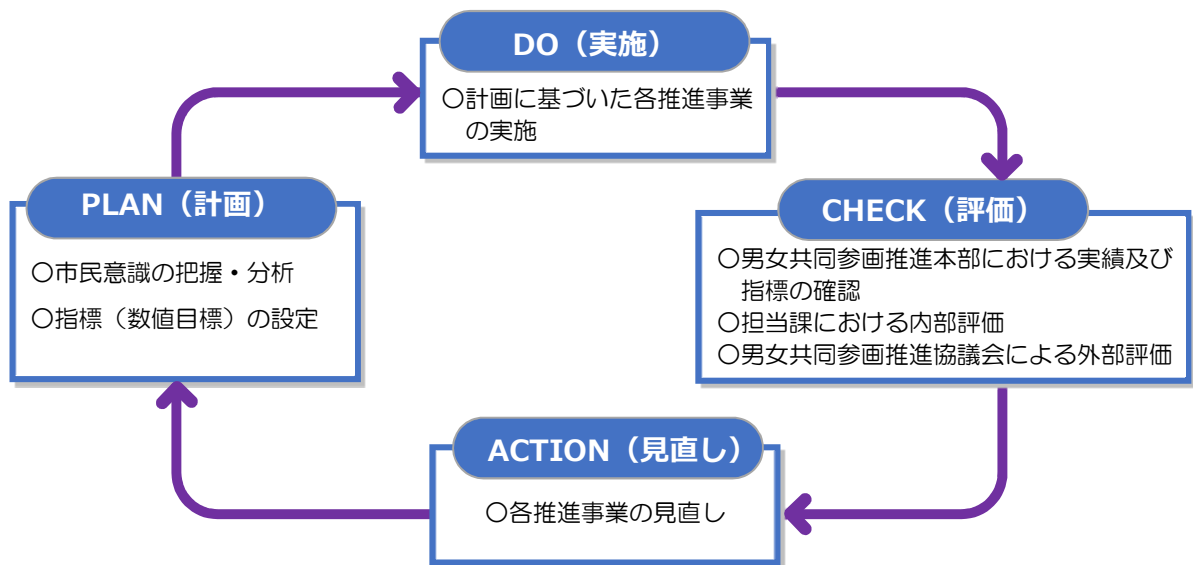
法制度の整備や事業の進捗に伴い、新たな取組の追加や数値目標の見直し等が必要となった場合は、計画期間の途中であっても、見直しを行います。

(4) 年次報告書の作成と公表

毎年度、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し、男女共同参画のまちづくりの推進状況と施策の実施状況を年次報告書としてまとめ、公表します。

3 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、計画期間中は施策・事業について、庁内関係部局において定期的に進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて取組を適宜改善などしていく PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。





資料編

1 男女共同参画基本計画策定についての諮問・答申

市市人第 417号
令和4年5月20日

さいたま市男女共同参画推進協議会長 様

さいたま市長 清水 勇人



第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について（諮問）

男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン）を策定したいので、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年3月14日さいたま市条例第38号）第10条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

さ男女協第 12号
令和5年3月20日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市男女共同参画推進協議会
会長 田代美江子



第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について（答申）

令和4年5月20日付け、市市人第417号で諮問のありました、第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について、本協議会で審議、検討した結果、別紙「提言書 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」のとおり答申いたします。

2 さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

(令和5年12月現在)

◎会長、○会長代行

(敬称略、五十音順)

	氏 名	備 考
学識経験者 ◎	田代 美江子	大学教授
	堀川 修平	大学講師
関係団体代表者 ○	遊馬 恵子	企業の女性管理職
	植村 麻美	経済団体
	江成 道子	支援団体
	兼宗 美幸	医療関係団体(大学等)
	櫻田 今日子	研究機関
	角谷 史織	弁護士会
	山崎 秀雄	福祉団体
市民代表者	岩見 真里子	市民公募
	松岡 進	市民公募
関係行政機関職員	朝長 亮一郎	埼玉労働局
市職員	丸屋 美智代	市民生活部長

・令和5年3月31日まで

(関係団体代表者) 飯島 絵理

(関係行政機関職員) 荒井 直子

3 策定の経過

(1) 令和4年度

月日	事項	内容
令和4年 5月20日	第82回（令和4年度第1回） 男女共同参画推進協議会	諮問 「第5次さいたま市男女共同参画に関する基本計画について」
10月24日	第84回（令和4年度第3回） 男女共同参画推進協議会	第5次さいたま市男女共同参画基本計画提言書（素案）について
令和5年 1月23日	第85回（令和4年度第4回） 男女共同参画推進協議会	第5次さいたま市男女共同参画基本計画提言書（案）について
3月20日	諮問事項に対する市長への答申	答申 「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」

(2) 令和5年度

月日	事項	内容
令和5年 5月23日	第86回（令和5年度第1回） 男女共同参画推進協議会	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの策定について
8月28日	第88回（令和5年度第3回） 男女共同参画推進協議会	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）について
9月4日	第41回（令和5年度第1回） さいたま市男女共同参画推進本部会議	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）について
10月13日 ～ 11月13日	パブリック・コメント	「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」への意見募集
令和6年 1月26日	第89回（令和5年度第4回） 男女共同参画推進協議会	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（案）について
2月5日	第42回（令和5年度第2回） さいたま市男女共同参画推進本部会議	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（案）について

4 市民参加の状況

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

調査期間	令和3年8月2日～8月23日
調査対象	市内在住の18歳以上5,000人（うち外国人102人）
抽出方法	無作為抽出
有効回答率	全体36.9%（男性30.2%、女性40.9%） ※全体の回収率には、性別不詳を含む
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女平等に関する意識について 2 家庭生活について 3 就業について 4 社会参画について 5 ハラスメントについて 6 新型コロナウイルス感染症の影響について 7 性について 8 教育について 9 市の男女共同参画の推進に関する施策について 10 配偶者などからの暴力について 11 交際相手からの暴力について

(2) パブリック・コメント

名称	「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」への意見募集
募集期間	令和5年10月13日～11月13日
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」 ・「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）概要版」
公表場所	各区役所情報公開コーナーなど市施設の窓口及び市ホームページ
募集方法	市ホームページの回答フォーム、郵送、持参、ファクスなど
募集結果	提出21人 意見項目数50件
主な意見	数値目標について 事業内容の記載の具体化について

5 男女共同参画に関する動き

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
1970～	<p>1975年(昭和50年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第1回国連婦人年世界会議(メキシコシティ)」で「世界行動計画」採択 <p>1976年(昭和51年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする <p>1979年(昭和54年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 	<p>1975年(昭和50年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」設置 <p>1976年(昭和51年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正(離婚後の氏を選択自由化) <p>1977年(昭和52年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館(埼玉県嵐山町) 	<p>1978年(昭和53年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画課に「婦人問題連絡窓口」を設置(浦和市)
1980～	<p>1980年(昭和55年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 <p>1981年(昭和56年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ILO第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択 <p>1984年(昭和59年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人の十年世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議」(東京)開催 <p>1985年(昭和60年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ)で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<p>1980年(昭和55年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ) 「女子差別撤廃条約」署名 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 <p>1984年(昭和59年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国籍法及び戸籍法改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ) <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)策定 <p>1985年(昭和60年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 <p>1986年(昭和61年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 <p>1987年(昭和62年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<p>1980年(昭和55年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民部市民相談室に「婦人係」として独立(浦和市) <p>1981年(昭和56年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市) <p>1985年(昭和60年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市) <p>1987年(昭和62年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書企画課に「婦人問題担当」を設置(大宮市)

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
1980～	1989年（平成元年） ・「児童の権利に関する条約」採択	1989年（平成元年） ・「法令の一部を改正する法律」（婚姻・親子関係等についての男性優先既定の改正等）成立	1988年（昭和63年） ・「婦人問題の現況と課題に関する調査」を実施（大宮市）
1990～	1990年（平成2年） ・国連経済社会理事会で「西暦2000年に向けての婦人地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 1993年（平成5年） ・「女性に関する暴力の撤廃に関する宣言」採択 1994年（平成6年） ・国際家族年 ・「開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」（ジャカルタ）開催 ・「国際人口・開発会議」（カイロ）開催 1995年（平成7年） ・「第4回世界女性会議」（北京）で「北京宣言及び行動綱領」採択 ・社会開発サミット（コペンハーゲン）開催	1990年（平成2年） <u>埼玉県</u> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 1991年（平成3年） ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第1次）改定 1992年（平成4年） ・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の「婦人問題担当大臣」誕生 1993年（平成5年） ・「パートタイム労働法」施行 1994年（平成6年） ・「児童の権利に関する条約」批准 ・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置 ・民法改正要綱試案の提示 1995年（平成7年） ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「ILO第156号条約」（家庭の責任を有する労働者条約）批准 <u>埼玉県</u> ・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	1990年（平成2年） ・第1回「大宮市女性フォーラム」開催（大宮市） 1992年（平成4年） ・企画部女性政策推進室設置（浦和市） ・「男女平等に関する職員意識調査」実施（浦和市） ・浦和市女性政策推進協議会（市長の諮問機関）設置（浦和市） 1993年（平成5年） ・「男女平等に関する意識及び実態調査」実施（浦和市） ・「おおみや女性プラン」策定（大宮市） ・企画部に女性政策課を設置（大宮市） ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」策定（与野市） 1994年（平成6年） ・「女性関連事業実態調査」実施（浦和市） ・「おおみや女性プラン」実施計画作成（大宮市） ・浦和市女性政策推進協議会がプランについて市長に答申（提言書）（浦和市） 1995年（平成7年） ・「うらわ男女平等推進プラン」策定（浦和市） ・「女・男〜フェスタ」開催（毎年）（浦和市） ・「男女平等に関する市民意識調査」実施（大宮市）

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
1990～	<p>1996年(平成8年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第15回女子差別撤廃委員会」(ニューヨーク)開催 「第83回ILO総会」で「家内労働に関する条約及び勧告」採択 <p>1999年(平成11年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ESCAP ハイレベル政府間会議」(バンコク)開催 国際人口会議(ハーグ)開催 	<p>1996年(平成8年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 <p>1997年(平成9年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「男女共同参画審議会」設置(法律設置) 「介護保険法」公布 「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) 「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設) <p>1998年(平成10年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性2000年会議日本国内委員会設置 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 <p>1999年(平成11年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 	<p>1996年(平成8年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画部女性政策課から企画財政部女性政策課へ名称変更(大宮市) <p>1997年(平成9年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浦和市地域中核施設「プラザ・イースト」内に「女・男プラザ」開設(浦和市) 生活文化部女性政策・国際課に組織改正(浦和市) 「男女共同参画社会を目指す与野プラン」策定(与野市) <p>1998年(平成10年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浦和市女性政策推進協議会が「(仮称)浦和市女性センターの設置について」提言(浦和市) 「数字にみる浦和の女性」報告書(浦和市) 「大宮市女性センター(仮称)基本計画」を策定(大宮市) <p>1999年(平成11年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画財政部女性政策課から市民部女性政策課へ移行(大宮市) 「男女共同参画に関する意識調査」実施(与野市)
2000～	<p>2000年(平成12年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク)開催 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<p>2000年(平成12年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」閣議決定 「男女共同参画週間」実施決定 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方針」答申 <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 <p>2001年(平成13年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定 	<p>2000年(平成12年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「うらわ男女平等推進プラン」(第2次)策定(浦和市) 「おおみや男女共同参画プラン」(第2次)策定(大宮市) <p>2001年(平成13年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」策定

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
2000～		<p>2002年（平成14年） 埼玉県 ・「男女共同参画推進プラン2010」策定</p> <p>2004年（平成16年） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」策定</p> <p>2005年（平成17年） ・「地方における女性のチャレンジ支援等の実施状況調査」報告 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 2006年（平成18年） ・「男女雇用機会均等法」改正 埼玉県 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定</p> <p>2007年（平成19年） ・「パートタイム労働法」一部改正（平成20年4月1日施行） ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 埼玉県 ・「男女共同参画推進プラン」一部見直し</p>	<p>2003年（平成15年） ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 ・「さいたま市保健福祉総合計画」策定</p> <p>2004年（平成16年） ・さいたま市男女共同参画推進センター開設 ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」改正</p> <p>2005年（平成17年） ・「さいたま子ども・子育て希望プラン」策定 ・さいたま市特定事業主行動計画「子育ておもいやりプラン」策定</p> <p>2006年（平成18年） ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「さいたま市雇用対策推進計画」策定</p> <p>2007年（平成19年） ・「さいたま市保健福祉総合計画」見直し</p>
	<p>2005年（平成17年） ・第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会合「北京＋10」開催</p> <p>2006年（平成18年） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）</p>		
	<p>2007年（平成19年） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）</p>		

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
2010～	<p>2010年（平成22年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）（ニューヨーク）開催 <p>2011年（平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN - Women）発足 <p>2012年（平成24年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<p>2009年（平成21年）</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 <p>2010年（平成22年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 <p>2012年（平成24年）</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 <p>2013年（平成25年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者（等）の保護に関する法律」改正 	<p>2008年（平成20年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>2009年（平成21年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 <p>2010年（平成22年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査」実施 ・男女共同参画推進協議会が「答申書 さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」答申 ・「さいたま子ども・青少年希望（ゆめ）プラン さいたま市次世代育成支援対策後期行動計画」策定 <p>2011年（平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>2012年（平成24年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市雇用対策推進計画」改定 <p>2013年（平成25年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「セクシュアル・ハラスメント等に関する職員意識アンケート」実施 ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 ・「さいたま市保健福祉総合計画」改定 ・男女共同参画フォーラム in さいたま開催

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
2010～	<p>2014年（平成26年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「女性と女兒に対する国連ミレニアム開発目標（MDGs）の遂行における成果と課題」決議案採択 <p>2015年（平成27年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が採択 <p>2016年（平成28年）</p> <ul style="list-style-type: none"> G7伊勢志摩サミットにて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ 国際女性会議 WAW！2016（日本）の開催 	<p>2014年（平成26年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定 <p>2015年（平成27年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」10年延長 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定 <p>2016年（平成28年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第1回働き方改革実現会議」開催 <p>2017年（平成29年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「刑法」改正（110年ぶりの大幅改正） 埼玉県 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 <p>2018年（平成30年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<p>2014年（平成26年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 DV相談センター（配偶者暴力相談支援センター）開設 <p>2016年（平成28年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「第2次さいたま市DV防止基本計画」策定 <p>2017年（平成29年）</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市特定事業主行動計画「第2次女性活躍推進プラン」策定 <p>2018年（平成30年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進協議会が「提言書 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申 「男女共同参画相談室」開設 「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」見直し

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
2010～	2019年(平成31年、令和元年) ・ESCAP 北京+25に関するアジア太平洋閣僚会合(バンコク)開催	2019年(平成31年、令和元年) ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正	2019年(平成31年、令和元年) ・「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施 ・総務局総務部「人権政策推進課」と市民局市民生活部「男女共同参画課」が統合し、市民局市民生活部「人権政策・男女共同参画課」設置
2020～	2020年(令和2年) ・「COVID-19と女性・女兒に対する暴力」報告書(UN Women)	2020年(令和2年) ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定 2021年(令和3年) ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正 2022年(令和4年) ・「AV出演被害防止・救済法」施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(施行は令和6年4月1日) <u>埼玉県</u> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 ・「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行	2020年(令和2年) ・男女共同参画推進協議会が「答申書 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について」答申 ・「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」開始 ・「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」策定 2021年(令和3年) ・「第3次さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

	国際社会	国・埼玉県	さいたま市
2020～		2023年（令和5年） <ul style="list-style-type: none"> ・「刑法」「刑事訴訟法」一部改正 ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」公示 	2023年（令和5年） <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申 ・「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」策定 ・「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン（改訂版）」策定 2024年（令和6年） <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定

6 関係法令

(1) さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

(平成 15 年 3 月 14 日 さいたま市条例第 38 号)

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第 3 条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）ののっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標ののっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標ののっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会の

あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

(1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。

(2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

(3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。

(5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。

(6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。

(7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、

速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 11 条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第 12 条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第 14 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの促進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 23 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成 13 年さいたま市条例第 290 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第 14 条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(第34回国連総会(1979年12月)採択、1981年9月発効、1985年6月日本批准)

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その

結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育

上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、か

つ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に

するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類の（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法

的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するため

に、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として

自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(3) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにするこ

とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二十一条～第二十八条、附則 【略】

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動に

ついて家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における

- 活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主

行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占

める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定

により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主

行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を

施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな

ければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 【略】

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和5年6月14日法律第53号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離

婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条におい

て同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければなら

ない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての

時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ

の成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意

(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日

時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりそ

の効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分

中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び

秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相

十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【略】

(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正：令和4年6月15日法律第66号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために

必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けられることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して

行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入

所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自らを行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認められる者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その

他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱え

る女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三

項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 【略】

7 用語解説

ア行

用語	説明
ICT	Information and Communication Technology の略で、「情報通信技術」のこと。
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
M 字カーブ	女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。
LGBTQ	性的少数者を表す言葉の一つで、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（性的指向が男性と女性のどちらにも向く人）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身の性のあり方を決められない、分からない、決めない等の人）、クィア（規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉）の頭文字をとった言葉のこと。
エンパワーメント	力を付けることの意。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

カ行

用語	説明
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
ゲートキーパー	「門番」という意味。自殺対策の中では、地域の中で自殺を考えている人に出会ったときに、自殺の兆候（サイン）を見逃さず、適切な対応を図ることができる人のことを指す。
建設工事競争入札参加資格審査	建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について審査すること。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

用語	説明
国連女性機関 (UN-Women)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために活動する国連機関。女性と女兒のためのグローバルな支援者として、世界全域で女性と女兒のニーズに応える仕事をさらに前進させるため、平成22(2010)年7月の国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関を統合して新たな機関を発足させることが決定された。 UN-Women の世界4か所に展開される連絡事務所の一つとして、平成27年4月にUN-Women 日本事務所が東京都文京区に開設されている。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことにかんがみ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするもの。※令和6年4月1日施行予定。

サ行

用語	説明
さいたま市 STEAMS 教育	STEAM 教育とは、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を A (liberal Arts) として加え、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと。さいたま市では、独自にスポーツ (Sports) を加え、さいたま STEAMS 教育としての実践を推進している。
ジェンダー	生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対して、出生後に周囲とかかわりながら育つ中でこうあるべきだと身についた性差観念。
ジェンダーアイデンティティ	令和5年6月23日に公布・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度にかかる意識」と定義されている。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とするもの。※平成15年7月16日施行。

用語	説明
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とするもの。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）
スーパービジョン	スーパーバイザー（監督者・管理者）が、スーパーバイジー（社会福祉施設等で事例を担当している援助者）から、担当している事例の内容や援助方法について報告を受け、それに基づいて適切な援助指導を行うこと。
性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症等のほか、HIV感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
性自認	自分の性をどのように認識しているかということ。この認識は生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいるほか、「どちらでもない」「どちらの性別か分からない」という認識を持つ人もいる。 性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーという。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す人間の根本的な性傾向のことを指す。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）に分類される。性的指向を持たない場合は「無性愛（アセクシュアル）」という。
性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者等のこと。 性的少数者 。セクシュアルマイノリティ。
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
セカンドライフ	定年退職後や子育てが一段落した後の第二の人生のこと。さいたま市では、市内在住の50歳以上の人がいきいきと生涯現役として社会参加できるよう、ボランティア、就労、生涯学習等の活動に関する相談・情報提供を行う窓口「り・とらいふ（セカンドライフ支援センター）」を設置している。

用語	説明
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真等の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
セクター	部門、分野のこと。

タ行、ナ行

用語	説明
デートDV	交際中のカップルの間で起こるDVのこと。身体的、精神的、経済的、性的暴力など暴力の種類は様々。
デジタル・デバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
デジタル・シティズンシップ教育	優れたデジタル市民（スマートフォンやタブレット等のデジタルツールを使って市民社会に参加する人のこと）になるために、必要な能力を身に付けることを目的とした教育のこと。デジタル・シティズンシップ教育は欧米を中心に 2010 年代から普及した考え方であり、それまでの利用制限・禁止を中心とした指導を転換し、テクノロジーの持つ積極的・社会的・道具的意義を認め、子どもたちのデジタル生活を前提としたポジティブな教育のあり方として注目されている。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。
二次的被害	直接的な被害を受けた後に、周囲の人の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害のこと。
ネグレクト	親や養育者が児童に危害を加えたり、不適切な育て方をする児童虐待の一種。具体的には、食事を与えない、家を不衛生にする、世話をしない、学校に行かせない、夜間児童だけにする等の行為のこと。

ハ行

用語	説明
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。※平成 13 年 10 月 13 日施行

用語	説明
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）付けられている DV 被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
ハラスメント	嫌がらせやいじめ行為のこと。
パワー・ハラスメント	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為のこと。
包摂的	社会的に弱い立場にある人々をも含め、市民一人ひとりを排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。「社会的包摂」ともいう。
ポジティブ・アクション	男女間の参画の機会の差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。積極的格差是正措置。

マ行

用語	説明
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取り扱いを行うことは禁止されていたが、法改正により、平成 29 年 1 月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくもの。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く能力。また、メディアを使って自分自身の考えを表現する能力。

ヤ行、ラ行、ワ行

用語	説明
ヤングケアラー	高齢、身体上または精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を行う 18 歳未満の人のこと。さいたま市では、令和 4 年 7 月に「さいたま市ケアラー支援条例」を制定している。

用語	説明
労働力率	就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにもかかわらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。
ロールモデル	行動や考え方の模範となる人物のこと。将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデル。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。